

平成 26 年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月  
奈良大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	64
基準 4 自己点検・評価	83
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A 提携と連携・貢献	86
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	103



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

奈良大学の建学の精神は、「努力が天才である」という信念を持ち、「正しきに強き」人材の育成にある。これは、創設者藪内敬治郎先生の残した言葉である。同時に「努力が天才であるとする信念を以て心の光となし、自己の願望を遂げさせるものは自分自身であるとする信念を以て心の力となす。この光に照らされ、この力に勇みつつ、明るい人生の中に自己を見出して、常に大望を見失わず、自信満々努力して倦まざるもの、これが即ちたくましく正しきに強き健児の姿であり、建学の精神である」【資料 I-1】とも書き残している。これは大正 14(1925)年 4 月、藪内先生が向学の精神に溢れる勤労青年のために創設した、本学園の淵源である「南都正強中学」(5 年制夜間中学)の理念に符合する。ここに学んだ人たちは無遅刻・無欠席で勉学に励み、教える人たちは無報酬で教壇に立ち、師弟が真剣に向き合った。これが本学教育の原点である。

「正強」という校名は、建学の趣旨に共鳴した文豪徳富蘇峰によって贈られたものである。「一人ひとりの学生を大切にす」本学の基本理念は、南都正強中学の教育に源を発している。

こうした建学の精神・基本理念を基に、本学の使命・目的については、「学校法人奈良大学の寄附行為」第 3 条【資料 I-2】に、「社会に貢献する知的・道徳的に『正しきに強き』有為の人材を育成することを目的とする」と明記し、また「奈良大学学則」第 1 条【資料 I-3】には、「社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成することを目的とする」と定め、さらに「奈良大学大学院学則」第 2 条【資料 I-4】においては、「学術の理論及び応用を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き有為の人材を育成することを目的とする」と定めている。

### 2. 大学の個性・特色

本学は、建学の精神、大学の使命・目的に基づき、教育・研究の実践を通して、以下の 4 項目の個性・特色を形成している。

#### 1) 文系の基礎学問を深く体系的に教育・研究する。

本学の通学部は、文学部国文学・史学・地理学・文化財学の 4 学科、社会学部心理学・社会調査学の 2 学科、通信教育部は、文学部文化財歴史学科の 1 学科で構成している。7 学科は文系の基礎的学問分野であり、それらを深く研究し、体系的に教授している。

#### 2) 奈良という立地を活かし、奈良を「教室」とし、地域社会との連携を目指す教育・研究を行う。

古来、大和の地には、豊かな自然と多くの歴史・文化遺産が存在しており、国文学、史学、文化財学、文化財歴史学の諸学科では、それを最大限に活かす教育・研究を行っている。また、現在の奈良県は、京阪神大都市圏に近く、都市化・郊外化が顕著で、地理学、心理学、社会調査学の諸学科が扱う様々な問題の究明にとって、絶好のフィールドとなっている。

#### 3) 体験と能動的学修を重視する教育を実践する。

体験の内容は、実物体験と社会体験に分かれるが、全ての学科ではこうした体験重視

の教育を行っている。例えば、国文学科の天平衣裳体験や近世演劇鑑賞、史学科の実物を使っての木簡解読や古文書実習、地理学科の国内外の巡検、文化財学科の遺跡探訪・発掘や美術館・博物館などの見学、心理学科の心理学実験やカウンセリング実習、社会調査学科の社会体験実習や社会調査実習、通信教育部のスクーリング時の臨地学修などである。また、通信教育部学生も含め全ての課程で卒業論文を必須としており、上記のような体験を踏まえた上で、発表や討論を通して卒業論文を作り上げるよう指導し、成果を上げている。

#### **4) 「一人ひとりの学生を大切にすゝ」教育を実践する。**

これは大学の基本理念の一つでもあるが、開学以来、比較的小規模な大学の特性を活かして、講義・演習・実習などの授業をできるだけ少人数で行い、行き届いた教育を心掛けている。1・2年次にはクラス担任制、3・4年次には演習担当者による担任制を設け、さらにオフィスアワーを設定して個別指導を行っている。通信教育部学生に対しても、スクーリングやレポート・卒論計画書及び草稿の添削を通して、きめ細やかな指導を心掛けている。学生支援センターによる学修・生活指導、キャリアセンターによる就職指導などと共に、入学から卒業に至るまで、「一人ひとりの学生を大切にすゝ」教育を実践している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

奈良大学は、創設者藪内敬治郎先生が、経済的に恵まれない勤労青年のために私財を投じ、大正 14(1925)年 3 月に知事認可を受けて設立した無月謝の「南都正強中学」(5 年制夜間中学)に端を発する。当初は薬師寺境内の遊休施設を借りての開校であったが、昭和 2(1927)年 6 月、伏見村西大寺 70 番地(現在の奈良市西大寺東町 1-1-9)に校舎を新設して移転した。戦後は昼間課程を加え、授業料を徴収することとした。学制改革に伴い、昭和 23(1948)年 3 月には、全日制・夜間制・定時制(土曜午後・日曜に開講)の新制「奈良正強高等学校」として再出発し、昭和 29(1954)年 4 月には中学校を併設し、普通科に商業科、工業科を加えて、法人名も「奈良県正強学園」と改称した。昭和 33(1958)年には創立以来の歴史を持つ定時制課程を廃止する一方で、昭和 42(1967)年には「正強学園幼稚園」を開設した。

このように学園の体制が整っていく中で、一貫教育を目指して大学の増設が構想にのぼり、昭和 43(1968)年 4 月の理事会で、1 学部(文学部)3 学科(国文学科・史学科・地理学科)、入学定員各学科 50 人・収容定員 600 人、男女共学の「奈良大学」を、奈良市宝来町 1215 番地に設置することを可決した。昭和 43(1968)年 9 月 30 日付で文部大臣への申請を行い、翌 44(1969)年 3 月 3 日付で「奈良大学」設置と「正強学園」への法人名変更が認可された。

本学は、昭和 44(1969)年 4 月 19 日に第 1 回目の入学式を執り行い、56 人の新入生を迎えた。昭和 45(1970)年度に 98 人、昭和 46(1971)年度に 241 人、昭和 47(1972)年度に 340 人の入学者があり、収容定員はこの年度に充足された。校舎について、昭和 44(1969)年度の本部棟・教室棟に続き、昭和 45(1970)年 3 月に教室棟・学生ホール、昭和 47(1972)年 3 月に研究棟と学生棟ブリッジ、昭和 48(1973)年 3 月に食堂棟・管理室、9 月に図書館・教室、昭和 50(1975)年に教室など、年次計画に従って完成した。この間、昭和 45(1970)年には教育職員免許状(中学校「国語」「社会」・高等学校「国語」「社会」)授与の課程認可、昭和 51(1976)年には博物館学芸員資格の授与認可を受けている。

さらに、昭和 54(1979)年 4 月に文化財学科(入学定員 40)を増設した。「文化財学」という新たな学問分野の確立と時代の要請に応える専門職員の養成を目指すもので、当時、全国初にして唯一の学科であった。昭和 53(1978)年から昭和 56(1981)年にかけては、文化財学科の実習棟・収蔵庫の建設、教室の増設、及び体育館(講堂も兼用)の建設なども行った。

こうして、1 学部 4 学科、収容定員 1,240 人の体制が整った。しかしすでにはじまりつつあった 18 歳人口の急増と近い将来に予測される学生急減対策として、1 学部を増設し、同時に校地を拡張し、施設設備の充実を図るため、新しいキャンパスへの全面移転を検討した。

移転先として、奈良市山陵町 1500 番地を選定し、学生数 3,000 人、敷地 123,000 m<sup>2</sup>の新しい奈良大学を目指した。昭和 62(1987)年 12 月に社会学部・産業社会学部の 2 学科から成る社会学部(定員各 90 人)の増設が認可され、また、大学設置基準の改正により多くの大学が教養部を廃止する中で、本学では教養教育の充実を目的として教養部を設置し、ここに 2 学部と教養部で構成する奈良大学が確立した。なお、社会学部では平成 11(1999)年 4 月付で社会学部を人間関係学科、産業社会学部を現代社会学部へ、さらに平成 19(2007)年 4 月付で人間関係学科を心理学科へ、平成 22(2010)年 4 月付で現代社会学部を社会調査学

科へと名称変更した。本学の収容定員は18歳人口急増期に臨時定員増により2,840人となったが、その後、恒常的定員として、平成26(2014)年現在、入学定員600人、収容定員2,400人となっている。

一方、教育研究支援体制の整備としては、昭和63(1988)年の移転に際して情報処理センターを設置し、平成3(1991)年には「教育研究支援統合ネットワークシステム」を開設した。また、研究面の拠点組織として、平成2(1990)年に総合研究所を設置し、奈良に係るプロジェクトを中心にして、研究活動を推進している。

このように大学としての教育研究環境が整って行く中で、さらに高度な研究指導を強化するため、平成5(1993)年4月に大学院設置の認可を受けた。本学大学院は当初、文学研究科文化財史料学専攻・同国文学専攻、社会学研究科社会学専攻(各定員5人、文化財史料学専攻は後に10人)の2研究科3専攻、修士課程のみで発足した。同年には、大学院と総合研究所などが使用する「総合研究棟」と、同窓会のための「校友会館」を建設した。平成7(1995)年の修士課程の完成時点で、より高度な研究を目指す学生の要求に応じるため、文化財史料学専攻博士後期課程(定員2人)を設置、さらに平成11(1999)年には文学研究科に地理学専攻修士課程(定員5人)を増設し、2研究科4専攻の本学大学院が完成した。このうち、文学研究科は教育職員専修免許状授与課程として認定されている。なお、平成17(2005)年には、社会学研究科社会学専攻に臨床心理学コースを設け、平成19(2007)年10月には、「奈良大学臨床心理クリニック」を設置し、平成22(2010)年には臨床心理士受験資格第1種の指定を受け、社会の要請に答えている。

その他の施設として、平成6(1994)年には奈良県都祁村(現在の奈良市都祁地区)に野外活動センターを建設し、また平成8(1996)年には収容冊数42万冊を可能とするために図書館を増築(南館)した。

一方、本学の母体ともいえるべき正強高等学校については、大学と同様、生徒の激減を予想し、教育内容の充実を期して、平成8(1996)年4月現在地(奈良市秋篠町50)に全面移転し、これを機に「奈良大学附属高等学校」に校名変更し、大学との関係を重視した(中学は平成16(2003)年3月を以て廃止)。また平成15(2003)年には法人名も「学校法人奈良大学」に改めた。幼稚園については、大学の研究教育との結びつきを考慮し、それに先行して昭和63(1988)年に「奈良大学附属幼稚園」と園名を改めており、これら一連の名称変更を通じ、奈良大学を核とした各学校園の連携関係を明確にした。

また、学生間に様々な資格取得への希望が強いことを考慮して、平成16(2004)年には、新たに司書資格・学校図書館司書教諭資格の授与認可と、社会学部現代社会学科(企業社会情報コース)における高校の情報教育職員免許状授与課程の認定を受けた。

学びを目指す人により広く門戸を開き、生涯学習時代に相応しく、家庭の女性やシニア世代の男性を対象にして、平成17(2005)年には通信教育部(文学部文化財歴史学科)を開設した。これには大きな反響があり、全国から多くの学生を迎えている。これに併せ面接指導や事務を行うための施設として、通信教育部棟を新築した。



## 奈良大学

### 【沿革】

大正14	(1925)年	4月	南都正強中学創設（夜間）
昭和19	(1944)年	2月	中学校令により、法人名、校名を「奈良県正強中学校」に変更。
昭和21	(1946)年	4月	夜間課程に昼間課程を加え、奈良県正強中学校1部・2部として再出発。
昭和23	(1948)年	3月	学制改革により、新制高等学校の設立。法人名、校名を「奈良正強高等学校」に変更。
昭和29	(1954)年	4月	法人名を「奈良県正強学園」、学校名を「奈良県正強高等学校」に変更。 奈良県正強中学校を併設。
昭和42	(1967)年	4月	正強学園幼稚園を開設。
昭和44	(1969)年	3月	法人名を「正強学園」へと変更し、学校名を正強高等学校、正強中学校、正強幼稚園に変更。奈良大学設置認可。
昭和44	(1969)年	4月	奈良市宝来町に奈良大学を開設。文学部に国文学科、史学科、地理学科を設置。
昭和45	(1970)年	4月	文学部に、教育職員免許法に基づく教育職員免許状授与正規の課程認定（教科 国語・社会）。
昭和51	(1976)年	4月	文学部に、博物館法に基づく博物館学芸員授与資格認可。
昭和54	(1979)年	4月	文学部に文化財学科を増設。
昭和55	(1980)年	4月	文学部文化財学科に教育職員免許状取得課程設置
昭和63	(1988)年	2月	奈良大学を、奈良市山陵町に全面移転。
		4月	奈良大学社会学部を増設。社会学科、産業社会学科を設置。 幼稚園名を奈良大学附属幼稚園に変更。
平成2	(1990)年	4月	奈良大学総合研究所を設置。
平成4	(1992)年	4月	正強中学校を休校。
平成5	(1993)年	3月	総合研究棟、校友会館棟竣工。
		4月	奈良大学大学院を開設。文学研究科修士課程（国文学専攻・文化財史科学専攻）、 社会学研究科修士課程（社会学専攻）を設置。 大学院文学研究科に、教育職員免許法に基づく教育職員免許状授与正規の課程認定 （教科 国語・地理歴史）。
平成6	(1994)年	6月	奈良県都祁村（現奈良市）に正強学園野外活動センターが竣工。
平成7	(1995)年	4月	大学院文学研究科文化財史科学専攻に博士後期課程を設置。
平成8	(1996)年	2月	図書館棟増築竣工。
		4月	高等学校名を奈良大学附属高等学校に変更し、奈良市秋篠町に全面移転。
平成11	(1999)年	4月	社会学部の社会学科を人間関係学科に、産業社会学科を現代社会学科に名称を変更。 大学院文学研究科に地理学専攻修士課程を増設。
平成15	(2003)年	8月	法人名を「学校法人奈良大学」に変更。
平成16	(2004)年	3月	正強中学校を廃止。
		4月	社会学部現代社会学科（企業社会情報コース）に教育職員免許法に基づく教育職員 免許状授与正規の課程認定（教科 情報）。 司書課程、学校図書館司書教諭課程を設置。
平成17	(2005)年	4月	通信教育部文学部を増設。文化財歴史学科を設置。通信教育部棟竣工。 大学院社会学研究科社会学専攻に臨床心理学コースと社会学コースを設置。
平成19	(2007)年	4月	社会学部人間関係学科の名称を、心理学科に変更。 奈良大学博物館を設置。奈良県より博物館相当施設に指定。 大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コースに、臨床心理士受験資格第2種の 指定。 10月 奈良市西大寺新田町に奈良大学臨床心理クリニックを設置。
平成22	(2010)年	4月	社会学部現代社会学科の名称を、社会調査学科に変更。 大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コースに、臨床心理士受験資格第1種の 指定。
平成24	(2012)年	4月	大学院社会学研究科社会学専攻を改組し、社会文化研究コースと臨床心理学コース を設置。

2. 本学の現況

- ・大学名 奈良大学
- ・所在地 奈良市山陵町 1500
- ・学部の構成 ・学生数、教員数、職員数

大学院	研究科	専攻名	入学定員	1年次	2年次	3年次	現員	収容定員
	文学研究科	国文学専攻		5	1	2	-	3
文化財史科学専攻 (博士前期)			10	15	17	-	32	20
文化財史科学専攻 (博士後期)			2	3	7	3	13	6
地理学専攻			5	0	8	-	8	10
文学研究科 計			22	19	34	3	56	46
社会学研究科	社会学専攻		5	6	8	-	14	10
社会学研究科 計			5	6	8	-	14	10
大学院 計			27	25	42	3	70	56

大学	学部名	学科名	入学定員 (3年次編入)	1年次	2年次	3年次 (編入生数)	4年次 (編入生数)	現員	収容定員
	文学部	国文学科		90	83	98	95	103	379
史学科			135	149	151	160	166	626	540
地理学科			95	85	79	93	93	350	380
文化財学科			100	113	112	107	134	466	400
文学部 計			420	430	440	455	496	1,821	1,680
社会学部	心理学科		90	67	90	78	82	317	360
	社会調査学科 (現代社会学科)		90	48	47	53	67	215	360
社会学部 計			180	115	137	131	149	532	720
通信教育部	文学部 文化財歴史学科		500 (200)	79	74	290 (214)	919 (645)	1,362 (859)	1,600 (400)
通信教育部 計			500 (200)	79	74	290 (214)	919 (645)	1,362 (859)	1,600 (400)
大学 合計			1,100	624	651	876 (214)	1,564 (645)	3,715 (859)	4,000 (400)

(教員数)

大学	学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	計
	教養部			13	3	1	0
文学部	国文学科		6	2	0	0	8
	史学科		5	3	2	0	10
	地理学科		6	1	1	0	8
	文化財学科		7	3	1	0	11
文学部 計			24	9	4	0	37
社会学部	心理学科		5	3	2	0	10
	社会調査学科		6	2	0	0	8
社会学部 計			11	5	2	0	18
大学 合計			48	17	7	0	72

(職員数)

大学	採用別	事務局	法人本部	計
	専任職員	45	8	53
嘱託職員	7	1	8	
シニアスタッフ	7	0	7	
臨時職員	26	1	27	
大学 計		85	10	95

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

奈良大学は、前述(p. 1)の通り、建学の精神を踏まえて、「学校法人奈良大学寄附行為」第 3 条において「社会に貢献する知的・道徳的に『正しきに強き』有為の人材を育成することを目的とする」とその目的を定めている【資料 1-1-1】。また、本学は、同じく建学の精神を踏まえて、その使命・目的を、「奈良大学学則」第 1 条に「社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成することを目的とする」と明記している【資料 1-1-2】。さらに、本学大学院では、「奈良大学大学院学則」第 2 条において、同様に「学術の理論及び応用を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き有為の人材を育成することを目的とする」と定めている【資料 1-1-3】。

こうした大学の使命・目的を踏まえて、どのような学生を育成し、どのように社会に貢献すべきなのか。この課題に対し、本学では昭和 63(1988)年の開学 20 周年に際して以下の「教学の理念」を制定し、教育目的を明確に示すことで応えている。

##### 教学の理念 【資料 1-1-4】

- 1) つねに真理の探究につとめ、伝統と現代感覚の調和をはかりつつ、学術文化の創造と進歩に寄与する。
- 2) ふれあいと対話の教育を基調にして、豊かな人間性を養い、独立自由を尊ぶとともに、友情あつく協調性に富んだ人材を育成する。
- 3) 国際的視野に立つ開かれた大学として、地域社会との連帯を深めながら、ひろく人類社会の平和と発展に寄与する。

この「教学の理念」は、本学が目指す方向性を示すものであり、全学的な教育・研究の指針として、その後の実践に繋がっている。この意味・内容を具体的に示せば、次のようになる。

1) の「伝統と現代感覚の調和」「学術文化の創造と進歩への寄与」という視点については、全学共通の「世界遺産コース」の設置、研究成果を広く一般に還元する『奈良大ブックレット』の発行、高校生の研究成果を顕彰する「全国高校生歴史フォーラム」の開催などの形で具現している。

2) の「ふれあいと対話の教育」「豊かな人間性の涵養」「友情あつく協調性に富んだ人材

の育成」については、「一人ひとりの学生を大切にする」教育として実践しており、本学の個性・特色の一つである「体験と能動的学修を重視する教育」を通して実現を目指している。

3)の「国際的視野に立つ開かれた大学」と「地域社会への連帯」のうち前者については、中国・韓国・英国の大学との学術協定の締結、留学生の交換、レバノンとモンゴルでの国際共同研究の実施などで実現されており、後者については、奈良市・斑鳩町・飛鳥保存財団・大和文華館・南都銀行・奈良県経済倶楽部などとの連携交流協定の締結、学外の各地で開催する公開講座、大学の授業を一般公開する「奈良文化論」、図書館の市民への開放などを通して具体化し、また社会学部に開設している「地域連携教育センター」は、その窓口の一つとなっている。

### 1-1-② 簡潔な文章化

各学科の教育・研究の目的については、学則第3条の4において簡潔に記述している【資料1-1-5】。通信教育部についても、「奈良大学通信教育部規程」第2条の2において、教育・研究上の目的を明瞭に文章化している【資料1-1-6】。また、大学院についても、大学院学則第4条の2において、各研究科の専攻ごとに教育・研究上の目的を簡潔に明記している【資料1-1-7】。

## (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為と学則において使命・目的の条文を制定して以来40数年、「教学の理念」を制定して以来20数年の歳月が流れている。歴史の重みをしっかり受け止め、そこから多くを学びつつも、現在にあってもそれが最適の表現であるかどうか、PDCAサイクルに則したものであるのか、といった観点からの検討も怠らない。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、前述の通り、1) 文系基礎学問の深く体系的な教育・研究、2) 奈良に立地することを活かした教育・研究、3) 体験学修と能動的学修を重視した教育、4) 「一人ひとりの学生を大切にする」教育にある。これらについては、学則、「教学の理念」、学科の教育目標において以下の通り明示している。

1)については、学則第1条【資料1-2-1】と「教学の理念」の1)において、広い意味で明示している他、全ての学科と大学院専攻の教育目的においても言及している。2)については、特に史学科、文化財学科及び通信教育部文化財歴史学科の教育目的の中で明示し

ている。3) については、多くの学科や大学院専攻の教育目的の中で言及している。4) については、「教学の理念」の2) の中で明示している。

### 1-2-② 法令への適合

学校法人奈良大学の目的は、寄附行為第3条【資料1-2-2】に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する知的・道徳的に『正しきに強き』有為の人材を育成することを目的とする」とある通り、わが国の法令に従うものであることを明記している。

また、奈良大学の目的も、学則第1条【資料1-2-1】に、「本学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成することを目的とする」とある通り、法令遵守を明記している。

### 1-2-③ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、大学を巡る諸情勢の変化に対応しつつ、順次整備している。

使命・目的については、昭和26(1951)年3月に法人の組織改革の際に制定した現行の寄附行為によって、法人の目的を明文化した。次いで、本学の開学に当たり、昭和44(1969)年3月に学則を制定し、大学の目的を明記した。さらに、大学の開設20周年に当たり、社会学部の開設とキャンパスの全面移転に際して、昭和63(1988)年に「教学の理念」を制定し、使命・目的をより明瞭な形で示した。加えて、大学院開設に伴い、平成5(1993)年に大学院学則を制定し、大学院の目的を明記した。

教育目的については、大学院では、平成19(2007)年に大学院学則第4条の2において研究科・専攻別に明記し、通学部では、翌平成20(2008)年に学則第3条の4において、通信教育部では、同年に奈良大学通信教育部規程第2条の2において、各学科別にそれぞれ明記している。

この間、学部・学科カリキュラムの改定と充実に努めて、大学を巡る諸情勢の変化に対応している。

## (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

変化への対応は、近年やや他律的となっている。今後、後述する学長候補者選考規程の改正や社会調査学科の名称変更などのように、より自律的な対応を図る。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 《1-3の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### (1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

## (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

法人の使命・目的を記した寄附行為は、理事会の承認を経て制定している。大学の使命・目的を記した学則もまた、教授会の議を経て、理事会で承認している。「教学の理念」は、教授会決議として採択したものである。一方、学則に定めている教育目的は、各学科、教務委員会などにおける検討の上、教授会の議を経て、理事会で承認している。また、大学院学則に記す各専攻の教育目的は、両研究科委員会の議を経て、大学院委員会で決定している。さらに、通信教育部の教育目的は、通信教育部委員会の議を経て、教授会で決定している。以上の通り、大学の使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と支持を得て制定したものである。

### 1-3-② 学内外への周知

建学の精神と大学の基本理念については、教職員に対して、仕事始めや辞令交付式における理事長の訓示、初任者研修における学園史の紹介などにより、周知徹底を図っている。学生に対しては、入学式・卒業式における理事長告示や、『COLLEGE LIFE(学生便覧)』と『ハンドブック』(通信教育部)【資料 1-3-1】への記載などにより、周知を図っている。

「教学の理念」については、建学の精神と共に、教職員と学生により一層の周知を図るため、平成 19(2007)年度以降、学内にパネル掲示を行っている。また、大学の歴史を紹介する DVD の中で、建学の精神と共に「教学の理念」について説明し、初任者研修、入学式、保護者会などでもこの DVD を活用している

学外に対しては、建学の精神、「教学の理念」共に、ホームページ【資料 1-3-2】に掲載し、また受験生や保護者の目に触れることの多い『大学案内』【資料 1-3-3】にも掲載している。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

中長期的な計画として、後述(p. 14)の通り、現在の社会調査学科を平成 27(2015)年度から「総合社会学科」に名称変更する方向で進めているが、この変更においても、大学の使命・目的及び教育目的を常に意識しながら進める。

教学上の 3 つの方針、すなわちアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー【資料 1-3-4】については、各学科、大学院の各研究科・専攻及び通信教育部において作成しているが、いずれも学則と大学院学則に明記した教育目的を反映した内容となっている。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、文学部(4 学科)、社会学部(2 学科)、教養部、大学院(2 研究科、4 専攻)、通信教育部(1 学部 1 学科)から成っている。この構成は、本学の使命・目的及び「教学の理念」を実現するためのものであり、この意味で使命・目的、教育目的と教育研究組織との整合性は保たれている。

## (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、今後 PDCA サイクルを一層実効あるものとする中でその有効性を高めてゆくよう努める。次年度、本法人は創立 90 周年を迎える。現在将来を見据えた事業計画を検討中であり、これを機にさらに向上・改善させる。

### **【基準1の自己評価】**

本学では、建学の精神・基本理念を基に、寄附行為と学則においてその使命・目的を明記し、さらに「教学の理念」を定めて教育・研究の方向性を定め、その上に立って全学的に教育目的を制定している。これらについてはいずれも、意味・内容が具体的かつ明確であり、簡潔に文章化している。

これらの使命・目的、「教学の理念」、教育目的は、大学を巡る情勢の変化に対応して次第に整備してきたものであるが、基本的には教育基本法、学校教育法、私立学校法などの法令に適合したものである。また、本学の個性・特色を明示したのものである。

さらに、これらについては、役員や教職員の理解と支持のもとに制定し、学内の教職員や学生、学外の受験生や保護者などへの周知を図っている。また、これらは本学の教育研究組織の構成と整合性を持ち、教学上の3つの方針、すなわちアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに反映されている。

以上の通り、本学は、基準1を満たしていると自己評価できる。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとして定めている。文学部、社会学部及び各学科に、また大学院では各専攻に、アドミッションポリシーを定め、「学生募集要項(通学部用と通信教育部用)」、「大学院学生募集要項」及びホームページに掲載してその方針を明示し、志願者とその保護者、高校関係者などに適切に周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

各学生募集要項の他、アドミッションポリシーに即して、入学金や授業料などの学費、学部・学科の修学内容や教育研究施設設備などの学修環境、教員の研究テーマや業績、奨学金・下宿・アルバイト・課外活動などに関する学生生活支援体制、進学先選択に関する各種情報などを、「大学案内」「入試ガイド」「入学案内(通信教育部)」に掲載している【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】。こうした大学全体を紹介する資料に加え、通学部では学科別のリーフレット、小冊子、「キャンパスライフ」シリーズを作成して、当該学科への入学を検討している高校生・保護者に対して、より詳細な情報を提供している【資料 2-1-7】。

また、オープンキャンパスや入試説明会、進学相談会、通信教育部の入学説明会、高校訪問などを通して、入学希望者・保護者・高校関係者に対する説明を行っている。

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

通学部では幅広く入学者を受入れるため、その工夫として 1) A0 入試、2) 奈良大学附属高等学校特別推薦入学選考、3) 指定校制推薦入学選考、4) 推薦入試、5) 一般入試、6) センター試験利用入試、7) 社会人入学試験・編入学試験を実施している。【資料 2-1-8】

1) の A0 入試は地理・心理・社会調査の 3 学科で実施している（平成 27 年度入試から国文学科でも実施）。「幅広く受験の機会を与える」という観点から、応募要件は大学入学資格を有する者で、地理学科ではフィールドワーク、面接及びレポート、心理学科と社会調査学科では模擬授業受講と面接を通し、各専門分野に対する関心度と学修意欲、社会貢献への志向性を重視して選考を行っている。【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】

A0 入試以外の入学試験は全学科で実施している。2) の奈良大学附属高等学校特別推薦入学選考【資料 2-1-11】と 3) の指定校制推薦入学選考【資料 2-1-12】は、本学が定める一定の成績要件を満たした上で、高等学校からの推薦を受けた者に面接を行い、基礎学力に加えて各学科の専門分野への関心度と学修意欲を確認し選考している。4) の推薦入試では、小論文と基礎教養考査を通して、論理的構成力・文章表現力などの基礎能力を考査し、



高等学校における成績を加味して選考している。5) の一般入試と 6) のセンター試験利用入試では、主要 3 教科を中心とした学力試験を通して、基礎学力を重視した合否判定を行っている【資料 2-1-13】。7) の社会人入学試験、編入学試験では、小論文(学科により英語・専門科目)・面接・志望理由書に基づき、専門分野への関心度、学修意欲と基礎学力を多面的に評価することで、幅広い層に受験・入学の機会を提供している。【資料 2-1-14】

各入学試験の方式・日程・試験科目などについては、年度ごとに入試委員会で見直しを行って所要の改定を加えている。入試業務全般は入学センターが企画し、入試委員会の承認を得た上で、全教職員の協力により適切に実施している。

以上の通り、多様な選考・試験を実施しており、適切な判定方法、運用体制のもと、各学科のアドミッションポリシーに適合する学生を受入れている。

また、入試の内容と結果については、「入試ガイド」「学生募集要項」の他、ホームページに掲載し、志願者・保護者に周知している。入試問題については、毎年度「入試問題集」を作成し、希望者に配布している【資料 2-1-15】。これらの資料と本学の入試過去問題集(赤本)は、入試説明会や高校訪問を通して高校関係者に配布し、適切な情報開示と説明を行っている。

通信教育部では、教育の機会均等を推進するため、学修意欲を持った幅広い年代の学生が学べるように、大学入学資格の条件を満たしていれば入学者として受入れている。但し、入学希望者に対しては、歴史学、文化財学に対する強い学修意欲、自らが主体的に学び取ろうという姿勢を確認する目的で「志望理由書」の提出を義務付けている【資料 2-1-16】。また、実際強い学修意欲に満ちた人たちが入学している。また、入学の時期は、4月と10月の年2回、それぞれを学年始めとしている。

大学院では、2月に全専攻で春季入学試験を行っている他、国文学専攻・地理学専攻・社会学専攻では9月に秋季入学試験も実施している。「大学院学生募集要項」にアドミッションポリシーを明示し、この方針に則して、専門科目・英語(専攻によって「古典」「漢文」「文献史料」を選択できる)・面接の試験を行っている【資料 2-1-17】。学力の他、目的意識、研究意欲、専門知識や資格を実社会で活用しようとする意欲などを総合的に評価して、適切に学生を受入れている。

国文学専攻と社会学専攻では社会人入試、また社会学専攻では外国人入試をそれぞれ実施している。試験内容については、幅広く学生を募集することを目的として、社会人入試では小論文、外国人入試では専門科目と日本語を採り入れ、目的意識や意欲を重視した合否判定を行っている。

入学試験の方式・日程などは大学院委員会で審議・決議し、その運用は入学センターと大学院事務室で立案する計画に基づき、大学院担当教員が協力して適切に行っている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

通学部の入学定員は文学部 420 人、社会学部 180 人、合計 600 人で、過去 5 年間での変動は無い。入学者数・在籍者数及び定員充足率は【資料 2-1-18】の通りで、平成 23(2011)・26(2014)年度で入学定員不充足となっている。

学部別では、文学部は継続して定員以上の入学者を維持しているが、社会学部は過去 5 年間、定員を充足できない状況にある。

学科別では、史学科と文化財学科の定員充足率は 110~120%前後で推移しており、安定

的に入学者を受入れている。一方、国文学科と心理学科では過去5年間に2回定員を下回った。また、地理学科で定員を充足したのは平成24(2012)年度のみであり、社会調査学科では定員不充足が継続しているため、特に社会調査学科に対しては、下記(2-1の改善・向上方策)のように改善する。

社会学部の定員不充足に対しては、学生受入れ数の向上を目的として、平成19(2007)年に人間関係学科を心理学科に、また平成22(2010)年に現代社会学科を社会調査学科に名称変更し、大幅なカリキュラム改定を行った。心理学科は「臨床心理学コース」と「社会心理学コース」を設けて学べる分野を明示したこと、大学院社会学研究科臨床心理学コースは平成22(2010)年度以降、日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定を受けたことなどにより、一定の改善効果が見られた。しかし、社会調査学科については、名称変更直前の平成21(2009)年度に現代社会学科入学者は86人であったが、名称変更初年度の入学者数は72人で定員充足率80%にとどまり、以後は毎年度、60%前後と低率で推移している。認知度を上げるため、社会調査学科に重点を置いて、交通広告やダイレクトメールによる広報活動を行ってきた。i-Pod(携帯情報端末)の無償貸与とその活用、企業・自治体と連携した社会体験など、特色ある授業を展開して教育内容の充実を図り、そのアピールにも取り組んできたが【資料2-1-19】、充足率向上に繋がるには至っておらず、学部全体としての適切な受入れ学生数確保の面で負の要素となっている。

通信教育部の入学定員は1年次入学300人、3年次編入学200人の合計500人で、収容定員は1,600人である。平成17(2005)年の開設時には定員を大きく超える入学者数となり、その後はほぼ横ばいで安定的に推移している。また、在籍者数についても同様に、一定の水準で推移している【資料2-1-20】。しかし、充足率の点で、いずれも定員を満たしておらず、加えて僅かずつながらも減少傾向にあるため、今後、募集広報の工夫を行う。

大学院の入学定員は専攻別では、修士課程の国文学・地理学・社会学の各専攻が5人、文化財史料学専攻では博士前期課程10人、博士後期課程2人である。【資料2-1-21】の通り、文化財史料学専攻では例年、定員を上回る入学者がある。国文学専攻・地理学専攻では定員を充足できていない年度もあるが、社会学専攻は平成23(2011)年度以降は充足している。

研究科別では、文学研究科、社会学研究科共に、充足率が100%(平成26(2014)年度は不充足)を超えており、大学院全体としては、適切な学生受入れ数を維持している。

### (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

通学部については、社会調査学科の定員充足が最大の課題であり、そのため、平成27(2015)年度から名称を「総合社会学科」に変更することを平成26(2014)年2月の教授会で決議し【資料2-1-22】、再スタートに向けた準備を進めている。社会調査という学際的視座は残しつつ、一層実習と演習に重点を置いた実践的な教育に力を入れ、現代社会を的確に把握し、確かな知識と行動力と倫理を備えた人材の育成を目指す。

広報上の戦略面では、インターネットの重要性が増しているという判断から、ホームページで情報発信する際、その内容や方法を常に改善する。また、平成25(2013)年度から開始したLINE@や公式Twitterなど、SNS(Social Networking Service)を通じた高校生・保護者に対する情報提供について、さらに効果的な方策を検討・実施する。本学卒業生・在

学生・在学生保護者との絆を強め連携を密にするため、Facebook 公式アカウントを活用した広報活動に取り組む。入試制度面では回数の追加や選考方法の改定など、入試機会を増加し多様化させる方向で改善を進めており、平成 27(2015)年度入試においては、A0 入試を従来の 4 回から 5 回とし、推薦入試における選考科目を「公民・歴史領域」から「公民領域」「歴史領域」に変更する。

通信教育部では、新聞広告による募集広報に重点を置き、この広報に興味を持った入学希望者により詳細な情報を提供するため、平成 25(2013)年度に、SNS の一つである Tumblr. を用いてホームページの充実を図った。特に通信教育では、一人で学ぶことへの不安や、学修を継続して行く上での心配が多いことなどを考慮して、ホームページに実際に本学通信教育部で学んでいる学生の声を数多く掲載することで、少しでもこうした不安や心配を取り除き、幅広い年齢層の人々や地域の人々が安心して入学することができるよう、今後さらに情報を充実させる。

大学院では、通学部の学生受入れ数が順調に推移すれば、それに伴い安定的な学生受入れが可能となる。一方、教育・研究の質的維持については、研究意欲と目的意識の堅固な社会人・外国人の入学受入れに継続的に取り組む。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では、「教学の理念」である「伝統と現代感覚の調和をはかる」「ふれあいと対話の教育を基調にして豊かな人間性を養う」「国際的視野に立つ開かれた大学として、地域社会との連帯を深めながら、ひろく人類社会の平和と発展に貢献する」に即し、「奈良大学学則」第 1 条に「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成することを目的とする」と明記している。

本学は、この教育目的を達成するため、学則第 3 条の 4、「奈良大学通信教育部規程」第 2 条の 2、「奈良大学大学院学則」第 4 条の 2 に教育研究上の目的【資料 2-2-1】を定めると共に、文学部・社会学部及び各学科・研究科においてディプロマポリシーとカリキュラムポリシー【資料 2-2-2】を制定している。

また、全授業科目についてシラバスを作成している【資料 2-2-3】。シラバス作成について、通学部と大学院では、テーマ、到達目標、授業概要、授業内容、事前・事後学修、評価方法・基準、履修上の注意事項、テキスト、参考書などの欄を設け、各授業担当者が授業内容に応じ必要事項を記入している。シラバスは本学ポータルサイトと本学ホームページに公開すると共に、通学部の新入生に対してはスムーズな授業選択ができるよう、1 年

次配当科目を冊子シラバス【資料 2-2-4】としても配付し、学生の授業選択の一助としている。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 「教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成」

本学の教育課程は、各学科に属する専門科目の 1) 文学部、2) 社会学部と、各学科共通の 3) 世界遺産コース、4) 教養科目、5) 自由選択科目、6) 資格関連科目、及び 7) 通信教育部、8) 大学院で構成している。文学部の専門科目は、歴史と文化に恵まれた奈良の地の利を活かし、幅広く多様な教育・研究を展開する各専門分野に関する科目であり、社会学部の専門科目は、人間心理に関する科目と、情報学・社会統計学を踏まえた社会調査に関する科目である。各学科共通の世界遺産コースは、広い視野から世界遺産を考察するコースであり、教養科目は、幅広い知識と深い洞察力を備えた豊かな人格形成を目指すための科目である。また、自由選択科目は、様々な目的を持ちその目的に合わせて学生が自由に選択する科目であり、資格関連科目は、教職、司書、司書教諭、博物館学芸員の資格取得を目指す科目である。さらに勉学を続けたい学生のために大学院を設置し、歴史・文化財を学ぶ意欲のある幅広い層の人々のために通信教育部を設けている。

1)～6)の教育課程に属する文学部と社会学部の学生については、卒業要件は 124 単位であり、その内訳は専門科目 60 単位、教養科目 32 単位、自由選択科目 32 単位である。なお、所属する学科の専門科目と教養科目の必修単位を超えて修得した場合は、自由選択科目に算入する。

以下順に、それぞれの【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】と【教授方法の工夫・開発】について述べる。

### 1) 文学部

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

文学部は、国文学科・史学科・地理学科・文化財学科の 4 学科で構成している。

国文学科は「言語文化」「古典文学」「伝承文化」「近代文学」「現代文化」「本と出版」の 6 分野を設け、従来からの国文学領域だけでなく、オールラウンドな教育・研究を目指している。史学科は伝統的な「日本史」「東洋史」「西洋史」の 3 分野を設け、各分野に全地域・全時代の歴史的領域を対象とする教育・研究を目指している。地理学科は、自然地理学・人文地理学・地誌学の 3 領域を基礎に、「環境」「都市・農村」「歴史・観光」「情報」の 4 分野を設け、測量・地図・GIS・GPS など実践的な教育を積極的に採り入れている。文化財学科は「考古学」「美術史」「史料学」「保存科学」「文化財博物館学」の 5 分野を設け、文化財を総合的に理解し、その保護・活用を実践するための教育・研究を目指している。

専門科目は必修科目と選択科目に大別し、各学科の専門分野ごとに、基礎的な科目から、より高度で専門的な科目へ進行するよう段階的カリキュラムを編成している。

必修科目では、1 年次に対象領域の全体像を把握し、研究方法の基礎を学ぶための入門的な科目を置き、2 年次以降は、専門分野への理解をより深めるための講読・実習・演習などを設けている。これらを通して、専門的知識と技術を身に付け、卒業論文へと進めるようカリキュラムを編成している。

選択科目は、概論など入門的な科目から成る A 群、特殊講義など特定分野の専門性を深

めるための科目から成るB群、各学科が工夫を凝らした多彩な科目から成るC群で構成している。なお、史学科・地理学科・文化財学科では、教職関連科目をD群として加えているが、その単位は自由選択科目に算入する。

各学科はそれぞれの特色を生かした教育を行い、その特色に応じて専門科目60単位の配分を行っている。これについては、学科ごとに述べる。

## 1. 国文学科

### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

#### ①「言語文化」「古典文学」「伝承文化」「近代文学」「現代文化」「本と出版」の6分野を設ける。

・本学科では、古代から近・現代にわたる国文学や日本語を柱として、日本固有の伝統芸能や伝承、さらには様々な現代文化についての基本的な知識を身に付け、幅広い視野を養い、これらの学修を通して問題探究能力・洞察力を有する人材を育成するため、上記6分野を設けている。【資料2-2-5】

#### ②学年進行とともに、より専門性の高い教育を行う段階的カリキュラムを編成する。

・専門科目は、必修科目30単位と選択科目30単位から成る。学年進行とともに、基礎的な科目から、より専門性の高い科目へ移行できるよう段階的カリキュラムを編成し、履修モデルを提示している。【資料2-2-6】

・1年次に必修として、国文学への入門科目である「言語・文学」(4単位)を置き、少人数編成のクラスで、作品読解の方法と共に、文学史全体にわたる基礎知識を教授している。

・2年次に必修として、作品の読解と研究入門のための基礎科目である「国文学講読」(2科目8単位)を置き、複眼的視野の養成を目指している。

・3年次に必修として、作品研究の実際を学ぶための「演習Ⅰ」(2科目8単位)を置き、口頭発表を中心としたゼミナール形式の授業を行っている。

・4年次に必修として、「演習Ⅱ」(1科目2単位)を置き、卒業論文(8単位)の指導を行っている。

#### ③多彩な選択科目により、広くかつ深く学べるカリキュラムを編成する。

・選択科目には、古代から近・現代にわたる文学作品読解、また文学作品の読解を軸とした文化論、国語学や日本語教育を軸とした言語文化論、日本文学と関わりの深い中国文学の講読など多彩な科目を置き、これらを通して各分野の広さと深さを学ぶことができるようカリキュラムを編成している。また、見学や体験を主とした実践型の科目も設けている。

・選択科目は3群に分け、A群は各分野の幅広い知識を教授する概論、B群は特定分野の特殊講義、C群は特定分野の講義と実習・見学・鑑賞などで構成している。A群から10科目20単位、B・C群から5科目10単位を必修とし、それ以上の単位を修得した場合は自由選択科目に算入する。但し、国文学の様々な側面を知り、その研究に取り組むことができる学生を育成するため、6分野のうち少なくとも3分野以上の科目の履修を促している。

### 【教授方法の工夫・開発】

現地・現物を重視する教育を実践する。

講読・演習をはじめ、多くの科目において現地・現物を重視する教育を実践し、特に選択科目C群には実践型科目を設けている。例えば、「古典芸能実習」では、能楽師から謡と仕舞を学び、「近世演劇鑑賞」では、歌舞伎や文楽などの近世演劇を鑑賞する。また、「本と出版・実習」では、本の編集者から本編集の実務を学び、「実地見学・踏査Ⅰ・Ⅱ」では、奈良の祭や芸能に関するフィールドワークを行っている。【資料2-2-7】

## 2. 史学科

### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

#### ①「日本史」「東洋史」「西洋史」の3分野を設ける。

・本学科では、大和の地・奈良に蓄積された豊富な素材を世界史的観点から探究することを目的とし、基礎的な知識と専門的研究方法を教授し、より広い視野から学修する能力を有する人材を育成するため、上記3分野を設けている。【資料2-2-8】

#### ②学年進行とともに、より専門性の高い教育を行う段階的カリキュラムを編成する。

・専門科目は、必修科目28単位、選択科目14単位、及び左記以外の必修科目又は選択科目から18単位、合計60単位とする。学年進行とともに、基礎的な科目から、より専門性の高い科目へ移行するよう段階的カリキュラムを編成し、履修モデルを提示している。

##### 【資料2-2-9】

- ・1年次に必修として、歴史学の諸分野への入門科目である「史学研究法」(4単位)を置き、複数の教員によるリレー方式の講義により、歴史学全体についての見通しを持たせると共に、各時代と各地域の持つ問題点や特徴について入門的知識を教授している。
- ・2年次に必修として、文献史料の読解能力の養成を目的とする「講読Ⅰ」(4単位)を各分野に置いている。
- ・3年次に必修として、さらなる発展を目指して「講読Ⅱ」(4単位)を各分野に置くと共に、「演習Ⅰ」(4単位)を各分野に置いている。これらを通して、各分野の通説・常識・先行研究を消化し、自分なりの見方ができるような能力を養い、また必要な史料・データを読みこなし、自分の考えをまとめ、他者に伝える能力を養成している。
- ・4年次に必修として、「演習Ⅱ」(4単位)を各分野に置き、卒業論文(8単位)の指導を行っている。なお、講読と演習は同一分野の同時代のものを選択することを原則とするが、講読についてはそれ以上の単位を修得した場合は選択科目又は自由選択科目に算入する。

#### ③多彩な選択科目により、広くかつ深く学べるカリキュラムを編成する。

・選択科目はA～D群の4群から成り、A群は各分野の基礎的知識を教授する各分野の概論に「歴史学通論Ⅰ・Ⅱ」「古文書学Ⅰ・Ⅱ」を加え、B群はより深い知識と研究の実際について教授する特殊講義、C群は資料の取り扱いについての基礎的知識と技術を教授する実習とし、D群(修得単位は自由選択科目に算入する)は教職関連科目で構成する。A群から4科目8単位、B群から3科目6単位を必修とし、合計32単位までを選択科目、それ以上は自由選択科目に算入する。

### 【教授方法の工夫・開発】

#### ①史料とレプリカを活用した教育を実践する。

・文献に基づく実証的な歴史認識と、広い視野から現代社会との接点を探究する姿勢を養うため、古文書などの現物資料、及び世界的にも貴重な文物のレプリカの収集に力を入れ、講読や史料実習で活用している。

## ②奈良という立地を活かし、歴史的感性と実践能力を養う。

- ・日本史においては、奈良に立地する利点を活かし、学外授業や史跡見学会などの活動を行い、実際に歴史の現場に立つことを通して歴史的感性を養うことを重視している【資料 2-2-10】。また、西洋史と東洋史においても、博物館見学や海外研修などの機会、また交換留学制度などを活用して、語学力を含めた実践能力を養うことができるよう工夫している【資料 2-2-11】。

## ③少人数教育を実践する。

- ・講読と演習では、学生数に上限を設け、少人数教育を実現している。これにより、受講生全員に密度の高い発表の機会を与え、自らの意見を持ち、それを明確に発表できる能力を高めるよう工夫している。

## 3. 地理学科

### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

#### ①「環境」「都市・農村」「歴史・観光」「情報」の4分野を設ける。

- ・本学科では、地表上の自然現象や人文現象を地理学的な視点から研究すると共に、新しい時代の要請を踏まえ、実社会での問題解決に貢献できる人材を育成するため、上記4分野を設けている。【資料 2-2-12】

#### ②学年進行とともに、より専門性の高い教育を行う段階的カリキュラムを編成する。

- ・専門科目は、必修科目 30 単位と選択科目 30 単位から成る。学年進行とともに、基礎的な科目から、より専門性の高い科目へ移行するよう段階的カリキュラムを編成し、履修モデルを提示している。【資料 2-2-13】。
- ・1年次に必修として、「地理学実習」「人文地理学Ⅰ・Ⅱ」「自然地理学Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）を置き、地理学に関する基礎的技術や人文地理学及び自然地理学に関する基礎的知識を教授している。
- ・2年次に必修として、「地理学講読・調査法」（4単位）を置き、地理学に関する外国語を含む文献の読解やフィールドワークの基礎を教授している。
- ・3年次に必修として、「地理学演習」（4単位）を置き、地理学に関する研究法やその発表・討論の方法の基礎を教授している。
- ・4年次に必修として、「地理学卒業演習」（4単位）を置き、卒業論文(8単位)の指導を行っている。

#### ③多彩な選択科目により、広くかつ深く学べるカリキュラムを編成する。

- ・選択科目はA～D群の4群から成り、A群は地理学に関する概論、B群は地理学の特定分野に関するより専門的な知識や研究の実態を教授する特論・特殊講義、C群は測量やコンピュータ、海外巡検などを含む実習・実験・観察を主とした科目とし、D群(修得単位は自由選択科目に算入する)は教職関連科目で構成している。
- ・A・B群は各7科目14単位、C群は1科目2単位を必修とし、それ以上の単位を修得した場合は自由選択科目に算入する。

### 【教授方法の工夫・開発】

#### ①GIS(地理情報システム)を活用した教育を実践する。

- ・「地理学講読・調査法」と「地理学演習」では、情報分野はいうまでもなく、基礎的な地形図の作業や文献講読などのオーソドックスな教授法に加えて、GISを用いたデータ処

理や地図化作業などを採り入れ、地域分析や景観表現などの教育に活用している。従来は学内の情報系教室でしか GIS を扱うことができなかったが、現在は個人が所有するコンピュータにオープンソースの GIS を導入し、無償の衛星画像データや DEM(標高)データなどを利用して予習・復習を行わせることも可能になっている。

#### ②国内巡検による体験型の教育を実践する。

・地理学では、通常の講義では身に付けることのできない生きた自然や社会を肌で体験することが極めて重要であり、そのような体験を通して自らが考える機会を国内巡検として授業の中に組み込んでいる【資料 2-2-14】。具体的には、2 年次に「地理学講読・調査法」において日帰り、3 年次に「地理学演習」において 4 泊 5 日の国内巡検を実施している。単なる見学旅行で終わらないよう、事前学修を進め、資料集を作成し、現地では受講生が自らの事前学修に基づく説明を行った後、質疑応答を行い、教員が補足し助言を与えている。聞き取り調査や地形測量など、地域調査の基本的な内容も実施している。

#### ③海外巡検を授業に組み込み、国際的視野を有する人材を育成する。

・「外国研究」(C 群)では、春期休業期間中の 10~14 日を利用して、海外巡検を実施している【資料 2-2-15】。単なる観光旅行ではなく、現地の大学や地理に関わる行政機関などを訪問するプログラムを加え、国際的な視野を持つよう指導すると共に、各時代と各地域の持つ問題点や特徴について基礎的知識を教授している。

### 4. 文化財学科

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

#### ①「考古学」「美術史」「史料学」「保存科学」「文化財博物館学」の 5 分野を設ける。

・本学科では、古都奈良を拠点として、文化財を総合的に理解し、その保護・活用に積極的に取り組む人材を育成するため、上記 5 分野を設けている。【資料 2-2-16】

#### ②学年進行とともに、より専門性の高い教育を行う段階的カリキュラムを編成する。

・専門科目は、必修科目 30 単位と選択科目 30 単位から成る。学年進行とともに、基礎的な科目から、より専門性の高い科目へ移行するよう段階的カリキュラムを編成し、履修モデルを提示している。【資料 2-2-17】

・1 年次に必修として、文化財学への入門科目である「文化財学研究法 I・II」(各 2 単位)を置き、各 3 人の教員によるリレー方式の講義により、文化財についての基礎知識を教授すると共に、上記 5 分野の学びを体感させる。

・2 年次に、文献講読・史料講読・外国語学修などを目的とする「考古学講読 I・II」「美術史講読 I・II」「史料学講読 I・II」「保存科学講読 I・II」「文化財博物館学講読 I・II」(各 2 単位)を置き、これらのうち 3 科目を必修としている。

・3 年次に、本物の文化財に触れる実践的科目として、「考古学実習 I~IV」「美術史実習 I~IV」「保存科学実習 I~IV」(各 1 単位)を置き、これらのうち 1 分野 4 科目を必修としている。また、各自の研究テーマに取り組むことを目的とする「考古学演習 I・II」「美術史演習 I・II」「史料学演習 I・II」「保存科学演習 I・II」「文化財博物館学演習 I・II」(各 2 単位)を置き、これらのうち 1 分野 2 科目を必修としている。

・4 年次に、「考古学演習 III・IV」「美術史演習 III・IV」「史料学演習 III・IV」「保存科学演習 III・IV」「文化財博物館学演習 III・IV」(各 2 単位)を置き、これらのうち 1 分野 2 科目を必修とし、卒業論文(8 単位)の指導を行っている。



**③多彩な選択科目により、広くかつ深く学べるカリキュラムを編成している。**

- ・ 選択科目はA～D群の4群から成り、各分野の講義系科目で構成している。A群は1年次を主対象とする基礎的な概論、B群は3年次以上を対象とする最も専門性の高い特殊講義、C群は2年次を主対象とする中間的な専門講義とし、D群(修得単位は自由選択科目に算入する)は教職関連科目で構成している。
- ・ A群は6科目12単位、B群は4科目8単位、C群は5科目10単位を必修とし、それ以上の単位を修得した場合は自由選択科目に算入する。特にA群については、文化財学に取り組むための幅広い視野と専門的知識を得るために、5分野のうち少なくとも3分野以上の科目を履修するよう促している。

**【教授方法の工夫・開発】**

**①現地・現物を重視する教育を実践する。**

- ・ 本学所蔵の文化財を教材とする他、特に実習と演習科目では、史跡・遺跡・神社・寺院などの現地見学、また博物館・資料館・美術館などの展覧会見学を積極的に採り入れ、体験型の教育を実践している。【資料2-2-18】

**②視聴覚機器を活用した教育を実践する。**

- ・ 講義系科目の多くは、プレゼンテーションソフトを用い、文化財の画像を提示しながら講義を行うことで、体験型教育に近い効果を挙げるよう努めている。

**③国際的視野を有する人材を育成する。**

- ・ 春期休業中に海外研修旅行を実施し、世界遺産をはじめとする海外の文化財を見学すると共に、異文化を体験する機会を設けている。【資料2-2-19】
- ・ 教員の海外における研究活動に学生を参加させ、海外の文化財への関心を促している。
- ・ 海外留学を奨励すると共に、留学生を積極的に受入れ、国際交流を促進している。【資料2-2-20】

**2) 社会学部**

**【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】**

社会学部は、心理学科と社会調査学科の2学科で編成している。

心理学科では、社会心理学と臨床心理学を柱として、人の心や人間関係のメカニズムと機能、心理的異常や人間関係上の諸問題、心理学的援助技法などを教授する。これらの知識の修得を通して、心理学の基礎に立脚して実践的に問題解決のできる人材の育成を目指している。必修科目として、基礎科目22単位〔卒業研究(平成26年度入学生から「卒業論文」)〕以下同じ。8単位を含む〕と基礎方法論科目4単位、及び方法論実習科目4単位を置き、合計30単位を必修としている。さらに、選択科目30単位を置き、合計60単位以上の修得を卒業要件としている。また、「社会心理学コース」と「臨床心理学コース」の2コースを設け、それぞれ履修モデルを提示して専門的な学修と専門的な知識・技術の修得を目指している。【資料2-2-21】

社会調査学科では、情報学、社会統計学の分野の基礎を踏まえ、社会学、文化人類学、経済学の3分野への理解も深めながら、社会調査の教育・研究を行い、現代社会を的確に把握し、より良く生きるための確かな知識と行動力と倫理を備えた人材の育成を目指している。必修科目として、基礎科目22単位(卒業研究8単位を含む)と基礎方法論科目4単位、

及び方法論実習科目 6 単位を置き、合計 32 単位を必修としている。さらに、選択科目 28 単位を置き、合計 60 単位の修得を卒業要件としている。【資料 2-2-22】

## 1. 心理学科

### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

①「社会心理学コース」と「臨床心理学コース」の 2 コースを設け、両コースの中に科学的心理学の基礎及び社会心理学と臨床心理学の基礎を学ぶための基礎科目を設置し、社会心理学又は臨床心理学のいずれかの専門的知識を教授する。

- ・ 1 年次から両コース共通の専門科目と両コースに応じた専門科目を置き、体系的な知識と技能を養成するため、コース履修モデルを提示している。【資料 2-2-23】
- ・ 1 年次に「心理学入門」「社会心理学概論」「臨床心理学概論」を置き、両コース共通の心理学の基礎知識と両コースの基礎を教授する。1 年次後期と 2 年次に後述する基礎方法論と方法論実習を置き、その基礎の上に 2~4 年次配当の専門科目と 3・4 年次配当の演習を置くことで、社会心理学又は臨床心理学の専門的知識を得ることができるよう編成している。【資料 2-2-24】

②心理学の専門的な研究方法を学ぶための基礎方法論と方法論実習を置き、心理学的研究と実践を行うことのできる基礎力を養成する。

- ・ 1 年次後期に、両コース共通の方法論科目「心理学実験」(2 コマ連続授業)を置き、心理学の実験的基礎について教授している。【資料 2-2-25】
- ・ 2 年次に、両コース共通の専門的な研究方法を教授する「心理学研究法 I・II (平成 26 年度入学生から「心理学研究法」)」を置き、加えて各コースの専門的な方法論を教授する「社会心理学応用実習 I・II (平成 26 年度入学生から「社会心理学基礎実習」)」又は「臨床心理学応用実習 I・II (平成 26 年度入学生から「臨床心理学基礎実習」)」を置くことで、3・4 年次の演習において、卒業研究・論文に着手可能な基礎知識と方法論を身に付けることができるよう編成している。【資料 2-2-26】

③卒業研究・論文を完成するために少人数の演習を設置し、プレゼンテーション能力や研究論文の作成能力を養成する。

- ・ 3・4 年次に、「社会心理学演習 I・II」「社会心理学演習 III・IV」又は「臨床心理学演習 I・II」「臨床心理学演習 III・IV」を連続授業として置き、専門分野の研究を深めながら、卒業研究・論文に取り組むことができるよう配慮している。いずれの演習も、少人数クラスとして開講している。【資料 2-2-27】
- ・ 「卒業研究・論文」に必修 8 単位を定め、演習を通して卒業研究・論文の作成のためのきめ細かな指導を行っている。【資料 2-2-28】

④心のメカニズムと機能について幅広い観点から理解できるよう、基礎領域から応用領域に至る多様な専門選択科目を開講する。

- ・ 社会心理学領域と臨床心理学領域の科目以外に、知覚・学修領域と教育・発達領域の専門選択科目も、2~4 年次に多く開講している。両コースの専門性を深めるだけでなく、心理学全般について学ぶことができることを目指している。【資料 2-2-29】

⑤認定心理士の資格取得に必要な理論と実践の専門教育を行う。

- ・ 社団法人日本心理学会により資格認定される認定心理士資格が取得できる科目群を開講し、心理学の専門家として職務を遂行するのに必要な基礎的学力と技能を養成している。

【資料 2-2-30】

**【教授方法の工夫・開発】**

**①授業についてのフィードバックを行う。**

・学科教員の多くが「講義について」【資料 2-2-31】、「講義に関するアンケート」【資料 2-2-32】又は「シャトルカード」【資料 2-2-33】などの用紙を授業中に配布し、当該授業における学び、感想、疑問点などを学生に記入させ、次回の授業の際に教員が疑問点に答えたり、コメントをしたりするフィードバックを行い、それを教員と学生間の双方向的な授業に向けた一助としている。この工夫は学生の理解度や関心を確認するだけでなく、授業への意欲を高めることにも役立っている。

**②『成果報告書』を刊行する。**

・方法論実習の一つである「社会心理学応用実習Ⅰ・Ⅱ」は、質問紙調査法の技法の修得を目的とした実習授業であるが、平成 23(2011)年度から一般成人を対象としたインターネット調査を実施し、平成 24(2012)年度からその成果の記録・蓄積を目的とした『成果報告書』を刊行している。本報告書は、学生の学修意欲の向上に資するだけでなく、教員の授業運営やその改善の参考資料としても有効である。【資料 2-2-34】

**2. 社会調査学科**

**【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】**

**①情報学、社会統計学、社会学、文化人類学、経済学・経営学(平成 26 年度入学生から情報学、社会統計学、社会学、文化人類学、経済学、経営学)の基礎を学ぶための基礎科目を置き、いずれか一つの分野についての専門的な知識を教授する。**

・1 年次に「社会調査概論」「社会調査法」「社会統計学Ⅰ」を置き、2 年次に「情報学入門」(平成 26 年度入学生から 1 年次に「社会調査概論」「情報学概論」「社会調査法」「社会統計学Ⅰ」)を置くことで、情報学と社会統計学の基礎的な知識を修得できるよう編成している。【資料 2-2-35】

・2 年次に「社会学入門」「文化人類学入門」「経済学入門」(平成 26 年度入学生から「社会学基礎」「文化人類学」「経済学」「経営学」)を置き、そのうち 1 科目以上を選択必修とすることで、社会学、文化人類学、経済学を学ぶ上での基礎的な知識を教授している。また、2~4 年次を対象とした 3 分野(平成 26 年度入学生から 4 分野)についての専門科目を設置することで、専門的な知識の修得を目指している。【資料 2-2-36】

**②卒業論文を完成するための演習を置き、少人数クラスの演習を通して、プレゼンテーションと文章作成の能力を養成する。**

・演習は少人数クラスとして開講している。【資料 2-2-37】

・「卒業論文」に必修 8 単位を定め、3 年次に「演習Ⅰ・Ⅱ」、4 年次に「演習Ⅲ・Ⅳ」をそれぞれ連続授業として設けることで、2 年間、卒業論文の作成のためのきめ細かな指導を行っている。【資料 2-2-38】

**③社会調査の方法について学ぶ基礎方法論と、実習を通して社会調査の企画、実施を経験的に学ぶための方法論実習を置き、社会調査を実施する能力と社会調査を読み解く能力を実践的に養成する。**

・一般社団法人社会調査協会が認定する社会調査士の標準カリキュラムに基づき、「社会調査概論」「社会調査法」「社会統計学Ⅰ・Ⅱ」「量的分析法」「質的分析法」「社会

調査実習」を置き、こうした専門科目を修得することで、社会調査士に求められる知識と経験が自然に身に付くよう編成している。【資料 2-2-39】

- ・2年次に「社会体験実習」(2単位)、3年次に「社会調査実習」(4単位)をそれぞれ必修として設置することで、実習の機会を十分提供している。【資料 2-2-40】

**④社会調査に必要な情報の収集・活用・発信の方法について学ぶための専門選択科目を置き、情報関係の資格取得に対応した科目を開講する。**

- ・「情報工学」は「Adobe 認定エキスパート(ACE)」に対応した内容を、「情報学入門」と「情報基礎理論Ⅰ」は「ITパスポート」に対応した内容を、「情報基礎理論Ⅱ」は「基本情報技術者試験」(平成 26 年度入学生から「情報基礎理論Ⅰ」と「情報基礎理論Ⅱ」は「ITパスポート」と「基本情報技術者試験」)に対応した内容を、それぞれ講義している。【資料 2-2-41】

**⑤現代社会の様々な問題に対する社会科学研究を学ぶための専門選択科目を置き、卒業後の仕事に直接役立つ資格について学べるよう編成している。**

- ・社会学を中心に、社会科学の幅広い分野を深く学ぶことのできる選択科目を多く置いている。【資料 2-2-42】
- ・専門科目は、中学校社会と高等学校公民の教育職員免許状を取得できる教科に関する科目となっており、専門科目を学びながら、これらの教科の教育職員免許状の取得を目指すことができるよう編成している。【資料 2-2-43】
- ・専門科目の中に、販売士の資格取得に対応した「販売管理論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を、ファイナンシャル・プランニング技能士 3 級の資格取得に対応した「資産管理計画論」(平成 26 年度入学生から「資産管理計画論Ⅰ・Ⅱ」)を、知的財産管理技能士 3 級の資格取得に対応した「知的財産管理論」をそれぞれ設置することで、専門科目を学びながら各種の資格取得を目指すことができるよう編成している。【資料 2-2-44】

**【教授方法の工夫・開発】**

**①携帯端末を無償貸与する。**

- ・平成 24(2012)年度以降に入学した学生に対して、携帯端末「iPod touch」(平成 26 年度入学生から「iPad mini」)を入学時に無償貸与し、専門科目の中で本学の e ラーニングシステムや、学科教員が独自に開発した教育システムを使った授業を組織的に行っている。
- ・学科所属の准教授全員を委員とした「社会調査学科教育支援委員会」を組織し、携帯端末の貸与と利用に関するガイドラインを定め、その遵守を条件に携帯端末を貸与している。【資料 2-2-45】【資料 2-2-46】
- ・上記委員会委員を中心に、携帯端末を通して、教室内外で学生の相談を常時受け付けており、また社会学部棟の中で無線 LAN の利用が可能な環境を整備し、学生が授業外でも携帯端末を利用できるよう配慮している。【資料 2-2-47】

**②教員が独自の教育システムを開発する。**

- ・「社会統計学Ⅰ」「情報学入門」(平成 26 年度入学生から「情報学概論」)などの専門科目の中で、担当教員が独自の教育システムを開発し、携帯端末を使って出席を管理したり、課題を提出させたりすることで、また教室内外において担当教員と学生が双方向的に連絡することで、教育成果を上げるよう努めている。【資料 2-2-48】【資料 2-2-49】

### 3) 世界遺産コース

本学では、文学部と社会学部に共通する教育課程として、平成12(2000)年度から「世界遺産コース」を開設している。このコースは、単に世界遺産に登録されたものだけを対象とするのではなく、その背景を含めて総合的かつ学際的に考究しようとする教育課程である。本学では「世界遺産学」を次のように定義している。

「世界遺産として登録された資産には、類似の文化・自然・景観等々の中の最も顕著で価値を有する対象物であることが求められる。ということは、登録された資産は有名無名の文化・自然・景観等々を含む幅広い裾野に支えられているということができ、裾野を構成している有名無名の文化・自然・景観・信仰・伝統・経済関係その他を幅広く学際的に考究することが世界遺産を体系的に理解する道である。さらにそれは世界遺産という対象資産の内包と外延とを総合的に把握し、その保全と活用方法について学ぶことでもある。」【資料 2-2-50】

本学ではこの基本的な認識に立ち、「世界遺産コース」を設けることで学生に世界遺産学を総合的かつ学際的に学べる場を提供し、積極的に履修するよう促している。

教育課程は、次の通り体系的に編成している。

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

#### ①1年次に共通する科目として「世界遺産学概論Ⅰ・Ⅱ」を置く。

この科目は、世界遺産学に関する基礎的な知識を様々な分野から教授することを目的としている。

#### ②2年次に「世界遺産学特殊講義」を置く。

この科目は各学科の特色を活かしたものであり、学科により科目名と内容が変わる。

例えば国文学科の場合は「世界遺産文学特殊講義」、史学科の場合は「世界遺産史学特殊講義」となる。学生には所属する学科の特殊講義を履修すると同時に、他学科の特殊講義を1科目以上履修することを義務付けている。なお、特殊講義は各学科の選択科目に属する。

#### ③3・4年次に「世界遺産学演習」を置く。

この科目は上記「特殊講義」同様、各学科の特色を活かしたものであり、学科により科目名と内容が変わる。例えば国文学科の場合は「世界遺産文学演習Ⅰ・Ⅱ」、史学科の場合は「世界遺産史学演習Ⅰ・Ⅱ」となる。学生には所属する学科の演習を履修すると同時に、他学科の演習を履修することもできる。

#### ④所属する学科以外の特殊講義と演習は、卒業要件としては自由選択科目の単位に算入する。【資料 2-2-51】

#### 【教授方法の工夫・開発】

1年次を対象とした「世界遺産学概論Ⅰ・Ⅱ」では、学生に世界遺産学についての基礎的知識を教授すると共に、世界遺産に興味を抱かせるため、学部・学科を越えて、また日本の遺産に限らず外国の遺産も対象に、様々な分野の教員が分担している。

### 4) 教養科目

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

**①教養科目は、教養教育実施を目的とし、教養部が担当する。**

教養科目は教養教育を実施するため、基礎科目、主題科目、外国語科目、健康・スポーツ科目の4分野で編成している【資料 2-2-52】。そのうち、基礎科目4単位、主題科目14単位、外国語科目10単位、健康・スポーツ科目2単位、以上のいずれかから2単位、合計32単位を卒業要件としている。

**②基礎科目は「表現技法Ⅰ・Ⅱ」と「情報基礎・倫理」から成る。**

3科目（「情報基礎・倫理」は1科目）とも必修としている。「表現技法Ⅰ」では、教養部が独自に作成したテキスト『大学生のための表現技法』に基づき、レポートの基本的な書き方、プレゼンテーションのあり方を指導し、「表現技法Ⅱ」ではグループ学修を中心に、人前で明確に自分の意見を述べることができ、人の意見を的確に聞ける能力を養っている。「表現技法Ⅰ」は外国人教員を除く教養部の全教員が担当している。「情報基礎・倫理」では、情報ソフトの技術的な基礎を教授すると共に、現在、社会問題化している情報と倫理の問題に意識的であるよう指導している。

**③主題科目は「人間論Ⅰ～Ⅷ」「国際関係論Ⅰ～Ⅷ」「環境論Ⅰ～Ⅷ」から成る。**

これらの中から7科目を選択必修としている。「人間論」では哲学、法学、生物学、医学など、様々な視点から人間のあり方を考察している。「国際関係論」では欧米、アジアを対象に、政治、経済、金融、文化、歴史など、様々な視点から考察することで、国際的視野が広がるよう指導している。「環境論」では地球温暖化、自然との共存、自然保護と法律などをテーマに、環境問題に関心を持たせるよう努めている。

**④外国語科目はA群(英語)とB群(ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語)から成る。**

A群は必修、B群は選択必修としている。A群の英語は、種類別に「英語」「英会話」「TOEIC」の3領域に分け、さらにそれぞれ内容別に「Ⅰ(基礎)・Ⅱ(表現)・Ⅲ(応用)」の3分野に分けており、各自の目的、能力にあった科目を選択できるよう編成している。このうち2科目を必修としている。B群は4つの外国語から成り、それぞれ内容別に「基礎」「表現」「応用」の3分野に分けている。学生は4つの外国語から1ヶ国語を選び、その中の2科目を選択することになる。初めて学ぶ外国語を体系的かつ効率よく学べるよう編成している。外国語科目全体では、1年次でA群2科目4単位、B群2科目4単位、2年次で1科目2単位、合計10単位を必修としている【資料 2-2-53】。外国語科目として、上記以外に全学自由科目として「入門スペイン語」を設け、選択の幅を広げている【資料 2-2-54】。

**⑤健康・スポーツ科目はA群(「スポーツ実技Ⅰ・Ⅱ」とB群(「健康論Ⅰ・Ⅱ」「スポーツ実技Ⅲ」)から成る。**

A群は必修、B群は自由選択としている。学生の体力向上を目指すと共に、教養として、基礎的かつ正しいスポーツのあり方と健康管理についての基礎的知識が身に付くよう指導している。

**⑥教養部は初年次教育を実施する。**

上記教養科目は、本学の教養部が教養教育として責任を持って担当しているが、教養部は教養教育の一環として初年次教育を実施している。

初年次教育は3段階に分け、その第1段階として、平成24(2012)年度から4月のオリエンテーション期間の1日を利用して、新入生全員を対象とした「奈良大生第1歩」とい

うプログラムをキャリアセンターと協力して（平成 26〈2014〉度から教養部主催）実施している【資料 2-2-55】。各クラスを 6~8 人のグループに分け、各グループ内で自己紹介をしたり、一緒にゲームをしたりするというプログラムである。これにより不安を抱いて入学してきた新入生、特に一人で地方から出てきた新入生が、不安なのは自分ひとりではないことが分かり、早くも友達ができ、スムーズに大学生活に入れるようになっていく。第 2 段階は前述した「表現技法Ⅰ」であり、第 3 段階は「表現技法Ⅱ」となる。こうした初年次教育は、新入生が大学生活にできるだけ早く馴染み、教養教育の基礎をしっかりと身に付けることを目指している。

#### 【教授方法の工夫・開発】

- ①外国語科目では、外国語の運用能力を高めるため、多くのネイティブ教員を採用すると共に、CALL 教室を活用している。また全学自由科目の中に「海外語学研修」を設け、実際に現地（英語圏、ヨーロッパ、中国）で語学を学ばせることにも力を入れている。近年では平成 22(2010)年度(中国)、平成 25(2013)年度(中国)に実施し、平成 26(2014)年度(オーストラリア)も現在計画が進行中である。【資料 2-2-56】
- ②主題科目の「環境論」では、実習として大和川水系の生物環境を調査し、肌で環境問題を考えるよう指導している。【資料 2-2-57】
- ③「健康論」では、薬物やアルコールに対する啓発として、授業中に学生自身のアルコール体質を測るため「アルコールパッチテスト」を実施し、また自らの体力・呼吸循環機能を知るため、「新体力テスト」を行っている。【資料 2-2-58】

### 5) 自由選択科目

本学では、様々な目的から、様々な種類の科目から成る全学自由科目を設けている。この全学自由科目に、専門科目(卒業要件 60 単位)、教養科目(卒業要件 32 単位)のうち規定を超えて修得した科目を加えた科目群を、自由選択科目と呼ぶ。体系的編成とはいえないが、この多様性こそ自由選択科目の特性である。なお、自由選択科目の卒業要件は 32 単位である。

上述の通り、全学自由科目は、以下のような様々な目的から、様々な科目群で編成している。こうした目的に合わせて学生が自由に選択できるよう、多様性を活かした編成になっている。

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

- ①理系の視点からものを見る目を育てる。  
「数理の世界」「生命科学」「生物の多様性」などを置く。
- ②幅広くものを見る目を育てる。  
「思想史」「観光論」「芸能史Ⅰ・Ⅱ」などを置く。
- ③情報処理に関する基礎的知識・技能を教授する。  
「GIS 基礎実習」「GIS 基礎講座」「コンピュータ概論」「プログラミング初級」などを置く。
- ④人権への理解を深める。  
「ジェンダー論」「差別・人権問題論」を置く。
- ⑤奈良に関する知見を広げる。  
「奈良文化論Ⅰ・Ⅱ」（但し、Ⅰ・Ⅱは隔年開講）を置く。

**⑥就職への意識を高める。**

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「インターンシップⅠ(平成26年度入学生から「インターンシップ概論」)」「インターンシップⅡ(平成26年度入学生から「インターンシップ実習」)」などを置く。

**⑦外国の言語・文化への知識と理解を深める。**

「海外語学研修」「入門スペイン語」を置く。

**【教授方法の工夫・開発】**

「奈良文化論」では、毎回外部講師も含めた別の講師が奈良の文学、歴史、美術、産業の概説に始まり、奈良の碑、墓誌、安政大地震などの個別のテーマで講義を行っている。この科目に限り無料で一般公開をしているので、一般市民の参加者も多い。

**6) 資格関連科目**

**1. 教職課程**

**【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】**

**①教職課程は、中学校と高等学校の国語、社会、地理歴史、公民の教諭1種免許状の取得を目指す。【資料2-2-59】**

- ・国文学科では中学校教諭1種免許状(国語)と高等学校教諭1種免許状(国語)、史学科、地理学科、文化財学科では中学校教諭1種免許状(社会)と高等学校教諭1種免許状(地理歴史)、社会調査学科では中学校教諭1種免許状(社会)と高等学校教諭1種免許状(公民)をそれぞれ取得でき、いずれの免許も当該学科の専門内容に直結するものである。

**②教職科目は、教養科目、全学自由科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、及び教科に関する科目から成る。【資料2-2-60】**

- ・教職科目として、1年次に「教職論」と「発達教育論」を開設している。「教職論」は、教職課程全体への導入であり、同時に教職実践面での中核をなす科目である。
- ・「教育原理」は、教職に関する理論面での柱として2年次に開設している。
- ・各教科教育法と各教科教材研究は、それぞれの教科の十分な知識を有することが前提であるため、教育実習前の3年次に集中して開設している。

**【教授方法の工夫・開発】**

本課程では、教員を目指す学生の主体性を伸ばすため、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなどの様々な授業方法を取り入れ、学生のコミュニケーション能力と授業実践力の向上を企図し、教員としての資質を高めるよう配慮している。また、正課の授業とは別に、キャリア支援として教職学習会活動を担当教員が主催して長年わたって実施している【資料2-2-61】。

また、通常の講義においても、対話カードや小レポートなどを取り入れ、授業への質問や意見などが直接教員に伝わる工夫を行っている。これらの質問や意見に対しては、各内容にコメントを付けて返却したり、次の授業時に教員が答えるなどしたりして、双方向的な授業に努めている。

**2. 司書・司書教諭資格**

**【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】**

**①司書資格課程は、図書館に勤務し専門職員としての図書館サービスなどを行うために必**



**要な基礎的な知識・技術を修得した上で、司書資格の取得を目指す。**

- ・本課程では講義・演習・実習を含む図書館に関する科目 17 科目を開設しており、このうち、司書資格を取得するには、13 科目 30 単位(選択科目 2 科目 4 単位含む)の単位修得が必要である。
- ・「図書館概論」「図書館サービス概論」「図書館情報資源概論」を 1 年次に置き、必修としている。これらは必修科目の中でも基礎科目であり、関係科目相互の理解を深めると共に、発展的な学修を促すことを目的としている。同様に必修科目の「児童サービス論」と選択科目の「図書・図書館史」も 1 年次に開設している。
- ・公立図書館業務を実際に経験させるため、3・4 年次を対象に選択科目として「図書館実習」を開設している。

**②司書教諭資格課程は、学校図書館の専門的業務に必要な知識・技術を修得した上で、司書教諭資格の取得を目指す。**

- ・司書教諭資格は、教員資格を有することを前提としたものであるため、教職課程と並行して履修する必要がある。履修できる年次は、「学校経営と学校図書館」は 4 年次から、他は 3 年次からと定めている。
- ・「学校経営と学校図書館」「学校図書館メディアの構成」「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」「情報メディアの活用」の 5 科目(各 2 単位、合計 10 単位)は、全て必修科目である。
- ・学校図書館司書教諭と図書館司書は名称が似ているものの異なる資格である。また、現在、法制化が進みつつある学校司書も別物である。履修に当たり混同しないよう注意を促している。

**【教授方法の工夫・開発】**

**①実物に触れること、実演・実習することを重視する。**

- ・「図書館実習」では、本の朗読、紙芝居などの実技、本の紹介(ビブリオバトル)などの企画を行っている。この授業は 10 人程度に人数を限定し、実習先は学生の希望により県立・市立・町立など役割の異なる図書館としている。この実習は、図書館に関する理解を一層深めたり、司書としての自己の適性を判断したりする上で効果的である。
- ・国会図書館関西館に近いという本学の立地を活かして、この図書館の見学会を実施している。見学後は報告書の提出を義務付け、また各自の見聞を語り合える場を多く設けるよう工夫している。
- ・「図書館情報資源特論」では、障害者サービスのために、学生に点字や絵本などの実物に触れさせた後、3~4 人の班に別れて実際にそれらの製作に取り組んでいる。完成した作品の発表会も行っている。

**②学生の学校図書館利用体験を重視し、最新の情報を教材化して授業に役立てる。**

- ・子どもの頃体験した学校図書館や教育実習先の図書室について、学生の間で話し合う場を設けている。様々な学校図書館の違いに気付くことは、問題意識と学ぶ意欲を高めることに役立っている。
- ・「学校経営と学校図書館」「学習指導と学校図書館」では、現在実際に学校で使用されている「学校運営組織図(校務分掌表)」や「学校図書館利用指導計画」などを教材として使用している。

- ・「学校図書館メディアの構成」「情報メディアの活用」「読書と豊かな人間性」では、図書と図書以外のメディアについて理解を深めるため、Web上の情報と紙媒体の資料共に利用している。

### 3. 博物館学芸員資格課程

#### 【教育課程編成方針に沿った体系的編成】

#### ①博物館学芸員資格課程は、博物館法施行規則に基づいた専門科目を置き、博物館学芸員資格の取得を目指す。

- ・人文科学系博物館の学芸員を養成するため、博物館法施行規則第1条【資料 2-2-62】に従って、博物館学芸員資格取得のための専門科目として11科目19単位を置いている。この資格を取得できるのは文学部の学生で、専門科目の配当は2～4年次である。
- ・実習は、他の科目の取得状況に応じて適切な時期に段階的に技能を修得できるよう「博物館実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（各1単位）として開講している。「博物館実習Ⅰ」は見学や講演会を、「博物館実習Ⅱ」は博物館資料の取り扱いをそれぞれ中心とし、3年次に配当している。「博物館実習Ⅲ」は館園実習を中心とし、4年次に配当している。この科目の履修は、予め指定した専門科目と「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」の単位修得を条件としている。

#### ②選択科目として、「文化史」「美術史」「考古学」「民俗学」「自然科学史」の5系列を指定している。

- ・選択科目として、国文学科、史学科、地理学科、文化財学科、社会調査学科の開講科目と全学自由科目の中から、文化史系22科目、美術史系9科目、考古学系7科目、民俗学系6科目、自然科学史系5科目の5系列計49科目を指定している。学芸員資格を取得するためには、この中から2系列、6科目、合計12単位を修得しなければならない。

#### 【教授方法の工夫・開発】

#### ①体験、対話を重視した教育を行う。

博物館、美術館の見学や、見学の際に使用するワークシート教材などの研究開発を採り入れている。グループワークや発表を行う機会を設けることで、社会における博物館の役割や活動の特性を理解すると共に、自らが発信者となり、また他者と協働して博物館活動を展開させる能力の育成に努めている。

#### ②実践的な能力を養う。

「博物館実習」【資料 2-2-63】では、博物館見学の他、博物館資料の取り扱い方法を学ぶ実技実習を行っている。実技実習では、仏像、絵画、出土遺物、古文書などの実物資料を用い、美術資料、考古資料、歴史資料の調査方法と取り扱い方、梱包に関する基本的な技術を修得できるよう指導している。また、現場の学芸員を講師に招いて講演会を開催し、博物館業務の実際や最新の動向を知る機会を設けている。

### 7) 通信教育部

通信教育部には、文学部文化財歴史学科を置き、その教育・研究上の目的を、次のように定めている。

「奈良は古代以来、歴史や文化の舞台となった地である。その利点を生かした教育と研究を行う。主として日本の歴史と文化に軸足を置いた文化財学を密接に関連させた教育と

研究を行い、居住地や年齢を超えて、広く歴史遺産の意義や保存・活用に関する学びの機会を提供することを目的とする」。同時にこの目的を、カリキュラムポリシーとしている。

この目的達成のため、以下のような「教育課程の体系的編成」と「教授方法の工夫・開発」を行っている。

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

##### ①学生の受入れを1年次入学と3年次編入学の2区分とする。

・1年次入学生の修業年限は4年、最長在学期間は10年、また3年次編入学生の修業年限は2年、最長在学期間は5年と定めている。【資料2-2-64】

##### ②教育課程は、専門科目、教養科目、自由選択科目で編成する。

・卒業要件は、専門科目60単位、教養科目30単位、及び教養科目、専門科目、自由選択科目から34単位、合計124単位以上と定めている。なお、3年次編入学で64単位を一括認定した場合は、残りの専門科目60単位が卒業要件となる。【資料2-2-65】

##### ③授業は、テキスト科目(印刷教材による授業)とスクーリング科目(面接授業)により行う。

・テキスト科目では、指定したテキストに基づき学生が所定の課題の学修報告(レポート)を提出し、それを担当教員が添削などにより指導し、合否を判定する。レポート合格後、学生は科目修得試験を受験し、その成績評価により単位の認定を受ける。  
・スクーリング科目では、夏期・冬期のスクーリング実施期間中、学生が連続3日間の面接授業を本学で受講し、担当教員の評価により単位の認定を受ける。なお、卒業要件124単位のうち30単位以上を面接授業によるものとしている。【資料2-2-66】

##### ④専門科目は、必修科目と選択科目から成る。

・必修科目は、「史学講読Ⅰ・Ⅱ」「史学演習Ⅰ～Ⅲ」又は「文化財学講読Ⅰ・Ⅱ」「文化財学演習Ⅰ～Ⅲ」のいずれかの組み合わせ5科目10単位を選択し、「卒業論文」8単位と併せて、合計18単位を必修としている。  
・選択科目は、概論と各論から成り、概論は「史料学概論」「考古学概論」など5科目中3科目12単位(編入学生は2科目8単位)を、各論は「日本史特殊講義」「考古学特殊講義」など20科目のうち15科目30単位(編入学生は5科目10単位)をそれぞれ選択必修としている。【資料2-2-67】

##### ⑤教養科目は、「人間論」「国際関係論」「環境論」と外国語から成る。

・「人間論」「国際関係論」「環境論」合計17科目32単位のうち、28単位を選択必修としている。  
・外国語「英語Ⅰ～Ⅲ」「中国語」のうち、2科目2単位を選択必修としている。【資料2-2-68】

##### ⑥自由選択科目は、「現代文学論」「自然地理学」など11科目から成る。

・自由選択科目で修得した単位数に、専門科目60単位・教養科目30単位を超えて修得した単位数を合わせて34単位を卒業要件としている。【資料2-2-69】

#### 【教授方法の工夫・開発】

①テキスト科目では、詳しい学習指導書(サブテキスト)【資料2-2-70】を学生に配布している。特に連続3日間実施されるスクーリング科目においては、教室での座学に加え、チャーターバスなどを利用して、奈良の地すべてをキャンパスとした学外授業を行うなど、生きた文化財歴史学を学ぶための工夫を凝らしている。

②「史学講読Ⅱ」「文化財学講読Ⅱ」「考古学特殊講義」「美術史特殊講義」を初めとする9

科目で、奈良の寺社・旧跡、博物館や資料館、奈良町や奈良公園一帯、さらには葛城山麓や明日香地方での学外授業を行っている。【資料 2-2-71】

- ③上記の学外授業では、FM 送信機を通して学生の携帯ラジオから担当教員の解説が聞こえるようにし、声の届きにくい野外においても講義を聞き漏らすことがないように、授業方法の工夫を行っている。
- ④学内で行うスクーリング科目にも工夫を凝らし、「文化財修復学」では、修復の技法や歴史についてのスライドを駆使した講義に加え、造形技術の一端を実際に体験するため、粘土、おがくず、布、漆などを使って大仏の頭部(螺髪・らほつ)を制作する実習を行うなど、本学ならではの特色ある授業を展開している。

## 8) 大学院

### 1. 文学研究科

#### 【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

文学研究科は、国文学専攻修士、文化財史料学専攻博士前期・後期、地理学専攻修士の4課程で構成し、学部教育の基礎の上に、より専門度の高い知識と総合的判断力・問題解決能力を有する人材の育成を目指している。修了要件は、修士課程と博士前期課程については、指定した科目群の中から32単位以上を修得し、修士論文の審査と最終試験に合格することと定め、博士後期課程については、指定した科目群の中から指導教員が担当する特殊研究を含め4単位以上を修得し、博士論文の審査と最終試験に合格することと定めている。各課程は以下の通り、学生がより専門的な知識を身に付け、かつ主体的に学べるよう編成している。

#### ①国文学専攻では文化論、演習、特殊講義を置く。

本専攻では、日本言語、東アジア言語、比較言語の3分野に文化論を、古典論、近代文学論、言語論、伝承論の4分野に演習を、古典論、近代文学論、言語論、伝承論の4分野に特殊講義を置き、それぞれ2科目8単位を必修とし、「研究演習一～八」は2年連続授業とし、合計4単位を必修と定めている。

#### ②文化財史料学専攻博士前期では、演習と特殊講義を置く。

本専攻では、日本史学、文化財史料学、美術工芸史学、考古学、保存修復学、国際文化財史料学の6分野に演習を置き、そのうち8単位を必修としている。また、文化財史料論、日本史学、東洋史学、西洋史学、美術工芸史学、考古学、保存修復学、情報処理理論、国際文化財史料学の9分野に特殊講義を置き、集中講義の「文化財修復実習」も含めて、そのうち4科目16単位を必修としている。

#### ③文化財史料学専攻博士後期では、特殊研究を置く。

本専攻では、日本史、美術工芸史、考古学、保存修復学、史料学、国際史料学の6分野に特殊研究を置き、このうち指導教員が担当する特殊研究を含めて4単位を必修と定めている。

#### ④地理学専攻では、演習と特論を置く。

本専攻では、自然地理学、人文地理学、地誌学の3分野と共通科目の地図学にそれぞれ演習と特論を置き、その科目群の中から32単位以上を必修としている。

#### 【教授方法の工夫・開発】

**①国文学専攻では、奈良の風土を活かす。**

本専攻では、奈良の文化的風土を活かした万葉研究や、京都で栄えた近世出版文化としての版本研究を通して、自ら体感する試みを行っている。また、奈良に縁のある文学者、文学作品を積極的に採り上げ、図書館などにおいて作品の展示も随時行っている。

**②文化財史料学専攻では、教員の経験を活かす。**

本専攻の教員の中には、博物館・研究所・文化財センターなどに在職経験のある者が多く、その豊富な実践的経験をもとに教育研究活動を行っている。全員が、実物教育・現地踏査・博物館見学・海外研修など、歴史の舞台や文化財を前にした教育を心掛けている。

**③地理学専攻では、フィールドワークを重視する。**

本専攻の環境領域では、気象や地形の計測と解析、野生動物の生態調査用の GPS 器材の導入などを行い、また地域領域では、フィールドワークの充実による高度な分析、情報領域では、GIS を中心に解析を進め、地域社会にも貢献している。

**④文学研究科では、主体性を重視する。**

本研究科では、専門的知識や技術を身に付けると共に、「主体的な問題探究能力の育成」を一つの柱と位置づけている。そのため院生に対して、大学内外で開催されている研究会などへの積極的な参加と、学会での研究発表、学会誌への論文投稿などを強く奨励している。

**2. 社会学研究科**

**【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】**

社会学研究科は、専門的知識と実践的技能の基礎を身に付けた研究者、及び高度な専門職業人を養成し、「社会的存在」としての人間に関わる諸問題を深く捉えることのできる人材の育成を目指している。そのため、社会・人間諸科学における様々な研究分野を学ぶための科目を設置し、理論と実践を融合し、複眼的な視点からの研究活動を促進・支援する教育課程を編成することで、教育研究上の目的を達成できるよう努めている【資料 2-2-72】。その体系的編成は以下の通りである。

**①「社会文化研究コース」と「臨床心理学コース」を設ける。**

本研究科は、平成 23(2011)年度までは教育課程として、家族社会学・地域社会学・産業社会学・社会心理学・理論社会学の各分野と「臨床心理学コース」を設けていたが【資料 2-2-73】、平成 24(2012)年度からは、「社会文化研究コース」と「臨床心理学コース」の 2 コースで編成している。また、平成 26(2014)年度には、⑤で述べる通り、これまでのコース制をより明確にするために学則の一部改正を行っている。

**②「社会文化研究コース」では、実証的研究を目指す。**

本コースでは、特に社会学、文化人類学、社会心理学の理論と研究法、及び社会調査の専門的技法を中心に教授することで、研究者としての実証的研究を遂行するための基礎的な知識、技術、倫理観を養うことを目的としている。必修科目として演習を置き、毎年次 1 科目以上、合計 2 科目 8 単位を必修と定めている。選択科目としては、特殊講義と特論を設け、この中から 24 単位以上を必修としている。また、平成 26(2014)年度入学生から毎年次 2 科目以上、合計 4 科目 8 単位を修得することと定めている。また、選択科目は、A 群から 10 科目 20 単位以上、B 群から 2 科目 4 単位以上を修得することとしている。【資料 2-2-74】

**③「臨床心理学コース」では、臨床心理士の育成を目指す。**

本コースでは、特に臨床心理学の理論と研究法、及び臨床実践の専門的技法を中心に教授することで、各種の臨床現場において高い倫理観と職業意識を持って活動できる臨床心理士を育成することを目指している。必修科目として演習・実習・特論を置き、この中から10科目24単位を必修としている。選択科目としては、A～E群を置き、この中からそれぞれ1科目、合計10単位を必修としている。また、平成26(2014)年度入学生より必修科目から12科目24単位全てを修得することとしている。【資料2-2-75】

**④両コース共修了要件は、所定単位の修得と論文審査・試験での合格とする。**

両コースとも修了要件として、所定の授業科目の中から32単位以上を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することと定めている。また、修士の学位論文の提出については、1年次終了時に所定の授業科目の中から最低20単位以上の修得を条件としている。【資料2-2-76】

**⑤平成26(2014)年度から、本研究科に関する学則を一部改正した。**

平成26(2014)年度から、これまでのコース制をより明確にし、系統立った学問領域の教育・研究に対応するため学則の一部改定を行った。主な改正点は、通年4単位の演習を半期2単位に変更したことと新たな科目を設置したことであり、これにより「社会文化研究コース」と「臨床心理学コース」の持つ個性・特色はより明確になっている。【資料2-2-77】

**【教授方法の工夫・開発】**

**①社会文化研究コースでは、特別講義を開催すると共に社会調査協会から認定を受ける。**

本コースでは、学外の優れた研究者を招聘しての特別講義を開催しており、履修する学生が学外の関連分野の研究者の面識を得て直接指導を受ける機会や、本研究科の専任教員とは専門分野の異なる教員から講義を受ける機会を積極的に用意している【資料2-2-78】。特に、社会調査関連の科目では、専門社会調査士課程科目としての認定を一般社団法人社会調査協会から毎年度受けており、社会調査の高度な専門教育を行う上でふさわしい内容かどうかについての審査を毎年度受けることによって、その質を保証している【資料2-2-79】。

**②臨床心理学コースでは、実践教育と指導に注力する。**

本コースでは、臨床心理士資格取得に資する様々な基礎的専門知識と援助実践技能の習得のために、コース専任教員・非常勤教員による教育・実習指導に加えて、本学附属の臨床心理クリニックにおいて実習教育（陪席・心理検査・面接実習）を行っている。また、学外の諸施設（特に教育・医療・福祉領域）や臨床心理士と委託契約を結び、綿密な連携を取りながら臨床心理実践教育と指導に注力している。【資料2-2-80】

【資料2-2-81】【資料2-2-82】【資料2-2-83】

**(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）**

教育課程の編成については、学部会、教務委員会、学科会議などで継続的に検討を続けており、前述(p.14)の通り、社会調査学科を総合社会学科に変更することと、それに伴う新カリキュラムを議決し、平成26(2014)年5月現在、平成27(2015)年度実施に向けて鋭意準備中である。今後も、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに則ったカリキュラムの妥当性と有効性について継続的に検討を重ね、整備を進めていく。なお、学科ごとに

設置したコース制や科目群については、カリキュラムポリシーだけでなく履修要項でも履修モデルなどを明示して、学生の適切な受講科目の選択に努めているが、科目のナンバリングは行っていない。今後カリキュラムなどの改正にも適切に対応できるコース・ナンバリングとその公開を進める。

本学が立地する奈良の地域的特色を活かした教育、すなわち奈良の歴史、文化、社会、自然に関わる実物を見て、触れて、調べる教育は、各学部（教養部を含む）、各学科、がそれぞれに工夫を凝らして、教室内でのグループ学修や実習・実技、実地研修や巡検などの体験型学修、さらにフィールドワークや野外調査という形で活発に実施している。こうした授業の多くは、グループワークやグループディスカッションを伴うか、レポート課題の自己発見・解決型のアクティブ・ラーニングの形で実施している。アクティブ・ラーニングの効果的な実施と一層の推進を図り、学生の能動的な学修をさらに促進するため、研修や勉強会などの開催によるFD(Faculty Development)活動を進める。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 1)学修支援及び授業支援の状況

学修支援体制の一環として、新入生に対しては4月の授業開始前の1週間、新入生オリエンテーション【資料 2-3-1】を、在学生に対しては3月と4月に4日間の履修ガイダンス【資料 2-3-2】を実施している。また、9月には全学生対象に後期履修ガイダンス【資料 2-3-3】を2日間実施している。オリエンテーション・ガイダンスでは学生支援センター(教務担当)から科目の履修方法や資格取得方法などについて、キャリアセンターから資格講座やキャリアガイダンスについて実態に即した具体的な説明を行う他、新入生に対しては、学生支援センター(学生担当)から奨学金、学生相談室、医務室などの説明に加えて、人権教育講演会などを開催している。また、学生自治会からもクラブ・サークルの紹介を行っている。各学科教員からは、学修に対する心構えや、学科独自の概要について説明している。教養部では前述(p. 26~27)の「奈良大生第1歩」を実施し、新入生にグループワークを通して大学生活に適応するための第1歩、及びクラスメート相互の親睦と教員との交流のきっかけとしている。また、教養部教員によるクラス担任制は、授業や学生生活全般にわたって最初に相談できる大学の窓口として大きな役割を果たしている。その他、学生の相談窓口として全学的にオフィスアワー【資料 2-3-4】を制度化し、各教員が研究室を開放して、入学から卒業まで学生の様々な相談や教学指導のバックアップに当たっている。また、オフィスアワー時間帯以外にも積極的に相談に応じている。

事務局各担当部署では、教学の理念の一つ「ふれあいと対話の教育」を実践するため、日常的に個々の学生に配慮ある対応を心掛けており、学生支援センター(教務担当)では履修未登録の学生全員に電話連絡により登録を促すと共に、電話連絡ができない学生には保護者宛文書で未登録である旨通知をしている【資料 2-3-5】。その他、全学生を対象として、授業開始からおよそ 1 ヶ月後を目途に必修科目の出席状況調査【資料 2-3-6】を行い、出席不良の学生については、学生自身に電話連絡・面談などを行うと共に、保護者宛に出席不良である旨の文書【資料 2-3-7】を送付し、早い時期から学修生活への指導を実施している。

本学では、前述(p. 26~27)の通り、教養部が中心となって初年次教育を実施している。これを通して、新入生がスムーズに大学生活に適応できるよう指導している。

成績は各学期末(前期は 9 月上旬、後期は 3 月中旬)に、学生にはポータルサイトで通知し、保護者に対しては成績通知書を郵送している。また、9~10 月に奈良大学と奈良大学後援会の共催により全国 8 会場で開催している「保護者のつどい」【資料 2-3-8】において、各学科教員と学生支援センター・キャリアセンター職員が、成績・就職など各種相談に応じている。

通信教育部では、詳細な印刷教材による指導に加え、年 4 回発行の「奈良大通信」【資料 2-3-9】により、学事日程に沿った情報をそのつど学生に発信している。また、「質問票」【資料 2-3-10】による学修指導の他、電話や電子メールによる質問にも適宜対応しており、加えてスクーリング授業の後の質問時間、卒業論文提出前の面接指導、博物館実習開始前のガイダンスなど、教職員が直接面談を行う機会も設けている。

大学院では、毎年 4 月の入学式の翌日から新入生と在在学生に対して事務職員 1 回、教員 1 回、計 2 回のガイダンスを実施している。職員ガイダンスでは、情報処理センターの職員が情報処理センターの施設の利用方法、キャリアセンターの職員が資格講座やキャリアガイダンスについて実態に即した具体的な説明を行う他、新入生に対しては学生支援センター(学生担当)の職員が奨学金、学生相談室、医務室などの説明をし、また大学院事務室の職員が履修方法や学会参加における支援などの説明を行っている。さらに、教員ガイダンスは専攻ごとに新入生と在学生の合同で実施し、各専攻責任者が「教育上の目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」について説明した後、各教員が担当する科目の概要と研究方法について説明している。新入生に対しては、研究指導教員を決定し、早くから研究が行えるよう対応している。

## 2) TA( Teaching Assistant) 等の活用

TA については、本学院生を TA として採用し、学部の実験・実習の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の充実と院生の教育・研究能力の発展に資することを目的として、「奈良大学ティーチング・アシスタント取扱規程」【資料 2-3-11】を平成 16 年 4 月に制定している。TA 人数は、導入年度は地理学専攻 8 科目 8 人、社会学専攻 2 科目 2 人であったが、平成 26(2014)年度では、文化財史科学専攻の史学系 2 科目 2 人、文化財系 16 科目 20 人、地理学専攻 7 科目 7 人、社会学専攻臨床心理学コース 1 科目 4 人、社会文化研究コース 3 科目 3 人と拡大し、学部生の実験・実習能力と、院生の教育・研究能力の向上に活用している【資料 2-3-12】。

また、大学院の入学者が確保できない専攻では、外部生を TA として採用して教育的補助



業務に当たらせることができるように、「奈良大学大学院学生以外のティーチング・アシスタント採用に関する取扱内規」【資料 2-3-13】を平成 17(2005)年 2 月に制定している。

### 3) 留年者への対応

過去 5 年間の留年者数の推移は、〔表 2-3-1〕の通りである。留年者の指導には、卒業論文の関係で、演習担当教員が修学指導を引き続き行っている。留年者数は、大学全体では、ほぼ横ばい状態の人数になっている。留年者の中には成績不良者や出席不良者が多くいるため、そうした学生に対しては面談で状況の聞き取りを行い、勉学と授業への出席を促している。また、その内容を担当教員と共有し大学全体で指導を行っている。それ以外の理由では、心身耗弱や身体疾患などが挙げられる。長引く授業欠席者には、本人と保護者にも連絡を入れ指導の強化を図っている。

表 2-3-1 留年者数

	2009 年度		2010 年度		2011 年度		2012 年度		2013 年度	
	在籍者数	留年者	在籍者数	留年者	在籍者数	留年者	在籍者数	留年者	在籍者数	留年者
国文	396	21	375	18	371	18	373	18	379	21
史	671	31	664	24	650	32	646	26	639	28
地理	380	23	372	22	355	24	372	21	355	17
文化財	461	14	454	14	459	16	459	15	459	16
文学部小計	1,908	89	1,865	78	1,835	90	1,850	80	1,832	82
人間関係	110	31	20	20	6	6	4	4		
心理学科	288		371		355	17	356	24	362	23
現代社会	331	23	250	13	164	18	99	19	19	19
社会調査			72		124		177		219	
社会学部小計	729	54	713	33	649	41	636	47	600	42
合計	2,637	143	2,578	111	2,484	131	2,486	127	2,432	124

※空欄は該当者なし

### 4) 休学者への対応

年度ごとの各学科の休学者数は、〔表 2-3-2〕の通り、微増傾向にある。休学者は、学年の進行とともに増加し、休学理由としては精神的疾患や経済的理由が比較的多い。心身に問題を抱えている新生児に対しては、入学前に学生本人や保護者と面談することで早期に状況の把握を行っており、その内容を各クラス担任や授業担当教員に連絡し、授業への配慮を依頼している。休学者については、復学前に大学から連絡し、履修登録などの個別相談によりスムーズに復学できるよう取り組んでいる。経済的な理由による休学者や退学者に対しては、後述(p. 53)の「奈良大学緊急支援貸与金規程」又は「奈良大学学費減免取扱規則」の適用を受けるよう指導している。

表 2-3-2 休学者数及び休学理由

学科	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
	休学者	休学者	休学者	休学者	休学者
国文	7	11	15	13	14
史	10	6	8	8	10
地理	10	8	13	14	8
文化財	11	10	13	6	13
文学部小計	38	35	49	41	45
人間関係	7	6	2	1	0
心理	4	3	10	10	17
現代社会	7	13	11	4	2
社会調査		0	1	5	5
社会学部小計	18	22	24	20	24
合計	56	57	73	61	69

休学理由	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	合計
病気・ケガ・体調不良のため	2	8	8	11	7	36
精神的疾患のため	12	14	22	11	11	70
経済的理由	7	8	15	9	8	47
語学研修等	4	2	4	2	2	14
進路模索のため	12	9	7	11	12	51
後期カリキュラム受講のため	8	6	4	3	9	30
一身上の都合、家事都合	8	7	9	12	19	55
就職活動のため	3	3	3	2	1	12
東日本大震災のため	0	0	1	0	0	1
合計	56	57	73	61	69	316

### 5) 退学者への対応

年度ごとの理由別に見た中途退学者数と、学科別に見た中途退学者数及び中途退学率は、〔表 2-3-3〕と〔表 2-3-4〕の通り、年度ごとの退学者合計は微増傾向にある。理由別では、成績不良による学修意欲の喪失が最も多く、次いで進路変更などである。また、近年精神的疾患により退学する学生が増加している。学科別の中途退学率では社会調査学科で最も多く、国文学科・地理学科・心理学科でもやや多い。中途退学者については、できるだけ退学者を減らすために、教務担当から出席不良者への注意と指導を行い、特に 1 年次の出席不良者に対しては、学生担当が個別に呼び出し面談を実施し、授業への出席を促している。必要に応じて、担当教員とも連絡を取りながら、指導を行っている。

表 2-3-3 理由別中途退学者数

退学理由	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	合計
他大学入学・受験	8	5	3	7	13	36
進路変更(専門学校等)	14	6	13	12	9	54
進路変更(就職等)	8	12	5	13	12	50
家業を継ぐ	3	12	1	1	0	17
学修意欲の喪失	14	17	21	29	25	106
家事都合	1	2	7	1	4	15
経済的困難	5	4	9	4	5	27
病気療養	9	10	5	4	4	32
精神的疾患	0	0	10	9	7	26
その他 一身上の都合等	12	7	6	6	8	39
学生生活不適応	2	0	0	1	15	18
合計	76	75	80	87	102	420

表 2-3-4 学科別に見た中途退学者と中途退学率 (2009年度～2013年度)

学科	中途退学者数(A)	在籍者数(B)	中途退学率(A/B)
国文	71	1,894	3.7%
史	75	3,270	2.3%
地理	79	1,834	4.3%
文化財	41	2,292	1.8%
心理(旧学科含む)	85	1,872	4.5%
社会調査(旧学科含む)	69	1,455	4.7%
合計	420	12,617	3.3%

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

基礎的な学力が不足している学生が増加しつつある現在、学力差が拡大しており、成績不良による留年者又は退学者が目立つため、前述(p. 26～27)の通り、教養部では初年次教育を実施しており、これは留年者や退学者を減らすための一つの方策でもある。

一方、休学者や退学者の中で心身に問題を抱えた学生が増加している。現状は、学生相談室でのカウンセラーと受付担当者の常駐、医務室での医師と看護師による対応の充実と病院の紹介、クラス担任教員や演習担当教員への学生の疾病等情報と授業時配慮事項についての伝達、教職員による個別面談など、様々な部署で連絡を密にしながら対応している。また、特徴的なケースについては、教職員勉強会や懇談会を開催し、部署間での情報共有や連携を一層深める。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

## 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1) 学士課程

##### 1. 単位の認定

本学では、学則第 15 条第 1 項に「単位の認定は、試験及び平素の成績その他出席状況を考慮して認定する。試験は、学期末又は学年末にその履修した科目について筆記・口述・論文等の方法によって行う」と規定しており、同第 2 項に「本学における授業科目及び卒業論文又は卒業研究の評価は、100 点満点とし、60 点以上を合格とする」と定めている。

成績評価の基準については「試験及び成績評価に関する規則」第 14 条【資料 2-4-1】及び「GPA 制度取り扱い要項」【資料 2-4-2】により明示している。GPA (Grade Point Average) については、各科目の成績評価判定基準〔表 2-4-1〕に従って評価し、5 段階の GP を付与して 1 単位当たりの評点平均値を算出している。

表 2-4-1 成績評価判定基準

評価		評点	GP	判定内容
合格	S	90 点以上	4	特に優れた成績を示した
	A	89 点～80 点	3	優れた成績を示した
	B	79 点～70 点	2	妥当と認められる成績を示した
	C	69 点～60 点	1	合格と認められる最低限度の成績を示した
不合格	D	59 点以下	0	合格と認められる成績を示さなかった
	F		0	出席不足・試験欠席等により評価できない
	W	対象外		履修取消をした
認定	N	対象外		編入や留学等で単位を認定した

通信教育部の単位認定については、通信教育部規程第 20 条第 1 項に「授業科目の単位の認定は試験による」と規定しており、同第 2 項に「授業科目及び卒業論文の評価は、100 点満点とし、60 点以上を合格とする」と定めている。具体的な方法などについては「通信教育部試験及び成績評価に関する規則」【資料 2-4-3】で詳細に定めている。

##### 2. 進級及び卒業認定

本学では進級制度は設けていない。卒業資格を得るための授業科目の履修は学則第 9～17 条及び「奈良大学履修規則」【資料 2-4-4】に定めており、本学を卒業するためには、4 年以上在学し、専門科目 60 単位、教養科目 32 単位、自由選択科目 32 単位、合計 124 単位以上を修得しなければならない。なお、各学科により卒業に必要な科目の履修方法は年度ごとに発行している『履修要項』に明記している。

『履修要項』に従い、学生は卒業までの履修計画を立てると共に、年度始めに 1 年間の履修登録を行う。後期には前期の単位修得状況・興味関心の変化に対応できるよう履修修正期間を設け、柔軟に対応している。また、専門科目については学年進行と履修モデル【資料 2-4-5】を『履修要項』に明記している。なお、履修登録については履修規則第 9 条に、

「学期毎に登録できる単位数は、26 単位以内とし、年間総登録単位数は、52 単位を超えることはできない」と規定しており、いわゆる CAP 制を採っている。

卒業認定については、学則第 17 条、「教授会規則」第 4 条第 1 項第 9 号、同第 5 条第 1 項第 4 号及び「学部会規則」第 3 条第 1 項第 1 号に基づき適正に行っている。【資料 2-4-6】

通信教育部の卒業要件については、通信教育部規程第 24 条に規定する通り、通信教育部に 4 年以上在学し、かつ専門科目 60 単位、教養科目 30 単位及び教養科目、専門科目、自由選択科目から 34 単位、合計 124 単位以上を修得し、教授会で認定を得ることと定めている。また、30 単位以上は、スクーリング授業により修得しなければならない。

### 3. 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

学則第 15 条の 2 により、「本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」としている。また、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用している。

通信教育部では、通信教育部規程第 21 条により、「教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で教授会の議を経て、通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。

### 4. 大学以外の教育施設等における学修

学則第 15 条の 3 により、「本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる」とし、同第 2 項で、「前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする」と定めている。

通信教育部では、通信教育部規程第 22 条により、「教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、通信教育部における授業科目の履修とみなし、通信教育部の定めるところにより単位認定を行うことができる」とし、同第 2 項で、「前項により与えることができる単位数は、前条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)により通信教育部において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする」と定めている。

### 5. 入学前の既修得単位等の認定

学則第 15 条の 4 と通信教育部規程第 23 条【資料 2-4-7】により、学生が入学前に大学又は短期大学において修得した単位について 30 単位を上限に認定している。

## 2) 大学院

### 1. 単位の認定

単位認定については、大学院学則第 9 条第 1 項に「履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する」と定めている。また、同第 2 項に

「各授業科目の試験の成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする」とし、同第3項で、「合格した授業科目には、所定の単位を与える」と定めている。

成績の評価基準については、「奈良大学大学院文学研究科履修規則」第8条の2と「奈良大学大学院社会学研究科履修規則」第8条の2〔表2-4-2〕に定めている。

表 2-4-2 成績評価基準

成績	評 価 基 準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

なお、学位論文については、成績評価ではなく研究の成果を判断するため、同じ条文中で「その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価等の点について適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする」と定めている。【資料2-4-8】

## 2. 進級及び修了認定

修了要件と学位授与については、大学院学則第12条、同第13条、大学院文学研究科履修規則第4条、同第9条、大学院社会学研究科履修規則第4条、同第9条及び「奈良大学学位規程」第3条の規定に従い、次の通り定めている。【資料2-4-9】

文学研究科修士課程、博士前期課程及び社会学研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、各専攻区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査と最終試験に合格することとする。各専攻に必要な要件は、大学院学則 別表1【資料2-4-10】、大学院文学研究科履修規則第4条第1項及び大学院社会学研究科履修規則第4条に定める通りである。

文学研究科博士後期課程の修了要件は、本大学院に5年(修士課程又は博士前期を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査と最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとすると定めており、修得しなければならない単位は、各専攻区分に従い4単位以上と定めている。【資料2-4-11】

## 3. 他の大学院における授業科目の履修等

大学院学則第7条により「教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該他大学院において必要な授業科目を履修し、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる」としている。また、学生が外国の大学院に留学する場合にも準用している。

## 4. 入学前の既修得単位等の認定

大学院学則第7条の2により、「本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後

において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」としている。

## 5. 学位論文の作成・提出

修士の学位論文は、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業などに必要な優秀な能力を有することを証明するものである。博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度な専門的業務に従事するために必要な優秀な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有することを証明する。そのため、学位論文は、在学中に専攻科目の指導教員の指導を受け、研究を重ねながら作成するものとしている。

学位論文については、修士論文は学位規程第4条第1項により「修士の学位論文を提出できる者は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択合わせて20単位以上を修得しておかなければならない」とし、博士論文は同第2項により「博士の学位論文を提出できる者は、博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者とする」と定めている【資料2-4-12】。さらに、学位論文は「修士論文提出要領」又は「博士論文提出要領」【資料2-4-13】に基づいて、作成・提出しなければならない。

## 6. 学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文は、学長と研究科長を通して研究科委員会に審査を付託し、指導教員を主査とし、当該研究科委員会の議を経て論文に関連のある教員2人以上を含む審査委員会を設置して審査する。審査に当たって必要あるときは、当該研究科委員会の議を経て、外部の教員を審査委員として委嘱して審査することもある。審査委員会は、論文の審査と、専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するための口述又は筆記試験を行う。博士論文は「奈良大学大学院文学研究科における論文博士の取扱内規」【資料2-4-14】に基づき、審査している。審査結果は、大学院各研究科委員会に報告され、これを審議し、修了の判定を行っている。なお、審査が終了し合格と認定された論文は、そのタイトル・概要を本学が毎年刊行している『奈良大学大学院研究年報』【資料2-4-15】に掲載すると共に、図書館のリポジトリを通して公開している。さらに、博士論文については審査結果の要旨を関係機関に公表している【資料2-4-16】。

## 7. 研究生

研究生の受入れについては、大学院学則第34条の他、「奈良大学大学院研究生規則」【資料2-4-17】を定め、修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者とし、特定の事情に関して指導を受け研究を希望する者については、研究科委員会で選考し、学長が入学を許可している。研究生が研究を修了したときは、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を、指導教員を経て学長に提出することを義務付けている。

### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

シラバスに記載している各科目の到達目標と評価基準に従って、各教員が学修達成度を適切に評価して単位認定を行い、卒業・修了要件を満たした学生については各学科会議・学部会、教授会、各研究科委員会で審議して卒業・修了認定を行っている。従って、早急に改善・向上方策を検討しなければならないという状況にはない。但し、各科目の到達目

標と各学部・学科が定めるディプロマポリシーとの関係が一層明確かつ適切なものとなるよう、今後も随時点検し必要に応じて改善する。

GPA 制度については、3 年次前期までの成績優秀者を対象とした特別奨学生の選考・表彰に活用している。但し、GPA を利用した成績に関する諸要因の分析はごく一部の教員しか行っておらず、IR(Institutional Research)の面では十分に活用されているとは言い難いため、FD と SD(Staff Development)活動の一環として、GPA を活用した IR の促進を図る。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学におけるキャリア支援のための全学的な体制としては、就職委員会を組織すると共に、事務局にキャリアセンターを設置している。また、平成 21(2009)年度の「大学教育・学生支援推進事業」【テーマ B】学生支援 GP(新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム)採択を機に、これまで以上にキャリア支援教育を推進するため「キャリア教育推進委員会」と「キャリア教育評価委員会」を設置し、正課におけるキャリア支援を推進してきた。そして財政支援終了後も、スピード感をもって推進を図るため、この両委員会を統合し、平成 25(2013)年度に「キャリア教育委員会」を設置した。この他、初年次のキャリア支援を充実させるため、教養部とキャリアセンターの協同により、初年次教育の一環としてプログラムを実施し、また正課授業の展開を図っている。

以下、具体的な取り組みについて記述する。

##### 1) 教育課程内の取り組み

- ・キャリアセンターが中心となり、入学直後の不安解消、学生生活へのスムーズな適応、及び自己理解を深めることによる学生生活の目的の明確化を目的として「奈良大生第 1 歩」を教養部とキャリアセンターの協同により実施している(平成 26 (2014) 年度からは教養部主催)。
- ・入学から卒業まで継続したキャリア形成を促すため、1 年次に「表現技法Ⅱ」、2 年次に「キャリアデザインⅠ」「インターンシップⅠ」「キャリアのための人間関係学」、3 年次に「キャリアデザインⅡ」「インターンシップⅡ」、4 年次に「キャリアデザインⅢ」を、正課科目としてそれぞれ設置している。【資料 2-5-1】
- ・「インターンシップⅡ」については、学生に幅広く実習先を提供するため、奈良県内大学で組織する奈良県大学連合が主催する「奈良県大学連合インターン制度」の他、「奈良大学インターンシップ・プログラム」を設けて、独自の実習先を確保している。【資料 2-5-2】
- ・正課授業科目では、学生が自己の成長を客観的数値により把握できるよう、初回と最終授業時に専用シートを用いた自己評価を行っている。これは、定期的に自己評価を行うことで、「気づき→振り返り→改善」を習慣づけることを目的とし、自己の成長と自己肯定感の醸成に役立っている。【資料 2-5-3】



## 2)教育課程外の取り組み

- ・学生と家庭との関わりも、キャリア支援としての重要な責務と考え、保護者との連携を図っている。春には、保護者(学生同伴可)とキャリアセンター職員との懇談会を実施する他、前・後期の各期末に、学生が受講しているキャリア支援科目の履修・修得状況とキャリアガイダンスへの出席状況を保護者に個別に通知している。
- ・2・3年次には、年次ごとの本学作成の『CAREER GUIDE』【資料2-5-4】を配布すると共に、年間を通してキャリアガイダンスを実施している。特に3年次に対しては、一人ひとりを大切にする進路指導方針に基づき、キャリアセンター職員との進路個人面談を全学生対象に実施し、個別の進路指導・状況把握を行っている【資料2-5-5】【資料2-5-6】。
- ・就職支援として、進路支援システム(求人検索NAVI)を導入することで、WEB上で本学に寄せられた求人の検索や各種進路支援行事への参加申込を可能にし、また求人情報などのメール配信を積極的に行うことで、就職活動の利便性の向上を図っている。
- ・既に進路が決定した4年次を10月から就職活動のアドバイザー(呼称：キャリアサポーター)として、キャリアセンター内で3年次の指導に当てる制度を設け、就職活動を終えた学生の経験を下級生にフィードバックしている。
- ・本学指定の「履歴書・自己紹介書」を無料配布している。また、来室時に活動状況を確認することで、きめ細かな指導を行っている。
- ・各種資格の取得を目的とした課外講座を複数開講している。年度初めには、講座紹介パンフレットを作成し、全学生への周知に努めると共に、一部テキスト代の補助を行ったり、出席不良の学生には個別連絡をしたりすることで、資格の取得を全面的に支援している。【資料2-5-7】
- ・就職試験への対策講座を開講している。3年次を対象に、公務員希望者向けの「公務員試験対策講座」(国家公務員・地方上級コース及び警察・消防コース)、教員希望者向けの「教員採用試験対策講座」、また公務員・教員を目指す1・2年次には「一般教養(公務員・教員)試験対策講座」をそれぞれ開講している。企業希望者には、「企業筆記試験対策講座」と「就職レベルアップ講座」を開講し、学生の希望する進路に応じた対策を実施している。また、課外活動などにより3年次の秋まで就職活動準備ができなかった学生のために、3年次の11月から集中的に準備を進める「就活おなやみ解決塾」を開講するなど、多様な学生に応じた対応をしている。特に「公務員試験対策講座」と「就職レベルアップ講座」は例年多くの学生が受講しており、学生への進路支援対策として定着している。【資料2-5-8】
- ・進路支援の一環として、また学生同士によるピアサポート支援として、ある一定の目的を持つ活動団体の発足・運営をキャリアセンターでバックアップしている。これは、本学の発展のために活動する団体への支援であり、他の学生の模範となることを促している。【資料2-5-9】
- ・卒業生の就職先に対し、在学中に培った「自立心・行動力・向上心・協働力」についてのアンケート調査を行っている。この調査結果により、本学生の強みと弱みの傾向を測り、次年度以降の進路支援に反映させている。【資料2-5-10】

本学のキャリア支援は、平成21(2009)年度の学生支援GPの採択を機に、この数年で飛

躍的に充実した。正課授業に「キャリア支援科目」を設置し、また補助金期間に得られた経験に基づき、「キャリア教育委員会」を設置したことは大いに評価できる。キャリア教育の継続的な推進・改善が行える体制を構築し、今後もその充実に向けた取り組みを図っていく。学生のピアサポート活動が学内で認知され始めていることも大きな成果である。また、社会で通用する柔軟な能力を身に付けさせることの重要性が学内で認識されつつあるのもキャリア支援の一つの成果である。

以上の通り、本学では、教育課程内外を通して、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断している。

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

真の社会的・職業的自立を目指す支援・指導を実現するには、特定のプログラム、授業、ガイダンスの実施だけでは不十分で、全学が一致協力して学生と関わり継続的に支援することが不可欠である。そのため、平成 25(2013)年度に発足したキャリア教育委員会において、本学のディプロマポリシーに基づく「人材育成計画」を策定し、教育課程内外における取り組みとして、専門に応じたキャリア支援を確実に推進する。また、教職員一人ひとりの意識とスキルを高めるための研修制度を充実させる他、キャリアセンター組織の強化を図る。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価の工夫・開発

##### 1) 文学部

##### 1. 国文学科

①「言語・文学」「国文学講読」「演習Ⅰ・Ⅱ」では、各教員が出席管理を厳重に行い、学修の習慣が身に付くよう個別に指導し、発表や発言などを加味して、点検・評価を行っている。

②国文学の基礎が作品読解にあるという認識に基づき、読解に必要な語彙の把握、語法の理解、歴史的知識について、常に確認ができるよう授業に工夫を凝らしている。確認の方法は、以下の方法を用いている。

- ・レポートと提出物に対する添削
- ・授業時間内における小テスト
- ・質問用紙を使った質問事項の提出と応答

③共同研究室に基本図書を用意し、国文学演習室に国文文庫を設けることで、学生が気軽に集える環境を作り、教員と学生が常時触れ合える環境づくりに努めている。

## 2. 史学科

- ①史料講読と演習では、学生の反応や意見を勘案しながら、教材を選択し、多様な史料に段階的に習熟するよう工夫を凝らし、残された課題については次年度の講義の改善に役立てている。
- ②講読では、古文書解読や語学学修などのために積極的に補習の機会を設け、頻繁に現地実習の機会を設けるなど、教員と学生とが意見交換を行えるよう心掛けている。
- ③「奈良史学会」という学科独自の学術団体を設立し、学生に運営を任せることで、自発的な学修意欲を涵養すると共に、様々な企画を教員と共同で行っていることも、教員と学生との意思疎通を図る上で役に立っている。【資料 2-6-1】

## 3. 地理学科

- ①点検・評価の基準は、演習における発表と質疑応答である。対象地域の地形図や衛星画像、様々な資料を利用しながら学生が積極的に問題意識を持つよう指導している。
- ②点検・評価については、演習における発表と質疑応答を重視している。不十分な場合には教員側からの質問を工夫して思考の流れを導くこともある。洞察力を重視し、この洞察力を身に付けさせるためには演習のみならず、通常の授業においても学生に問いかけ、深く突っ込んだ質問をすることも必要である。そして洞察力が確実に身に付いているかを点検するため、ミニテストやレポート提出などを実施している。

## 4. 文化財学科

- ①点検・評価については、各授業共、その教育内容の特性に従って、筆記試験又はレポートなどの具体的な課題により点検・評価を行っている。
- ②以下のような様々な工夫をすることで、各自の習熟度や理解の不十分な部分を自覚させ、授業内容の理解を促している。
  - ・レポートやその他の提出物にコメントを付けて返却する
  - ・授業時間内に複数回の小テストを行い、返却する
  - ・小テスト後に解説を行って授業の要点を再説明する
  - ・授業内容の区切りごとに質問用紙を提出させて、質問に答える

## 2) 社会学部

### 1. 心理学科

- ①点検・評価については、月に1度開催する学科会議において、特に必修科目の学生の履修状況や成績についての情報共有、意見交換の機会を設けている。教員はそれらの情報を学生の個別指導に活用している。
- ②評価方法の工夫については、方法実習論科目の「社会心理学応用実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学応用実習Ⅰ・Ⅱ」は教員の共同担当として開講しており、学生の授業への参加状況をきめ細かく把握すると共に、課題・発表・レポートなどにより、総合的に評価している。
- ③「卒業研究」については、平成24(2012)年度より副査制度を導入し、学生が様々な観点からの支援や助言を受ける機会を提供している【資料 2-6-2】。その評価方法は主査・副査による口頭試問の結果に基づき、厳正に評価している。

## 2. 社会調査学科

- ①点検・評価については、月に1度開催する学科会議において学生の成績についての情報を共有し、意見交換をする機会を設けている。特に3年次を対象とした必修の「社会調査実習」では、各クラスで年度末に報告書を作成し、学生はもとより、学内外へ授業内容と調査結果を公表して、一般社団法人社会調査協会を初めとする外部からの評価を受け、次年度以降の授業に活かしている。【資料2-6-3】
- ②2年次を対象とした必修科目「社会調査実習」では、教員が共同で担当し、評価に当たっては、複数用意された学外での実習の参加状況、学内でのクラスワークの参加状況、最終報告会の準備状況と報告内容、そして前・後期のレポート課題の内容を考慮して、総合的に評価している。

## 3) 教養科目

- ①「表現技法Ⅰ」では、レポート作成とプレゼンテーションの技術的指導を行っている。授業期間中に2度のレポート提出を義務付け、最初のレポート提出後、それを添削して学生に戻す。そして2度目のレポートが提出されたとき、適切に指示が守られているか点検し、されていないときは再提出させる場合もある。プレゼンテーションのときには、姿勢と声の出し方を指導し、また図版や表、又はパワー・ポイントやDVDを利用して、聴覚だけではなくできるだけ視覚にも訴えられるよう指導している。
- ②「表現技法Ⅱ」ではグループ学修を中心とし、人前で明確に自分の意見が言え、また逆に相手の意見を的確に聞けること、さらにこの学修を通してコミュニケーション能力が向上することを目指している。それは将来社会に出たときの基礎力となる。毎回の授業の後、振り返りとしてレポートを書かせ、そのレポートを点検し次回の講義のための参考にすると共に、評価の対象にもしている。

## 4) 資格科目

### 1. 教職課程

- ①4年次に教育実習を履修するに当たっては、3年次終了時に教養科目・専門科目・自由選択科目100単位、「教職論」「教育原理」などの指定された教職に関する科目28単位を修得していることを条件としている。また、各学科のゼミ指導教員からの情報も参考にしながら、教育実習の実施に注意が必要と思われる学生に対しては、個別に指導も行っている。【資料2-6-4】
- ②教職担当教員が中心となって、教職課程のガイダンスや教育実習の反省会を行い、その際、教職課程へのアンケート調査を実施している。また、平成22(2010)年度から『奈良大学教職課程報告』を発行している。この報告書には教職担当教員による実践研究、本学卒業生の現任教員や教職課程履修生からの意見・提言、教職課程の各種資料・統計などを掲載しており、外部への情報公開と同時に、教職課程全体を点検・評価するための有効な手段となっている。【資料2-6-5】

### 2. 司書・司書教諭

- ①専門知識の定着度合いを確かめるために、授業の中間点で20分程度の小テストを実施している。

- ②授業内容についての質問・感想用の用紙を配布し、記入に当たり、当日の授業で新しく学んだ用語をキーワードとして 1,2 語使用することを義務付けている。この方法は、教育目的の達成状況を点検すると共に、学生の授業への取り組む姿勢を把握するために有用であり、定期試験結果と合わせて、総合的な評価を行う際にも役立っている。
- ③今後、質問・感想用に使う用紙の様式を工夫し、毎回の質問・感想と教員の回答が学生の手元に時系列で残るようにする。この方法は、自己の学修状況の点検と自己評価にも役立つはずである。本学の e ラーニングシステムの活用も考慮する。

### 3. 博物館学芸員資格課程

- ①専門科目、選択科目共にそれぞれの授業内容に応じて、筆記試験又はレポートの提出により評価を行っている。
- ②授業の進行状況に応じて適宜課題を出し、レポート作成や発表、又はグループワークを行い、それに基づいて授業への取り組み方を評価すると共に、教育目的の達成状況を点検している。
- ③「博物館実習」では、共通の実習ノートに実習内容を記録させ、レポートとして提出させることで習熟度の確認と評価を行っている。

### 5) 通信教育部

- ①テキスト科目では、学生が提出したレポート(学修報告)を担当教員が添削の上可否を判定し、その後の科目修得試験により成績評価と単位認定を行っている。レポートについては、1 単位当たり 1600 字程度とし、その習熟度や理解度、学修時間が十分なものであるかを点検・評価するための一要素としている。
- ②スクーリング科目では、連続 3 日間皆出席と、最終日のレポートなどによって総合評価し、単位認定を行っている。60 歳代を中心に、20 歳代から 80 歳代までの様々な年齢層に対して平等な評価を行うため、個人の体力や基礎学力のみに捉われることなく、スクーリングでどれだけ学修できているかに重点を置き、居住地や年齢を超えて広く学びの機会を提供するという、教育目的の一つが達成されるよう努めている。

### 6) 大学院

#### 1. 文学研究科

- ①専攻によっては多くの修了生が専門職に就いている【資料 2-6-6】。大学院の教育目的は、専門的知識や技術を持ち社会的要請に応える有為な人材の育成であることは明白であることから、今後、より多くの人材を社会に送り出せるよう努める。
- ②点検・評価については、大学院 FD 委員会及び文学研究科 FD 懇談会【資料 2-6-7】での意見も参考に、様々な形で実施している。また、在学中における学修の達成度については、各種の資格取得や研究雑誌への論文発表なども、点検・評価の対象としている。

#### 2. 社会学研究科

- ①点検・評価については、大学院 FD 委員会を通して様々な形で実施している。平成 24(2012)年度には学生と教職員による社会学研究科 FD 懇談会【資料資料 2-6-8】を開催し、教育関係、研究関係、教育研究環境についての意見・要望を聴取している。聴取した意見・

要望のうち回答可能なものについては、懇談会の場で対応策・解決策の提言・指示を行っている。

②毎年入学時のガイダンスにおいて、学生に教育研究上の指導を行っている。例えば、「臨床心理学コース」のガイダンスでは、履修要項に基づき、コースの特色や開講科目の内容と、学外実習や本学臨床心理クリニック実習に関する説明を行っている。修士論文については、臨床心理学演習において、1年次には6月頃に修士論文の構想を発表することを義務付け、2年次には6月と12月頃に2回の間接発表会と、2月頃に完成発表会を開催することで、きめ細かな指導を行うと共に、様々な教員からの助言を受ける機会を設けている。こうした方法は、教育目的の達成状況を点検・評価するための有益な工夫となっている。

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、「FD委員会規則」【資料2-6-9】に則り、平成13(2001)年から「授業評価アンケート」(現在では「授業改善アンケート」と改称)を半期ごとに、通年の場合は年度ごとに、最終授業又はその前の授業中に実施している。アンケートでは、学生本人の受講姿勢、自己評価(シラバス利用状況、出席状況、予習・復習状況、授業の理解度)及び授業に対する評価(教員の熱意、授業のわかりやすさ、相互的な満足度)を質問すると共に、自由記述(当該授業への感想・意見・疑問など)を求めている【資料2-6-10】。そして後日このアンケート結果を基に、各専任教員には授業目標の達成度、学生観に基づく授業の工夫、次期授業への改善点などを記した「自己点検報告書」の作成を義務付け、それらをまとめて『FD活動・授業改善アンケート報告書』として公表している【資料2-6-11】。また、このアンケート結果は各教員に戻されるだけでなく、FD研修会などにおいてその結果を分析することで、本学における授業の全体像を把握すると共に、今後のアンケートのあり方を検討している。

### (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学則に各学部・学科の教育目標を示し、ディプロマポリシーで学生の学修目標を明確化しているが、それぞれの達成状況を点検・評価する組織的な仕組みはまだ導入していない。各科目とディプロマポリシーとの関係を、一層明確にするためのカリキュラムマップの導入を図ると共に、学生自身が各科目・ディプロマポリシーの到達目標と達成状況を把握することができ、かつ教員にそれがフィードバックできる形での学修ポートフォリオなどの組織的な導入をFD活動の一環として進める。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

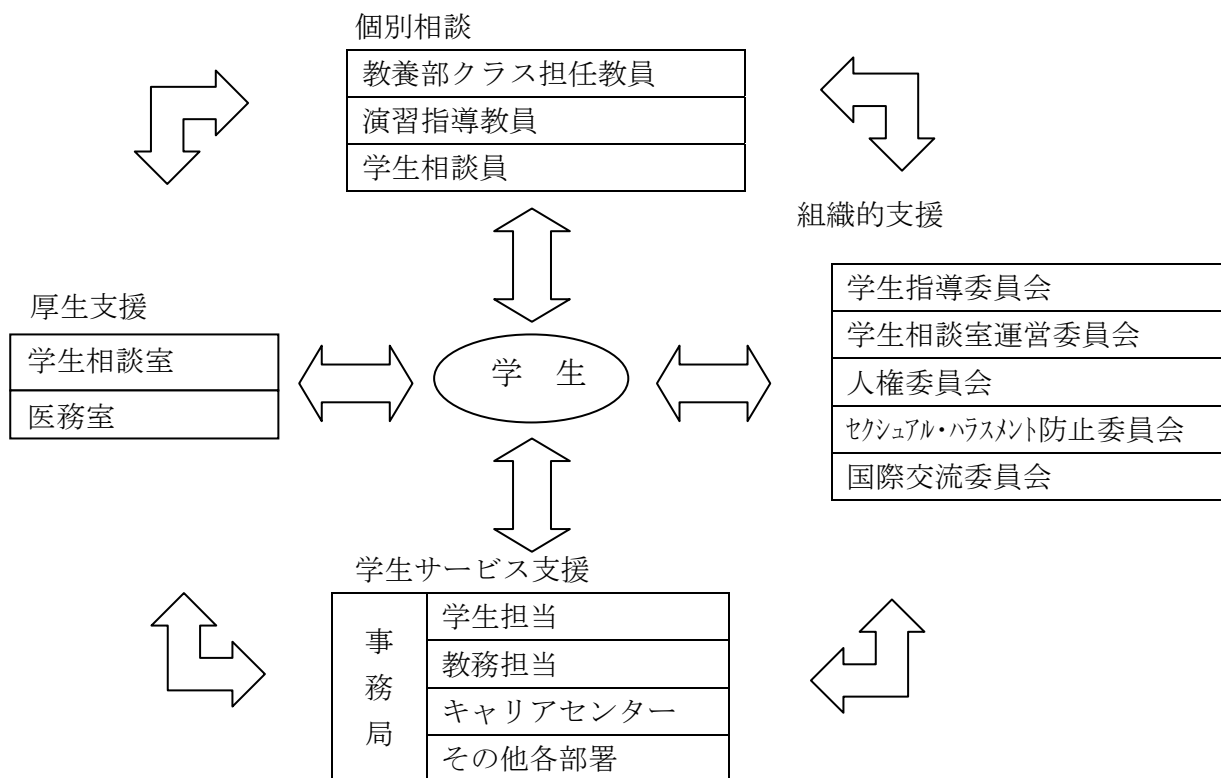
(2) 2-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービスと厚生補導のための組織

学生サービスと厚生補導のための組織体制は、[図-1] に示す通り、学生指導委員会、学生相談室運営委員会などによる組織的支援、教養部クラス担任教員、演習指導教員、学生相談員による個別相談、学生相談室、医務室による厚生支援、事務局による学生サービス支援で構成している。各組織が相互に連携しながら、学生サービスと学生指導に当たっている。

図-1



学生指導委員会では、学生の厚生補導について企画・協議し、その執行に当たっている。当委員会は、学生支援センター長が委員長となり、3 学部から選出された 6 人の教員と学生支援センター(学生担当)課長で構成し、定例として年 5 回開き、この他、臨時的に開催することもある。学生の福利厚生と学生生活の充実・発展を目的として、様々な学生指導に関する施策などについて協議し、重要案件については教授会での承認を経た上でその執行に当たっている。【資料 2-7-1】

学生サービスと厚生補導を実施する事務組織は、学生支援センター(学生担当)、学生相談室及び医務室であり、それぞれに専任の職員を配置している。

2) 生活支援

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるよう、「下宿案内」冊子を作成・配布し、大学周辺の適切なアパートなどを紹介している。【資料 2-7-2】

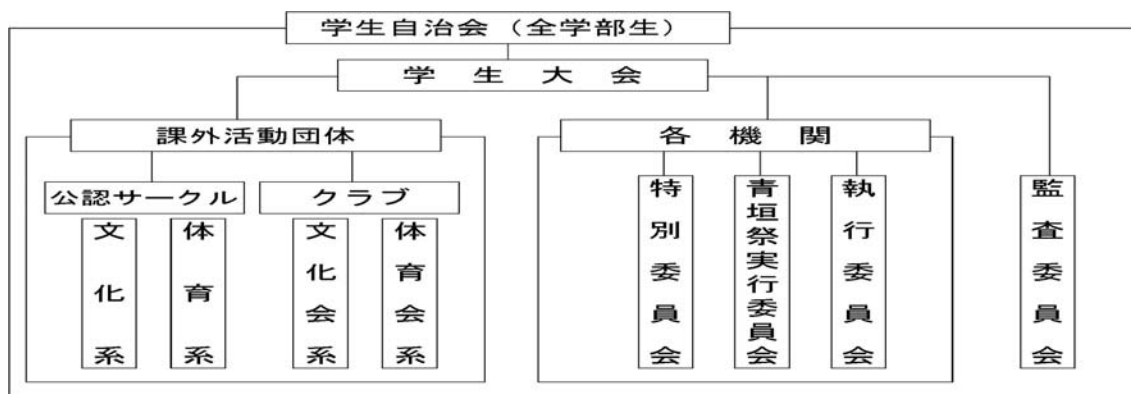
また、社会体験や就業体験に有益なアルバイトについては、学修に支障をきたさない範

囲で行うよう指導し、大学が雇主と面談の上、良好と認めた職種やアルバイト先について紹介を行っている。

### 3) 課外活動支援

課外活動団体は、[図-2]の通り、全学部生から成る学生自治会の統括のもとに組織されている。体育会系クラブには、統括組織として体育会本部があり18団体が所属し、文化会系クラブには、統括組織として文化会本部があり16団体が所属している。本学では、クラブ活動の他にサークル活動も盛んに行われており、体育系サークル15団体、文化系サークル42団体があり、全学部生の68%がいずれかの団体に所属している【資料2-7-3】。クラブ・サークルは専任教員が顧問として支援を行っている。

図-2



ボランティア活動については、学生の安全面に配慮し、学生支援センター(学生担当)が窓口となり紹介を行っている。

課外活動団体への経済的支援としては、体育会系クラブには全国大会出場の旅費・宿泊費などに対する一部補助、文化系クラブには学外での展示・公演・研究発表に伴う会場使用料に対する一部補助、その他、大学祭・フレッシュマンキャンプに対する補助も行っている【資料2-7-4】。また、保護者で組織する奈良大学後援会と連携し、各クラブに活動補助金を配分している。一方、課外活動中の事故や怪我に備えクラブ加入者全員に本学が定めるスポーツ保険への加入を徹底し、その加入料の半額分を奈良大学後援会が補助している。このように、学生の課外活動を大学・保護者が連携して支援している。また、学内の課外活動施設には定期的なメンテナンス・補修を行い、野外活動センター利用の際は、無料バスを運行するなど、充実した課外活動のための環境を整えている。

さらに、社会貢献・課外活動部門において顕著な活躍を認められた学生又は団体を表彰する「奈良大学表彰」制度があり、学生の主体的な活動の励みとなっている。【資料2-7-5】

### 4) 障がい者支援

障がいを持つ学生の支援については、入学前に本人・保護者と、教養部クラス担任・学生支援センター職員との面談の機会を設け、入学後の支援に対する要望などの確認・対応を行っている。これまでも段差の解消など改善に努めてきたが、今後も、一般学生などによるサポートも含め、きめ細かな支援に努める。



## 5) 経済的支援

全学生を対象とした経済的支援としては、まず各種奨学金がある。日本学生支援機構奨学金や地方自治体などの各種奨学金については、学生支援センター(学生担当)が窓口になり諸手続きを行っている。その他、本学独自の「奈良大学奨学金」【資料 2-7-6】があり、学部生に対しては、自宅通学者 30,000 円、自宅外通学者 38,000 円、また院生に対しては、修士課程 55,000 円、博士課程 75,000 円をそれぞれ月額貸与する制度で、毎年 70 人程度を採用している。貸与期間は年度単位であるが、次年度以降継続しての申込みも可能である【資料 2-7-7】。原則的にこの制度と日本学生支援機構との併用貸与は認めず、結果的に奨学金希望者の約 90%以上がいずれかの奨学金を受給できる状況にある。

また、全学生を対象とした学費の延納・分納制度を設け、期日までの学費納入が困難である場合は、各学期、最長で 4 ヶ月の猶予を与えている【資料 2-7-8】。この制度については、毎年度、300 人弱が適用を受けている。

学部生の成績優秀者に対する経済的支援としては、「奈良大学特別奨学金」制度を設けている【資料 2-7-9】。3 年次前期までの成績優秀者各学科 2 人、合計 12 人に対し、年間授業料の半額相当額を給付する制度で、各学科からの推薦に基づき特別奨学生選考委員会で選考し、学長が特別奨学生を決定している。また、一般入学試験(A 日程)の成績優秀者(各学科第 2 位まで)に対し、入学年度の年間授業料を免除する「奈良大学特別待遇奨学生」制度を設け、修学意欲向上と前途有為な人材育成に役立てている【資料 2-7-10】。さらに、入学後の学業を奨励し高大連携を深めるため、本学附属高校から入学した学生に対し、入学金相当額を免除する「奈良大学学園内進学奨学金」制度を平成 22(2010)年度から設けている【資料 2-7-11】。

外国人留学生に対しては、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を初め、外部団体の各種奨学金を申請できるよう配慮している。また、経済的理由により修学が困難な大学院私費外国人留学生に対しては、経済的負担を軽減することで学業成就を助成するため、「奈良大学大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」に基づき、当該年度の年間授業料半額を減免している。減免対象人数は、毎年度 5 人以内とし、当該年度に採用になった留学生も、次年度以降も再度申請することができる。【資料 2-7-12】

また、経済的理由により緊急に学費の納付が困難になった学生に対し、奈良大学奨学金のうち自宅外金額の 1 年分を最高貸与額として貸付ける「奈良大学緊急支援貸与金」制度があり、適用者は平成 23(2011)年度以降の 3 年間では 8 人であった。【資料 2-7-13】

さらに、風水害、地震、火災などの災害により住居、又は家財に損害を受けた場合に災害見舞金を支給する制度【資料 2-7-14】や、学費負担者の死亡などにより、学費の納付が著しく困難になった者に対し、学費を減免する「奈良大学学費減免」制度がある【資料 2-7-15】。また、家庭からの仕送りの延滞、急病などにより一時的に経済的に生活が困難になった学生に対しては、「短期貸付金」制度により最高 30,000 円を、3 ヶ月間を限度として貸与している【資料 2-7-16】。

## 6) 学生相談

心的支援としては、学生相談室を設置している。心身に悩みや不安を抱える学生が早期に来談できるよう、オリエンテーションや学内掲示などで学生相談室についての周知を図

り、さらに「学生相談室の利用案内」を作成・配布している【資料 2-7-17】。学生相談室には臨床心理士資格を有するカウンセラーが常駐し、心理・性格・対人関係・進路・修学など学生の様々な悩みに対し相談に応じている。また、臨床心理士有資格者 4 人を含む 16 人の教員で構成する学生相談員が、学生生活や法律相談を含め多岐にわたる相談に応じる体制をとっており、さらに学生相談に関する諸問題の協議機関として、カウンセラーと学生相談員により「学生相談室協議会」を組織している。また、別組織として「学生相談室運営委員会」があり、この委員会では学生相談室の運営に関する協議を行うと共に、常時「学生相談室協議会」と合同会議を行うなど学生相談員と連携して、学生の相談に適切に対応している。【資料 2-7-18】

1・2 年次対象の教養部クラス担任制、3・4 年次対象の演習指導教員、全学生対象の学生相談室などの体制は、様々な悩みを抱える学生に対してきめ細かな学生指導を行う場として機能し、本学環境への適応、学生生活を通じた自分探し、自己確立への一助となっている。

生活相談については、教養部クラス担任、演習指導教員による他、学生支援センター（学生担当）が相談窓口となり、奨学金・短期貸付金・アルバイト・下宿など学生生活に関する幅広い分野の相談に応じ、また内容によっては、適切に対応できる教員・事務局各部署への仲介を行っている。

セクシュアル・ハラスメントについては、リーフレットを作成し、全教職員・学生に配布している【資料 2-7-19】【資料 2-7-20】。万一事案が生じた場合、迅速に対処し相談に応じられるよう、教職員 14 人で構成する「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を組織し、また教職員 10 人を防止相談員としている。

## 7) 健康管理

健康管理については、看護師の資格を有する職員が医務室に常駐し、健康相談と保健指導を適切に行い、学内で発生した傷害や疾病について適宜応急処置を施している。また、「医務室からのお知らせ」を作成・配布し、伝染性感染症、飲酒、薬物、タバコの害などの情報を提供し、心身共に健康的な大学生活を送れるよう、指導している。【資料 2-7-21】

また、年 1 回(4 月上旬)全学生を対象に学外の健康管理機関による定期健康診断を実施し、6 月には体育系クラブ・サークル加入者を対象に心電図検査を実施するなど、学生の健康管理に努めている。健康診断などで異常値が見られた学生には健康相談を行い、医療機関を紹介するなどの対応をとっている。さらに、集団感染が危惧される感染症に対しては、平成 21(2009)年度に感染症緊急対策会議を開催し、緊急連絡体制を整えた【資料 2-7-22】。

教育実習や介護等体験などの学外実習に出る学生については、結核・麻疹などの抗体検査を予め行い、抗体を持たない学生については予防接種を促し、遺漏のないよう対応している。

## 8) 留学生への支援

本学では、毎年協定校より交換留学生を受入れており、学長、学生支援センター長、各学科から 1 人、教養部から 3 人、及び事務局長、総務部長、総務課長、学生支援センター(学

生担当)課長で構成する「国際交流委員会」を設置し、外国人留学生と日本人留学生の学修及び生活に関する事項をはじめ、国際交流に関すること全般にわたって、年数回委員会を開催し、企画・協議の上、各学科・部署と連携してその執行に当たっている。【資料 2-7-23】

事務組織としては、学生支援センター(学生担当)に国際交流担当を設け、国際交流委員会の他、各学科・部署と緊密な連携のもと、留学生に関する諸事項の執行に当たっている。

外国人留学生は、平成 26 (2014) 年 5 月現在、正規留学生 3 人(大学院生 3 人)、交換留学生 7 人である。

相談については、学生支援センター(学生担当)の他、教養部クラス担任、演習指導教員が、留学生の学修面・生活面・進路などの各種相談にも対応し、それぞれが情報共有を行いながら、留学生のサポートを行っている。

また、留学生が日本人学生とのコミュニケーションを図り、所属学科だけでなく、幅広く日本人学生との交流を深め、より充実した大学生活にすることを目的として、国際交流室を設置し、留学生と日本人学生との交流の場、情報収集、日本語能力向上の場として活用している。さらに、学生支援センター(学生担当)の支援・サポートのもと、国際交流サークルを立ち上げ、国際交流室を活動の場として、留学生に対する生活面・学修面でのサポート、日本語学習会、研修旅行なども実施している。

その他、毎年、留学生歓送迎会、歌舞伎見学、奈良・京都の寺社見学などの日本文化研修も実施している。また、平成 24(2012)年度には、近隣高校における総合学修(国際理解)授業への留学生派遣により、地域への貢献活動も行った。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生からの意見・要望などの把握については、青垣祭(大学祭)実行委員会などの課外活動団体リーダーとの懇談やリーダーズ研修会でのアンケートを通して、学生支援センター(学生担当)を窓口として組織的に行っている。

学生自治会は、年 2 回(春・秋季)開催している学生大会に向けて、教学・学生生活・学生サービスなどに関するアンケートを実施し、その結果を大学側に提示している。また、体育会・文化会も、年 2 回(春・秋季)総会を開催している。総会に向けて、課外活動に関するアンケートを実施し、大学に提示している。

提示された意見に対し、大学側は大学としての基本的姿勢や考え方を示すと共に、具体的な事項については、関係部署に伝達・調整の上、誠意をもって回答している。その回答の一つとして、平成 25(2013)年度に課外活動センターの冷房を全面的に実施することで、環境の改善を行った。

通信教育部では、スクーリング参加学生を対象に、理事長・学長・通信教育部長・事務局長の他、本学教職員が出席する「スクーリング放課後の茶話会」を年 2 回開催し、学生からの意見・要望を直接聞く機会を設けている。ここで寄せられた要望を基に検討を行い、平成 25(2013)年度には科目修得試験の実施都市を増やすなど、運営の改善に役立てている。

交換留学生に対しては、期間終了前に、学修成果に関するレポートの他、本学への要望、改善点などについてもアンケート調査を実施し、毎年この調査結果を基に、より留学生が有意義に学修できるよう改善に努めている。

### (3)2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する各種学修支援体制は有効に機能しているが、今後、教職員間の連携を一層密にすると共に、学生サービス・学生指導などに関する研修会への積極的参加を通して担当職員のスキルアップを行うことで、学生サービスの向上に努める。そのため、以下のような改善方策を講じる。

課外活動については、学生支援センター(学生担当)と各団体本部(学生自治会執行委員会、青垣祭実行委員会、体育会本部、文化会本部)が連携を図り、さらなる課外活動の活性化と改善に取り組んでいく。ボランティア活動については、支援体制の構築、事前指導などにより学生の積極的参加を促進していく。

経済的支援については、多岐にわたり整備しているが、引き続き各種奨学金の確保と、学生の現状把握に一層力を注ぎ充実させる。

学生相談については、相談を希望する学生が増加傾向にあるため、学生相談室運営委員会において、カウンセラーと教職員との密接な連携・サポート体制の強化を目的として、定期的に「ケース研修会・学生相談に関する教職員懇談会」を開催する。

学生の健康管理については、心身の健康と安心のもとで大学生活が送れるよう、「医務室からのお知らせ」を定期的に学内掲示することで、さらに学生に注意事項の周知を図る。また、本学は下宿生が48%を占めるため、これらの情報を保護者にも提供して、社会人として身に付けておくべき基本的な知識の共有を図る。

学生からの意見・要望の把握については、引き続き各学生団体との懇談、アンケート調査、学生のアンケートに対する回答を行う。また、学生サービス支援を担う各事務局の窓口でも、積極的に学生の意見・要望を把握するよう努める。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

##### (1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

##### (2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は文学部(4学科)、社会学部(2学科)、教養部、通信教育部(1学部1学科)、大学院(2研究科4専攻)で構成している。教員組織は、大学設置基準に則り、教育課程を適切に運営し、教育目的を達成するため、別表【資料2-8-1】の通り各学部(教養部を含む。以下同様)に適切な専任教員を配置している。専任教員については、全体としてできるだけ広範囲の学問領域をカバーするよう、可能な限り専門分野の異なる教員を配置している。一方、通信教育部と大学院は、学部教員が兼担している。通信教育部は、原則全ての教員が兼担しており、大学院は研究科委員会で兼担の資格があると認められた教員が担当して

いる。

大学設置基準により必要とされる本学の教員数は70人であるが、本学の現員は72人であり、必要教員数を上回っている。専任教員1人当たりの学部学生数は約32.7人である。この他、兼任(非常勤)講師165人が授業を分担している。兼任講師が多い理由は、専門科目、教養科目、全学自由科目、資格科目のいずれにおいても、授業を多様かつ豊かにするための配慮の結果である。

年齢別の教員構成は、別表【表 2-15】の通り、平成26(2014)年5月現在、61歳以上が18人(25.0%)、51～60歳が22人(30.6%)、41～50歳が24人(33.3%)、40歳未満が8人(11.1%)であり、40歳未満の教員の割合が低い点を除けば、概ねバランスの良い構成となっている。また、職階別に見ると、教授が48人(66.7%)、准教授が17人(23.6%)、専任講師が7人(9.7%)で、教授の割合が高いが、概ねバランスの良い構成となっている。

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上の取組み

### 1) 教員の採用・昇任等

教員の採用と昇任については、年度始めに全学人事委員会において、各学科と教養部の希望を基に1年間の人事計画を立て、理事長の承認を経て実施している。採用と昇任の選考については、「教員の人事にかかる選考並びに審査に関する規則」第4条【資料 2-8-2】に基づいて、各学部会が5人の委員から成る選考委員会を立ち上げ、その委員会が採用者の選考や昇任について審議し、その結果を各学部会に諮り、最終的には理事会が決定する。採用人事における候補者選考については、各分野の実情に合わせて、全国公募、学内公募、専任教員からの推薦などによるが、必ず複数の候補者を立てて選考を進めている。採用と昇任における職階については、上記規則第3条に記す基準による他、各学部が定めた「施行細則」【資料 2-8-3】、【資料 2-8-4】、【資料 2-8-5】に記す詳細な基準に基づき決定している。なお、採用人事の場合、業績審査の他、理事長、学長、審査委員による面接を行っている。

大学院の授業担当は、「奈良大学大学院文学研究科を担当する教員の審査に関する規則」【資料 2-8-6】と「奈良大学大学院社会学研究科を担当する教員の審査に関する規則」【資料 2-8-7】に則り、各研究科内に設ける資格審査委員会において審査し、各研究科委員会において決定している。

### 2) 教員評価、研修、FD活動等

本学では、給与に反映させるような形での教員評価は行っていない。但し、各教員には毎年、教育・研究・学内行政・社会貢献についての業績報告書の提出を求め、それをホームページにおいて公開することで、各教員の業績向上を促進している。また、昇任人事の際には、厳格な業績審査による事実上の教員評価を行っている。

教員に対する研修は、組織的には実施していないが、各部局や委員会が主催する形で、特定のテーマに絞った研修を教員対象に適宜実施しており、教員の資質・能力の向上に貢献している。具体的には、情報処理センター主催の「eラーニングに関する研修」、総合研究所主催の「科学研究費の不正使用防止に関する研修」、人権委員会主催の「人権問題に関

する講演会」、学生指導委員会主催の「学生指導に関する講演会」、FD 委員会主催の「FD のための講演会」などである。

FD 活動については、全学規模の FD 委員会を組織し、「FD 委員会規則」【資料 2-8-8】に則って活動している。主な活動は、学生による授業評価と授業公開の実施である。このうち授業評価については、前述(p. 50)の通りであるが、授業公開については、意欲的な授業方法を試みている教員の授業を中心に行っている。毎年前・後期ごとに数人の教員を指名し、日時を予告して授業の公開を行い、他の教員がそれを自由に参観し、授業終了後担当教員と意見交換会を持つ、という形で実施している。これは教授法の改善と向上を目的とした一つの試みである。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育は、教養部が責任を持って組織的かつ体系的に実施している。昭和 63(1988)年の社会学部増設に伴い、教養教育を重視するという観点から、学部相当に独立した組織、教養部を設置した。学則第 3 条の 2 で、「本学に各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行うため、教養部を置く」と規定している。

教養教育の目的は、広い視野と課題探究能力を備えた教養ある人間の育成である。教養部では、この「教養ある人間」を以下の 5 つの資質を身に付けた者と規定している。

1. 明瞭かつ論理的に考え、効果的に表現できる。
2. 自然や社会、我々自身について、批判的に学ぶことができる。
3. 広く他国の文化や、過去の時代と歴史を理解し尊重できる。
4. 道徳的・倫理的諸問題について理解し判断できる。
5. 何らかの知的分野を深く学ぶことができる。

こうした資質を持った人材を育成するため、教養教育を実施している。

教養教育は、実質的には教養科目のカリキュラムの中で行っている。カリキュラムは、基礎科目、主題科目、外国語科目、健康・スポーツ科目の 4 分野から成り、以下の通りそれぞれに適正に専任教員を配置している。

基礎科目は「表現技法 I・II」「情報基礎・倫理」から成り、「表現技法 I」は外国人教員を除く教養部の全教員が担当し、「表現技法 II」は外部に業務委託している。「情報基礎・倫理」は専任教員 2 人が担当している。

主題科目は「人間論 I～VIII」「国際関係論 I～VIII」「環境論 I～VIII」から成り、それぞれの分野に 1 人の専任教員を配置し、その教員がそれぞれの授業内容を統括している。

外国語科目は A 群(英語)と B 群(ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語)から成り、A 群には 1 人のネイティブを含む 5 人の専任教員、B 群には 2 人の専任教員(フランス語担当と中国語担当)をそれぞれ配置している。

健康・スポーツ科目は A 群(スポーツ実技 I・II)と B 群(健康論 I・II、スポーツ実技 III)から成り、スポーツ科目に 1 人の専任教員を配置している。

以上の通り、本学では、専門科目の教員が兼担で教養教育に携わるのではなく、教養部の教員が専従して、責任を持って教養教育を実施している。教員も適正に配置している。

### (3) 2-8 の改善・向上方策(将来計画)

今後も、教育目的・教育課程に即して、専門教育・教養教育の双方に適切な教員の配置を継続すると共に、その年齢別構成、職階別構成に一層慎重な配慮を行う。

また、教員の採用・昇任については、学内の諸規則に則り厳正に行うと共に、教員の研修、FD活動、教授方法の工夫などにより教員の資質・能力の向上に一層力を入れる。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

##### (2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

##### 1) 教育環境の整備の現状

本学は奈良市の北西部、山陵町に位置している。最寄の近鉄京都線高の原駅から徒歩18分程度であり、通学に不便とはいえないが、通学のより利便性を考慮して、平成17(2005)年度に構内通路の改修とバス停新設を行い、キャンパス内への路線バス乗り入れを実現させた。

面積12万3,069㎡の校地にA棟からL棟まで12棟、そのうち延床面積3万4,058㎡の校舎があり、【表2-18】に示す通り、これは、文学部1,680人、社会学部720人、通信教育部1,600人、大学院56人という本学の収容定員に対する設置基準を満たしている。

設備、学修施設としては、本部棟としてA棟、実験・実習棟としてB棟、教室棟としてC棟、大学院教育の場としてJ棟、通信教育部の拠点としてL棟を設置している。また、教育目標を達成するため、教室、演習室、実習室、共同研究室及びその他施設を整備し、教育・研究に有効活用している。その他の施設として、奈良市西大寺に平成19(2007)年度に開設した臨床心理クリニックがあり、面積800㎡の敷地に延床面積488㎡の建物を設置している。

学内要所には車椅子用スロープ・身障者用トイレ・視覚障害者対応エレベータや、主要通路への点字ブロックなどを設置し、また点字プリンタなどの機器を備えることで、全学的にバリアフリーへの配慮を行っている。

施設面では、キャンパス内の安全対策として、平成22(2010)～24(2012)年度にかけ、校舎壁面タイル落下補強工事を実施し、安全性の向上に努めてきた。また、平成21(2009)年度には、F棟(福利厚生棟)学生ラウンジのリニューアルを行っている。

設備面では、校内にAED(自動体外式除細動器)装置を3台(体育館・図書館・警備員室)設置し、緊急時に備えている。また、平成20(2008)年度に教室棟(C棟)の照明器具の更新を行い、教育環境の向上を図っている。空調機器についても計画的に更新を行い、平成25(2013)年度に更新が完了している。

この他の施設として、図書館、体育関連、情報処理センター及び大学院関連があり、これらについては以下に述べる。

## 【図書館】

図書館(D棟)は、面積5,444㎡であり【表2-24】、地上3階、地下2階建てで、館内は、主に閲覧スペース、書架スペース、一般・集密・保存書庫スペースなどから成り、また院生・教員閲覧室、展示室、AVコーナー、セミナールームなど目的に応じた利用環境を提供している。蔵書数は【表2-23】に示す通り、図書約44万冊、雑誌約6,000タイトルで、創設以来、学部構成に相応しい専門分野の資料収集を行っている。特色ある蔵書として遺跡発掘調査報告書(約7万6,000冊)、奈良関係資料(約2万冊)がある。

平成26(2014)年5月には、日本考古学協会の総会議決を経て発掘調査報告書、一般図書及び刊行物、合わせて約6万3000冊に及ぶ貴重な資料の受贈を受けることとなった。これに本学所蔵の資料を合わせると、今後本図書館は、全国でも類をみない考古学資料の宝庫となることは確かである。また、図書、学術雑誌、電子ジャーナルなどの資料を包含した蔵書データベースを維持管理し、文献検索するために、インターネットによる検索環境を提供している。さらに、ニーズの多様化に対応し、電子ジャーナル(66種)、電子データベース(6種)を導入すると共に、館内に無線LANを敷設し、ノートパソコンやタブレット端末での検索などを可能にし、自主的学修環境を構築している。

図書館サービスについては、利便性を最も重視しており、バーナシタイプのブックディテクションを採用し、特別な手続なしに入退館できる仕組みとなっている。また、全蔵書の9割以上を開架して、学修環境に対する利便性を高めている。

## 【博物館】

博物館は、通信教育部棟(L棟)内に博物館展示室・収蔵庫・資料資材室・写真室などを設置している。約5,000点の美術・考古・歴史資料を収蔵し、企画展・常設展などを通して学術資料の公開の場として活用すると共に、博物館相当施設として、本学博物館学芸員資格取得希望者に対する館園実習を年2回実施している。学芸員資格の取得を目指す学生の実習の場としても活用している。また、企画展示・常設展示などを学生に授業と連携して観覧させることで、実物資料を使った体験的な学びの場としても重要な役割を果たしている。

## 【情報処理センター】

情報処理センター(I棟)には、電算実習室10室(社会学部棟実習室を含む)に合計265台のパソコンを設置し、授業、講習会、学生の自習利用に供している。自習支援策として19時まで延長開館しており、プリンタ用紙も無料提供している。

学内情報環境のインフラとして、基幹線を光ファイバー1Gbps、末端をメタルケーブル(category6)1Gbpsで構築したLANを敷き、教員研究室・電算実習室・教室・図書館・講堂など学内各所で利用可能としている。また、学外との接続は光ファイバーにより商用プロバイダと100Mbpsで接続している。

## 【体育関連】

キャンパス内の体育関連施設として、体育館(G棟)の他、グラウンド、テニスコート4面を備え、授業と課外活動に活用している。体育館内には格技場、トレーニングルーム、球技コートとしてのアリーナを備えている。H棟は課外活動センターで、部室・音楽練習場・弓道場・更衣室を設けて、課外活動団体の拠点として位置づけている。その他、奈良市郊外に野球場、テニスコート6面、総合グラウンドを備えた総面積16万5,076㎡の「野



外活動センター」がある。車で片道1時間程度かかるため、大学より送迎バスを運行して、各種競技の試合・練習に活用している。

### 【大学院関連】

大学院の教育環境については、院生のためにD棟図書館の他に、総合研究棟(J棟)3階に図書・資料室を設けている。また、4階には院生専用の研究室を設け、研究が専念できるよう個別の机を設置し、各研究室にパソコンとプリンタを配置して研究環境の整備を行っている。さらに、実習などを重視する文化財史科学専攻では学部と共同ではあるが、実習室を備え、臨床心理学コースでは実習を行う施設として後述(p.89~90)の臨床心理クリニックを利用している。

上記以外の施設として、講堂(E棟)、食堂・売店・学生ラウンジのある福利厚生棟(F棟)、同窓会活動の拠点としての校友会館(K棟)があり、平成21(2009)年度には、学生ラウンジ(F棟)のリニューアルを行っている。

## 2)教育環境の管理・運営

施設の維持・管理は、総務課が責務を負い、担当課員の巡回によりチェックし、軽微な補修は職員が行う他、必要に応じ業者に依頼して修理している。大規模な修理・改修は、授業への影響を避けるため学生休業期間に実施している。

各種設備点検については、消防設備の点検を年2回実施し、故障・不具合の場合は、即時に修理を行っている。建築関係では、特殊建築物調査(設備)を毎年、同(建物)を隔年ごとに行う他、エレベータ定期点検を月2回、講堂でイベントを行う場合の安全対策として吊物点検を年1回、飲料水の安全管理として、受水槽・高架水槽の清掃と検査を年1回など、関係規則を遵守して点検・整備を滞りなく実施している。

清掃関係については、各施設に清掃員を配置し、教室・演習室など各部屋の清掃を行っている。また、講義室、廊下などのワックス清掃を年2回実施している。

警備体制としては、夜間や日曜・祝日を含め24時間体制で警備員を常駐させ、安全確保を図っている。夜間などの非常時には緊急連絡網を通して、担当者・関係者への連絡・対応の体制を整えている。

空調については、中央監視室による集中管理方式を採用しており、教室、図書館、研究室、食堂などの各施設に対して、時候に応じた冷暖房を提供するよう努めている。

キャンパスの中央には、コミュニケーションプラザ(広場)を設置し、その中央にあるステージでは、学生がランチタイム・コンサートなどの催しを行うなど、学生・教職員の交流の場として機能している。また、学内各所には屋外用テーブルとベンチを設置し、食事やくつろぎの場所として提供している。

### 2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

教養部が担当する教養科目については、4分野のうち「基礎科目」「外国語科目」「健康・スポーツ科目」では、ほぼ全ての科目の授業で定員制の採用又は学科指定を行うことで、学生数を一定以下に抑えている。もう一つの分野「主題科目」では、「人間論」「国際関係論」「環境論」の主題ごとに8科目の講義を開設し、さらに1科目につき2~3クラスを開

講することで、履修の自由度を高めている。

各学科の専門科目については、演習を3・4年次の必修としており、1学科1学年につき10クラス程度を開講し、教育効果を高めている。また、必修として専門導入教育、実験実習、講読などを開設しているが、いずれもクラス指定や定員制を採用することで、学生数を適切化し少人数教育やグループワークに取り組み易いクラスサイズを実現している。【資料2-9-1】

通信教育部では、スクーリング科目のうち、コンピュータを使用する「データ処理論」「地理情報システム」「情報処理」の3科目については、クラス人数を制限し、受講希望者が40人を超えた場合は抽選としている。その他のスクーリング科目については、学生の受講機会を保障するため、履修人数に制限を設けず、学年始めに履修登録者から「スクーリング出席予定調査票」の提出を求めることで、開催日程ごとの出席予定学生数を早期に把握し、教室の割り振り、適切な運営方法の検討などを行っている。

大学院の授業では、研究上の目的と教育課程編成・実施方針に基づき、各分野の専門家としての専門知識・分析能力を持ち、かつ自発的に研究を進めることのできる人材の育成を目的として、授業のほとんどを少人数による学生参加型のゼミナール形式で行い、また各自の研究については個別の指導を行っている。

### (3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

全般的な施設・設備の老朽化対策として、施設の安全確保、環境への負担の低減などを考慮しつつ、計画的に機器などの更新・改修を進める。また、昨今の大地震などによる人的被害を最小限に留めるため、非構造部材(吊り天井材、照明器具など)の落下防止措置を平成26(2014)年度から開始する。エレベータについても、安全基準を向上させるため更新を行い、戸開走行保護装置などの安全装置を設置する。

図書館については、閲覧席数や蔵書の質・量など教育・研究のための基本要件は満たしており、必要な図書・資料を系統的に収集・整理している。日々の書架整理・館内清掃を実施し、快適な利用環境を維持している。一方、蔵書数の増加に伴う所蔵スペースの確保に努めてはいるが、狭隘化が進んでいるため、今後書架増設などの具体的な対策を講じる計画を立てている。【資料2-9-2】

情報環境については、学生のPCとスマートフォンの保有率が年々上昇していることから、それらの教育的効果を考慮しつつ、施設・設備やインフラの整備を進める。平成27(2015)年度には教室棟などの無線LANの導入を計画しているが、学内ネットワークが複雑化してきているため、この点について管理体制の確立が急務であり、情報処理センターにおいて検討を開始した。また、より高度化・専門化しているIT技術に幅広く対応するため、情報処理センターの教員・事務職員を対象とした人材育成プランをスタートした。今後、情報化の進展に対応した学内の規則・規定の見直しも検討する。

授業のクラスサイズについては、一部の授業において学生数が多くなる傾向にある。今後、学生数が一定数を超えることが想定される授業については、学生定員の設定又はクラス数の増設を行う。

### 【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、受入れ方針であるアドミッションポリシーで明確に提示し、それによって各種入試を通して適切に受験者の資質を捉え、入学者を決定している。一部の学科(特に社会調査学科)で定員を充足していないが、概ね入学定員に近い数の学生を受け入れている。社会調査学科については、前述(p. 14)の通り、平成 27(2015)年度から名称を「総合社会学科」に変更して再スタートする。

教育目的と教育課程の編成方針については、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーで明確化し、それによってシラバスを作成している。各学部・学科、大学院各専攻ごとに、教育課程編成方針に沿った授業科目を配置し、様々な教授方法の工夫を加えている。

学修支援と授業支援については、各種オリエンテーション、ガイダンス、オフィスアワー、初年次教育などの実施、及び TA の活用によって十分に行っている。また、留年者・休学者・退学者への対応は、学生支援センター職員と教員との連携により、多面的に実施している。

学士課程の単位認定と卒業認定については、規則に従って厳格に行っている。他大学などでの修得単位も、一定の範囲内で本学の単位として認めている。大学院の単位認定と修了認定、修士論文と博士論文の審査も規則に従って行い、他大学院での修得単位も、一定の範囲内で本学の単位として認めている。

キャリア支援については、キャリアセンターを中心に、就職委員会やキャリア教育委員会などによって実施している。教育課程内ではキャリア科目によって、教育課程外ではガイダンス、面接指導、情報提供、ピアサポート、各種対策講座、資格講座などによって、多面的に実施している。

教育目的の達成状況の点検・評価については、各担当教員、担当教員グループ間、又は学科会議などで適正に行っている。教育内容・方法及び学修指導の改善を目的とする評価結果のフィードバックは、「授業改善アンケート」の実施と、それに基づいた『FD 活動・授業改善アンケート報告書』により実施している。

学生生活の支援については、学生指導委員会などの諸組織と学生支援センター(学生担当)が中心となり、生活支援、経済的支援、学生相談、健康管理、障がい者支援、課外活動支援、留学生支援などを通して、多面的に行っている。学生の意見・要望は、学生諸団体からの要望を受け付け、また各種アンケートなどによって把握し、支援の改善に役立てている。

教員の配置については、教育目的・教育課程に即して各学部・学科別に適切に行っており、その年齢別・職階別構成も概ね適切である。教員の採用・昇任は、規則に則り厳正に行っており、その資質向上への取り組みも実行している。教養教育を独立した教養部によって行っているのが本学の特徴で、各分野に適切に専任教員を配置している。

教育環境については、校地、校舎、図書館、情報処理センター、臨床心理クリニックなど、附属諸施設も含めてすべてにおいて適切に整備している。また、これらの教育環境における管理・運営も適切に行っている。なお、各授業の学生数は、教育効果を高めるため、適切に管理している。

以上の通り、本学は、基準 2 を満たしていると自己評価できる。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

##### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人奈良大学は、前述(p. 7～8)の通り、「学校法人奈良大学寄附行為」【資料 F-1】第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する知的・道徳的に『正しきに強き』有為の人材を育成することを目的とする」と明確に規定している。また、本法人の経営方針である「一人ひとりの学生・生徒・園児を大切に」する「確かな教育と研究」「堅実な経営」の推進は、理事会と評議員会が承認し、教職員・学生及びその保護者のみならず社会一般に対しても、「学校法人奈良大学報」【資料 3-1-1】や本学ホームページに掲載している「奈良大学報」【資料 3-1-2】などの広報誌により、幅広く周知を図っている。このように、本法人の経営は、教育基本法と学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に行っている。

法人に所属する教職員は、「学校法人奈良大学就業規則」【資料 3-1-3】の前文、「各々その職分と責務を重んじ誠意をもってこの規則を守ると共に、相助けてその目的の達成に努め、もって本法人の発展に寄与しなければならない」という条文に基づき職務に精励している。また、全ての教職員に配付している「学校法人奈良大学規程集」には、寄附行為、学則、規程、細則などを集録し、教職員はこれらの諸規則・規程を遵守しつつ適切な法人運営に従事している。

さらに、平成 16(2004)年制定の「公益通報者保護法」に基づき、本法人では平成 20(2008)年に「学校法人奈良大学公益通報者保護規程」【資料 3-1-4】を制定して、法人における不正行為などの早期発見と是正を図るなど、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学では、上述のように「経営の規律と誠実性」を諸規則・規程を通して、具体的かつ平易に教職員にも示し、組織の中でこれらを実現できるよう取り組んでいる。

理事長が主宰する「戦略的企画会議」（理事長、学長、3 学部長、本部事務局長、大学事務局長などで構成、原則月 1 回）では経営・教学全体の視点から、また法人所属の全事務系管理職が出席する管理職連絡会議（法人本部事務局長、大学事務局長、各課長で構成、原則月 1 回）では中間管理職の視点から、さらに学長が招集する学部長会（3 学部長・通信教育

部長・大学事務局長などで構成、原則月1回)では教学の視点から、経営の規律と誠実性が日常業務の中で維持・実行されているかを含めて計画や検証をしている。

日常業務においても、事務職員一人ひとりが業務を確実に処理すると共に、大学の掲げる使命・目的を踏まえて業務に取り組めるよう、各会議の必要事項は職場の課長・室長が組織に伝達している。また、四半期ごとに発行している「奈良大学報」【資料3-1-2】においても、理事長から職員への「メッセージ」として大学運営の使命・目的を明確に伝え、周知を図っている。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為第3条に「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い」とあり、学則第1条に「学校教育法及び教育基本法の規程するところに従い」とあるように、本学ではこれらの法令を遵守して大学を運営している。さらに、本学では、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準などを遵守し、それに基づいた内部規程を適切に制定すると共に、法令改正や関係通達があった場合には、遅滞無くそれに対応している。

全ての教職員には、「学校法人奈良大学就業規則」をはじめとする諸規則・規程に基づき業務を遂行することとし、その業務の遂行に当たっては法令遵守を義務付けている。また、研究活動における不正防止、個人情報保護、情報倫理、公益通報に関する諸規則・規程も定めている。

特に公的資金の不正防止のために、平成19(2007)年に「奈良大学における公的研究費の取扱いに関する規則」【資料3-1-5】と「公的研究費に係る事務処理手続に関する細則」【資料3-1-6】、平成23(2011)年には「奈良大学における研究活動の不正防止に係る調査などに関する規則」【資料3-1-7】を制定し、公的資金による研究活動が適正に行われるよう、組織として取り組んでいる。

個人情報保護については、平成7(1995)年に「学校法人奈良大学個人情報取扱規程」【資料3-1-8】、平成18(2006)年には「奈良大学個人情報保護管理委員会規則」を制定し、その適切な保護管理が行われるよう、組織として取り組んでいる。また、平成11(1999)年に、「学校法人奈良大学情報倫理規程」【資料3-1-9】を制定し、特にネットワーク利用において守るべき倫理を規定している。さらに、平成20(2008)年には、「学校法人奈良大学公益通報者保護規程」【資料3-1-10】を制定し、法令違反行為などに関する通報・相談の処理の仕組みを定め、不正行為などの早期発見と是正を図ることで、法令遵守の意識を高めている。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の立地地域は、風致地区に指定されているため、建物の高度制限、デザインの統一など、景観保全には万全を期している。また、キャンパスの清掃には年間2,470万円の予算を充て、清潔な環境を維持している。さらに、ゴミの分別収集、ソーラーパネルによる発電、急激な出水を防ぐための遊水池の設置など、環境保全を心掛けている。

人権の尊重については、「人権委員会規則」【資料3-1-11】に基づいて人権委員会を組織し、人権関係図書収集や人権講演会の開催により、様々な人権問題について啓発を行っ

ている。特に、セクシュアル・ハラスメント防止のために、平成 11(1999)年に「奈良大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 3-1-12】と「セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する規則」【資料 3-1-13】、また平成 13(2001)年には「セクシュアル・ハラスメント相談窓口における相談の指針」【資料 3-1-14】を制定し、セクシュアル・ハラスメントが発生しないよう、また万一発生した場合には適切な処理を行えるよう備えている。

安全対策のうち、防火については「奈良大学防火管理規則」【資料 3-1-15】に従い、防火管理者や火元責任者を指定し、毎年消防訓練などを実行している。地震対策としては「学校法人奈良大学地震災害応急対策要領」【資料 3-1-16】の中で、対策本部の設置や災害時の指揮命令系統などを規定し、また非常食などを常備して災害時に備えている。伝染病などへの対策としては、医務室が中心になり日常的な啓発活動を行っている他、平成 21(2009)年の結核の集団感染時に組織した対策本部(学長、事務局長、学生支援センター長、学生担当課長、保健担当教員、看護師などで組織)を今後のモデルとしている。なお、緊急時の連絡網は、全ての教職員対象に既に構築済みである。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、平成 24(2012)年から本学ホームページの「大学案内」の中に「教育情報の公開」の欄を設け、教育研究活動に関する情報を、社会一般にもわかりやすく工夫した内容で公表している。【資料 3-1-17】

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条と「学校法人奈良大学財務情報公開規程」【資料 3-1-18】に基づき、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事作成の監査報告書などの財務書類を、利害関係者を対象として法人内の各事務室に常備すると共に、法人本部事務局経理課に備えて閲覧の申請を受け付けている。

さらに、平成 20(2008)年度から、本学ホームページに「財務情報公開」の欄を設けて本学の財務情報を広く公開している。【資料 3-1-19】この財務情報の内容は、社会一般にも理解されやすいよう、計算書類だけではなく、決算の概要、計算書類の説明、経年推移、過去 5 年間の財務分析を掲載するなど、公開する内容の掲載方法を工夫することで積極的に説明責任を果たしている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

戦略的企画会議については、平成 26(2014)年度からその役割を従来の「理事長・大学協議会」（理事長、学長、3 学部長、通信教育部長、本部事務局長、大学事務局長で構成）に委譲し、より戦略的に、より機動的に大学の将来構想について検討する。

施設については、前述(p. 62)の通り、地震対策として、吊り天井構造である講堂と図書館に対して、耐震診断に基づく補強工事を平成 26(2014)年度から開始する。また、学内エレベーターについても耐久年数を考慮し、平成 25(2013)年度に 2 台をリニューアルし、さらに平成 26(2014)年度には 3 台をリニューアルする計画である。今後も総合的に施設の安全対策を着実に遂行する。

学内における安全の確保として、学生と教職員の視点から地震発生時の緊急行動対応マニュアルを整備する。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、私立学校法に基づき、寄附行為第 15 条第 2 項において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定しており、明確に最終的な意思決定機関として位置づけている。

理事は、寄附行為第 5 条と第 6 条に基づき 12 人を選任しているが、同第 8 条の 4 年の任期を迎える理事がある場合は、必ず任期満了前に評議員会と理事会を開催して重任又は選任の手続きを行っている。

平成 26(2014)年 5 月現在、寄附行為第 6 条第 1 項各号において選任した 12 人の理事は、【資料 3-2-1】の通りである。理事会は学内理事 6 人と外部の有識者の理事 6 人で構成し、学内外の様々な意見を採り入れることができる体制にある。

理事の理事会への出席については、寄附行為第 15 条第 10 号に「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と、委任状出席について規定している。理事会の委任状出席を含めた理事の出席率は、平成 20(2008)年度 97.2%、21(2009)年度 94.4%、22(2010)年度 94.4%、23(2011)年度 88.8%、24(2012)年度 100.0%、25 年度(2013)年度 86.1%と高率であり、6 年間の平均は 93.5%である。また、委任状出席を除く出席率は 6 年間平均 85.7%であり、理事の理事会への出席状況は適切である。

毎年 3 月の理事会では、寄附行為第 31 条の「この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない」という規定に基づき、次年度の事業計画案や予算案などの重要事項を審議している。【資料 3-2-2】

3 月の理事会開催前には、寄附行為第 20 条に基づき、理事長が評議員会において、翌年度の事業計画案と予算案の他、寄附行為の変更などの重要事項について予め意見を聞いている。【資料 3-2-3】

また、年度途中で補正予算案などの重要案件の審議が必要な場合は、理事長が評議員会において、事前に意見を聴取した後、理事会で審議している。【資料 3-2-4】

毎年 5 月の理事会では、寄附行為第 33 条第 1 項に基づき、前年度の事業報告と決算について審議すると共に【資料 3-2-5】、監事が前年度の監査報告【資料 3-2-6】を行っている。

また、5 月の理事会後には、同条第 2 項に基づき、評議員会において前年度の事業と決算の報告を行っている。【資料 3-2-8】

理事会の開催については、開会時に理事の出席人数などの開催要件を満たしていることを確認すると共に、寄附行為第 15 条第 7 項に基づき理事長が議長となり、同第 17 条に基づき議長が議事録を作成し、議事録確認の署名押印する出席理事の指名を行っている。ま

た、議決権の行使については、寄附行為第 15 条第 11 項の「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」という規定に基づいた運営を行うことで、意思決定のプロセスについても適切に規定している。

重要事項については、寄附行為に基づき理事会で審議するが、意思決定の戦略性と機動性の向上を目的に、「学校法人奈良大学理事会会議規則」【資料 3-2-9】に基づき理事長と法人の常勤の理事で構成する「常任理事会」を設置している。常任理事会は、理事会の包括的授権に基づいて運営しており、常任理事会で審議決定した事項は、全て理事会で報告している。理事会会議規則第 18 条では、日常業務の決定は、常任理事会の権限として規定しており、それにより意思決定における法人の戦略的かつ機動的な対応を可能としている。

理事長の選任については、寄附行為第 5 条第 2 項の「理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する」という規定により選任し、その職務については、同第 11 条で「法人を代表し、その業務を総理する」と規定している。2 人の監事による理事会並びに評議員会に対する「監査報告書」【資料 3-2-6】及び文部科学省の学校法人実態調査の「監事の職務執行状況」【資料 3-2-7】で報告されているように、理事長は、寄附行為など法人諸規程を遵守して、理事会で決定した法人業務に関する重要事項について適切に対応している。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は、増々厳しくなり、変化も激しい。このような状況の中では、法人の意思決定は、的確かつ迅速であらねばならない。今後の理事会の役割は、決定機関としての機能だけではなく、法人全般にわたる重要案件を中長期的な視野に立ち、より戦略的かつ機動的に経営を推進することにある。

本法人では、平成 24(2012)年 5 月に、理事長を議長として学内理事と評議員で構成する「戦略的企画会議」【資料 3-2-10】を設置した。この会議は、検討課題について議論し、一定の方向性を見出した事項について、常任理事会の審議を経て法人の最終的な意思決定機関である理事会において具現できるようにするための機関である。

今後、戦略的企画会議における議論をより一層活性化して、戦略的かつ機動的に法人経営を推進できるよう、理事会のガバナンス機能をさらに向上させる。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### ＜3-3 の視点＞

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性

大学の意思決定組織には、戦略的企画会議、教授会、学部(教養部を含む)会、通信教育部委員会、大学院委員会、研究科委員会、学部長会、部館長会議、企画委員会、及び各種



委員会がある。

戦略的企画会議は、上述の通り、平成 24(2012)年 5 月に設置し、法人本部から理事長、本部事務局長(法人理事)、同事務局次長、大学から学長、大学事務局長、文学部長(以上法人理事)、社会学部長、教養部長、通信教育部長(以上法人評議員)の他、3 人の学内評議員の 12 人で構成し、理事長が招集し、議長となる。原則として月 1 回開催し、大学の将来構想など、戦略的な企画について協議する場であり、発足以来、学部・学科の新設、学科名称の変更、部局の改廃、大学院の拡充、学長選考方法の改訂などを審議し、その一部は実行に移している。

教授会は、全教員で構成し、大学事務局長の他、課長級以上の事務職員、入学センター主幹も陪席する。主な審議事項は、①大学の教育・研究の基本方針に関する事、②学長候補者の選考と理事会への推薦に関する事、③各学部長(教養部長を含む)・通信教育部長及び各部館長の選考に関する事、④名誉教授の称号授与に関する事、⑤学則・通信教育部規程及びその他の重要な諸規則の制定・改廃に関する事、⑥教員及び学生の賞罰に関する事などである。学部会への委任事項を除き、教育・研究に関する最重要事項を審議・決議しており、併せて学内の重要な諸情報の伝達の間ともなっている。原則として 8 月以外は月 1 回開催し、卒業判定・資格認定の必要上、2 月には 2 回開催している。この他、緊急を要する重要な審議事項が生じた場合には、臨時で開くこともある。【資料 3-3-1】

学部会は、各学部(教養部を含む)の教員で構成し、各学部長が招集し、議長となる。教授会より委任された審議事項を審議・決議する。主な審議事項は、①各学部長候補者の選出、②教員の採用・昇任・退職に関する事、③教育課程及び単位の認定に関する事、④学生の入学・退学・休学・卒業等に関する事、⑤学生の厚生・補導に関する事、⑥予算の要求に関する事、などである。この他、学部固有の事項については各学部会で審議・決議する。8 月を除き原則月 1 回開催する他、卒業判定や入学判定時には、臨時の学部会を開いている。【資料 3-3-2】

通信教育部委員会は、通信教育部長、各学部長、文学部史学科と文化財学科から選出された教員各 2 人、大学事務局長、及び通信教育部事務室課長で構成し、通信教育部長が招集し、議長となる。教授会より委任される主な審議事項は、①通信教育部の教育課程及び単位の認定に関する事、②通信教育部学生の入学・退学・休学・卒業等に関する事、③同じく厚生・補導に関する事、④予算の要求に関する事、などである。この他、通信教育部固有の事項についてはこの委員会で審議・決議する。年数回開催している。【資料 3-3-3】

大学院委員会は、学長、各研究科長、各学部長、各専攻から選出された各 1 人の教員で構成し、大学事務局長も陪席する。主な審議事項は、①大学院学則及び諸規定の制定・改廃に関する事、②各研究科の連絡・調整に関する事、③大学院の自己点検・自己評価に関する事、などである。原則として月 1 回開催している。【資料 3-3-4】

研究科委員会は、文学研究科と社会学研究科に設置し、それぞれに属する教員で構成している。研究科長(通常は学部長が兼任)が招集し、議長となる。主な審議事項は、①教育課程に関する事、②担当教員の人事に関する事、③入学・退学・休学等に関する事、④試験及び課程修了の認定に関する事、⑤学位論文に関する事、⑥自己点検・自己評価に関する事、などである。原則として月 1 回開催している。【資料 3-3-5】

学部長会は、学長、各学部長、通信教育部長、大学事務局長で構成し、総務課長も陪席する。教授会での審議にはなじまない管理・運営上の方針の決定、情報の交換、学部間の調整などを行う会議であり、大学の運営上、不可欠な場となっている。原則として月1回開催し、特に4月の学部長会では、学長が1年間の課題を提示し、年度末3月の学部長会では、それらがどの程度実現したかという総括を行っている。【資料3-3-6】

部館長会議は、学長、大学事務局長、各学部長、入学センター長、学生支援センター長、キャリアセンター長、図書館長、博物館長、総合研究所長、情報処理センター所長、臨床心理クリニック所長で構成し、総務課長も陪席する。原則として年2回開催し、年度始めには、各部館長が1年間の活動方針・達成目標などを報告し、年度末には、それらの達成状況を報告・点検し、それが次年度の活動の指針となる。【資料3-3-7】

企画委員会は、学長、各学部長、通信教育部長、大学院各研究科長、各部館長、各学部から選出された各2名の教員、大学事務局長、総務課長で構成している。審議事項は、①教育・研究にかかる将来計画等重要な案件の企画・立案、②学則・通信教育部規程の改正に関する事、③予算編成の方針及び調整に関する事、④学部、学科並びに教育研究上重要な施設の設置及び廃止に関する事、⑤大学が主催する主要な行事の企画に関する事、などである。大学に関する様々な企画と、規程の制定・改正にかかわっており、教授会で最終決定する企画に関する重要事項は、予め企画委員会で慎重に検討するのが規則であり、最も重要な委員会の一つである。必要に応じて不定期に開催しているが、開催頻度は高い。【資料3-3-8】

その他の主要な全学委員会としては、人事委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生指導委員会、人権委員会、就職委員会、キャリア教育委員会、図書館委員会、博物館委員会、総合研究所運営委員会、臨床心理クリニック運営委員会、国際交流委員会、自己点検・自己評価委員会、FD委員会、大学院FD委員会、個人情報保護管理委員会、セクシャル・ハラスメント防止委員会などがあり、それぞれに規則を制定し、その構成員、審議事項を明確に規定している。

以上の通り、本学では、意思決定組織を十分整備し、規則によってその権限と責任を明確に規定し、それによりそれぞれの組織が有効に機能している。

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮

前述の意思決定組織のうち、教授会、大学院委員会、学部長会、部館長会議、企画委員会、自己点検・自己評価委員会、及びセクシュアル・ハラスメント防止委員会については、学長が招集し、議長となる。また、人事委員会、入学試験委員会、及び国際交流委員会については、学長は委員の一人として出席することになっている。さらに、通信教育部委員会についても、オブザーバーとして出席している。従って、これら重要会議において学長のリーダーシップが十分発揮できる体制となっている。

さらに、上記の恒常的組織の他、学長は必要に応じて臨時の諮問委員会を設けることがある。平成25(2013)年度には、6月に学長は2つの臨時委員会を立ち上げ、今後の大学運営に関わる方針の検討を依頼した。その1つは「ホームページ企画委員会」(委員長は社会学部長、委員は7人)で、本学の情報発信源として益々重要度を増すホームページについて、その管理体制も含めた今後のあり方を検討するよう諮問し、平成26(2014)年2月

に、ホームページの統一と今後の管理運営に関する答申を得た【資料 3-3-9】。もう 1 つは、「情報教育検討委員会」（委員長は情報処理センター所長、委員は 11 人）で、転換期にある本学の情報教育のあり方について検討するよう諮問し、平成 25(2013)年度 9 月に「情報基礎・倫理」科目の内容や開講数についての方針の報告、平成 26(2014)年 3 月に翌年度以降の情報教育の方針について答申を得た。【資料 3-3-10】

また、学長は、入学式、卒業式(春・秋 2 回)、青垣祭(大学祭)開会式、各種入学試験(指定校制推薦入学選考、推薦入試、大学入試センター試験、一般入試)、入試説明会、オープンキャンパス(年 6 回)、後援会(保護者会)の各種行事、後援会との共催による全国各地での「保護者のつどい」、保護者向けの「進路関係懇談会」、ホームカミングデー、「高校生歴史フォーラム」などの諸行事において陣頭指揮を執り、訓示、式辞、挨拶などを通して、学内外の出席者、参加者に対して、そのリーダーシップを発揮している。

この他、日本私立大学協会総会(春・秋 2 回)、同関西支部総会、奈良県大学連合学長会など各種対外的会議にも学長が本学を代表して出席しており、また附属高校の他、本学と関係を密にする高校の諸行事への参加や表敬訪問も適宜行っている。

さらに、平成 22(2010)年度の中国陝西師範大学との交流協定締結や、平成 25(2013)年度の連合王国・セインズベリー日本藝術研究所との交流協定調印の際には、交換留学生の受入れや送り出しに直接関わるなど、本学の国際交流についてもリーダーシップを発揮している。

以上の通り、本学では、意思決定や業務遂行において学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会経済情勢の変化や 18 歳人口の動向を踏まえて、今後は大学の将来計画を戦略的に構想して行くことが特に重要である。その実行のためには、法人と大学の幹部で構成する戦略的企画会議が今後も重要な役割を担うことになる。また、大学内部の組織としては、本来企画委員会が、同委員会規則にもある通り、将来構想について検討する場である。しかし、ここ数年企画委員会は各種規則の制定や改訂の審議に追われ、本来の企画機能を十分には果たせていない。従って、今後教職員の意見を吸い上げ、ボトムアップを図る意味でも、企画委員会の活動強化を図る。さらに、大学内の意思決定をスムーズに行うため、機動性に富む学部長会をこれまで以上に開催する。

私立大学を取り巻く環境が急速に変化する状況下では、今後、学長のリーダーシップが一層重要となる。学長のリーダーシップのもと、特定の課題について集中的に検討する学長の諮問委員会や、特定の問題を解決するための学長指名によるタスクフォース(特殊任務班)などを適宜設ける。また、学長がリーダーシップを発揮しやすいよう、学部長会を含めた学長の補佐体制を強化する。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

##### 1) 法人と大学とのコミュニケーション

理事会は、寄附行為第 5 条と第 6 条に基づき 12 人の理事で構成しているが、その中には大学関係者として学長、前文学部長及び大学事務局長の 3 人が理事として在任している【資料 3-4-1】。また、理事会会議規則により、理事会の包括的授権に基づき日常業務を決定する常任理事会を設置しているが、構成員は法人内理事である理事長、学長、高校長、本部事務局長、前文学部長、及び大学事務局長の 6 人であり、大学関係者が半数を占めている。

理事会では、3 人の学内理事が大学の教学と経営の両面における重要事項について詳細な説明や報告をしており、大学と理事会が十分意思疎通をした上で決定をしている。

前述 (p. 68～69) の戦略的企画会議では、教学と経営を一体にした率直な意見交換や協議を行い、理事会や常任理事会に提案する企画の立案のみならず、法人と大学の意見を統一している【資料 3-4-2】。

##### 2) 大学の各部門間におけるコミュニケーション

教授会には、教授・准教授・講師、事務部門からは大学事務局長、課長全員出席のもと、教育・研究に関する重要事項について審議し、決定事項を必要に応じ課内に伝達している。

学部長会では大学全体の課題を教学部門と事務部門が協働して検討し、情報の共有化を図っている。

また、法人全体では、全事務系管理職が出席する管理職連絡会議を設け、各部門の課題や懸案事項などについて審議や報告を行い、組織間の円滑なコミュニケーションを図っている。

教職員間の伝達については、eメールの他、全教員(非常勤講師含む)に専用のメールボックスを設置して、学内の情報を迅速かつ確実に伝達している。

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会は、法人理事と外部理事を同数の 6 人とし、相互チェック体制を確立している。また、常任理事会は、法人側と大学側を同数の 3 人とし、法人と大学間を相互チェックしている。

監事については、寄附行為第 7 条に基づき、理事、職員(学長、校長、教員、その他の職員を含む)、評議員以外の者であって、理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

平成 26(2014)年 5 月現在、理事の業務の執行状況と財産の状況を監査する立場にある監事は 2 人在任【資料 3-4-1】しており、平成 16(2004)年の私立学校法の改正による監事機

能の強化を踏まえて、理事会と評議員会には全て出席している。監事のうち1人は企業代表取締役であり、もう1人は行政経験者であることから、2人の見識は広く、理事の業務執行状況と財務状況についての監査のみならず、大学の管理運営についての監査も実施している。

また、監事による業務と会計監査の他、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士による監査を実施している。この公認会計士の監査は、年間8日間、延べ約40人の公認会計士により実施しているが【資料3-4-3】、本法人を担当する公認会計士の中には、大学法人の監査の審査を担当した公認会計士や内部統制評価指導士の資格を有した公認会計士も含まれている。公認会計士は、決算書類などによる会計監査の他、独立性を確保しながら、理事長や理事から聴取した経営方針や将来計画などについても監査を実施している。また、監事と公認会計士との連携の強化を目的とした「監事・公認会計士協議会」を理事長同席のもと開催し、コンプライアンスを重視した業務監査と会計監査を相互でチェックをしている。

評議員会は、寄附行為第22条に基づき、29人の評議員で構成し【資料3-4-4】、同第20条「理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」事項がある場合は、理事会開催前にその都度理事長が招集して意見を聞いている。【資料3-4-5】

予算案と事業計画案については、寄附行為第20条に基づき、毎年度理事会開催前の3月の評議員会において、次年度の事業計画案と予算案について意見を聴取している。【資料3-4-5】

決算と事業報告については、理事会開催後の5月の評議員会において、前年度の事業報告と決算報告を監事が監査報告【資料3-4-6】をしており、理事会に対する適切なチェック体制を確立している。【資料3-4-7】

評議員は、寄附行為第22条に基づき29人選任しているが、同第23条の4年の任期を迎える評議員がある場合は、必ず任期満了前に理事会と評議員会を開催して重任又は選任の手続きを行っている。

平成26(2014)年5月現在、評議員は定数29人【資料3-4-4】が在任しているが、私立学校法第41条第2項の「評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって、組織する」という規定に基づき、理事定数12人の2倍を上回っている。また、様々な意見を採り入れて評議員会のチェック機能を有効なものとするため、学外(大学及び附属高等学校の卒業生や学識経験者など)から、評議員総数の約半数に当たる14人を選任している。

評議員の評議員会への出席は、寄附行為第18条第9号に「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と定める通り、委任状出席についても規定している。

評議員会の委任状出席を含めた評議員の出席率は、平成20(2008)年度93.1%、21(2009)年度96.5%、22(2010)年度93.1%、23(2011)年度92.0%、24(2012)年度100.0%、25(2013)年度90.2%と高率であり、6年間の平均は94.2%である。

また、委任状出席を除く出席率は、6年間平均87.5%であり、評議員の評議員会への出席状況は適切であり、私立学校法と寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、寄附行為第 11 条に「この法人を代表し、その業務を総理する」、同第 12 条に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない」と規定している。このように理事長は、理事会を統率すると共に、戦略的企画会議や、高大連携などの事項を議論する「理事長・高校協議会」などを主宰し、法人経営に適切なリーダーシップを発揮している。

理事長は、法人の教職員が出席する年始の仕事始式と年末の仕事納式において、1 年の経営方針と総括を訓示している。また、理事長の経営方針と重要事項は、主に教職員対象の「学校法人奈良大学報」【資料 3-4-8】と、学生・保護者・卒業生及び本学への志願高校生などを対象とした「奈良大学報」【資料 3-4-9】を通して、広く詳細に発信している。

このように発信された理事長の基本方針を受けて、大学は「学校法人奈良大学理事会業務委任規則」第 4 条【資料 3-4-10】の「理事会は、法人が設置する奈良大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を理事長の指示により、学長に委任する」という規定に基づき、理事長の決裁を経て必要な施策を検討し実行している。

なお、理事長に対し決裁を仰ぐ手続きについては、「学校法人奈良大学稟議及び合議取扱規程」【資料 3-4-11】において詳細に規定している。前述の基本方針に基づき各部署からボトムアップされた計画や提案事項は、この規程に基づき理事長の決裁を経て、実行の運びとなる。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 17(2005)年 4 月から施行された私立学校法の一部改正は、趣旨として管理運営制度の改善を求め、具体的には理事会を学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置づけた。理事会におけるガバナンス機能の活性化を求めたものである。

これを受けて本学では、平成 25(2013)年 12 月に学長候補者選考規程の一部改正【資料 3-4-12】を行った。従来の学長候補者選挙では、「奈良大学学長候補者選考規程」【資料 3-4-13】に基づき、教職員による 3 次選挙で過半数を得た者が選出され、理事会がその者を学長に任命するという運びであったが、改正では、教職員による 2 次選挙で選出された上位得票者 3 人を理事会に推薦し、その後理事会により臨時に組織された学長選考会議がその 3 人の中から 1 人を厳正に選出し、最終的に理事会がその者を学長に任命するという運びとなる（「奈良大学学長選考規則」【資料 3-4-14】）。この改正により理事会のガバナンス機能はより活性化し、理事会と教授会が協調しながら法人の管理運営に当たることとなった。なお、平成 26(2014)年度からの新学長は、この改正された選考規程に基づいて任命されている。

この他、本法人のガバナンス機能については、理事、監事、評議員の制度を整備し、権限・役割分担を明確化することで、管理運営制度の改善を図っており、私立学校法改正の目的に合致した機構となっている。今後、改善した制度や機構がより機能するよう、啓蒙活動を推進する。また、法人全体のガバナンス機能をより一層強化するために、監事や監査契約をしている内部統制評価指導士の資格を有した公認会計士などからコンプライアンスに関する指導を仰ぐなど、ガバナンス機能の強化活動を行う。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

業務の執行体制としては、「学校法人奈良大学事務組織図」【資料 3-5-1】に示す通り、理事長のもと、法人全般にわたる業務を管理統括する法人本部事務局、教育・研究を担う各学部、大学院、通信教育部及び大学の事務を統括する大学事務局を置いている。学長のもと、入学センター長、学生支援センター長、キャリアセンター長、図書館長、博物館長、総合研究所長、情報処理センター所長、臨床心理クリニック所長を置き、学長の指示を受け、所管事項を掌理している。

大学事務局には、総務課、広報室、入学センター、学生支援センター(教務担当・学生担当)、キャリアセンター、図書館事務室、博物館事務室、総合研究所・大学院事務室、情報処理センター事務室、臨床心理クリニック事務室、通信教育部事務室を設置し、大学事務局長のもと、各所管の業務を指揮監督する課長(広報室は室長)を配置し、専任職員、嘱託職員、シニアスタッフ、臨時職員合わせて84人が大学業務に当たっている。

平成22(2010)年4月には、従来の教務課と学生課を統合して学生支援センターを設立し、学生へのきめ細かな支援体制を確立すると共に、学内の事務組織の一層の連携強化を図ることができる事務体制とした。

職員の採用については、年齢構成や職務経験の有無を考慮すると共に、大学事務の変化に対応するため、コンピューターシステムやネットワーク系の知識を持った職員の採用や、大学新卒者を中心とした採用も行い、適切な人員配置を行っている。

職員の再雇用については、「学校法人奈良大学定年退職者再雇用規程」【資料 3-5-2】に基づき、本部事務局と大学との間で、対象人物の特性などについて検討を重ね、配属後職場での融和が図れ、本人の能力が十分発揮でき、仕事へのモチベーションが保つことのできる人員配置に努めている。

職員の人事異動や昇任人事については、当該職員の能力に見合った異動人事が行えるよう、日常業務の詳細を各部署から本部事務局へ情報提供している。

また、各課長から人員配置の要望などのヒヤリングを行い、それらを基に本部事務局長や大学事務局長などが総合的に検討し、これらに基づいて異動・人事案などを理事長に上申している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学における業務執行については、理事長の指揮監督のもと、学長、大学事務局長が「学校法人奈良大学組織・職制規程」【資料 3-5-3】に基づき適切に管理している。学長、大学事務局長は、理事会に出席し、法人の方針や決議事項を速やかに所管各部署に伝達している。また、理事長が主宰する戦略的企画会議では、理事長が議長となり、法人全体の課題を検討している。

全事務系管理職が出席する管理職連絡会議では、法人、大学内における重要事項の伝達、審議などを行い、管理職間での情報の共有化を図り、業務執行が機能的に遂行されるよう努めている。

職員の業務執行については、大学事務局長のもと、各担当課長が所属職員の年間業務スケジュール表及び業務分担表【資料 3-5-4】により管理している。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質向上については、4月に新人職員を対象に総務課が中心となり、業務、組織全般について研修を行っている。

また、毎年実施している学生による「窓口対応に関するアンケート」の結果を受け、各課で全員参加の課内会議を開催し、アンケートの内容について職員自らが検証を行い、日常業務の中での課題を見出し、改善策を具体的に導き出すことで、職員の資質向上を図っている。これらの内容については、管理職連絡会議において、各課長が内容や改善策などを報告し、大学全体で精査すると共に情報の共有化を図っている。

職員の学外研修については、参加予定者に見合う予算を計上し、部署別で計画的に参加できる仕組みとしている。主な研修としては、日本私立大学協会主催による、学生生活指導主務者研修、教務部課長相当者研修会、就職部課長相当者研修会などがある。

また、仕事始式と仕事納式において、理事長が職員向けに訓示を行うに当たり、多くの職員が参加できるよう勤務体制を事前に調整し、理事長が語る大学運営の指針や課題に直接触れることで、組織への帰属意識を啓蒙している

### (3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の業務分担と進捗状況については概ね管理しているが、今後、業務に対する成果や結果を管理職が評価して各人にフィードバックし、職員の能力開発やモチベーションの高揚を図り、職場での人材育成を強化する。

研修についても、課別では実施されているが、今後、年次別の研修も採り入れることで、同年代の職員が互いに切磋琢磨して自己の能力向上に積極的に取り組む職場風土を作り上げるよう努める。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。



## (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年に「第 1 期中期財政計画(平成 21〈2009〉～25〈2013〉年度)」【資料 3-6-1】を策定した。その概要については、理事長が「奈良大学報 vol. 152」【資料 3-6-2】の巻頭において、法人関係者のみならず広く一般に本学の財政計画を説明している。この財政計画は、法人の経営方針である「堅実な経営」と「確かな教育と研究」の推進を具現することを目的としている。本法人は、この財政計画に基づいた厳格な予算案を策定し、理事会と評議員会による承認を経た予算の執行を完遂した結果、平成 25(2013)年度には第 1 期中期財政計画の金融資産の確保目標である 180 億円を 1 年前倒しで達成することができ、第 1 段階の財政基盤を確立した。

また、平成 25(2013)年には「第 2 期中期財政計画(平成 26〈2014〉～30〈2018〉年度)」【資料 3-6-3】を策定し、将来にわたる「確かな教育と研究」を推進するため、不可欠な財政基盤をより一層確かなものにする目的で、200 億円の金融資産の確保を数値目標とした。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

確固たる財務基盤をもたない教育機関は、確かな教育・研究を推進することができず、社会の信頼も得られない。本学では、財務基盤確立のため、「中期財政計画」に基づいて、厳格に単年度事業計画と予算の策定を行っている。特に、支出面については、予算編成方針の中で前年度対比のシーリング枠を設定し、所管からの予算要求の上限を例外なく徹底している。近年の方針は、前年度対比ゼロ・シーリングを継続していたが、平成 25(2013)年度は、26(2014)年度からの消費税の増税に備えて、前年度対比 5%マイナス・シーリングとした【資料 3-6-4】。法人の主財源である納付金に係る消費税は非課税であることから、消費税が増税となれば、収入(売上)は変わらず、支出(仕入)の増税分だけが負担増となり、本学の財政は直接影響を受けることとなる。このような事態に対する事前の施策である前年度対比 5%マイナス・シーリングの予算編成方針は、教職員の法人財政に対する関心を高めると共に、予算要求の段階で支出を抑え、最終的には、理事長が法人全体の財政状況を十分に見据えた上で厳格な予算査定を実施することで、財政に及ぼす影響を最小限に抑えることとなった。また、各年度の決算報告では、常任理事会を初め理事会並びに評議員会において、単に決算額を報告するだけでなく、本学の過去 10 年間の人件費比率などの消費収支計算書財務比率や固定比率などの貸借対照表財務比率の推移データと、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている全国平均値とを比較した財務分析書【資料 3-6-5】を提示し、個々の財務比率について詳細に説明して理解を得ている。さらに、監事と公認会計士に対しても同様の資料提供をすると共に詳細説明をして、両者からは非常に良好な経営状況と財政状態であるとの講評を得ている。

主な財務分析としては、消費収支計算書財務比率では、帰属収支差額比率が平成 21(2009)年度までの 20%台からは低下傾向にあるものの、全国平均値の 4%台を大きく上回る 10%台を安定的に維持している【資料 3-6-6】。また、貸借対照表財務比率では、流動比率が全国平均値の約 2 倍の 400%台後半となっており、資金流動性、すなわち支払い能

力は非常に良好である。また、総負債比率も、10年前から毎年低下しており、直近では全国平均値の約15%を大きく下回る3%台と良好な比率となっている【資料3-6-6】。

なお、教育研究経費比率は同系統の全国平均値に比して低率となっているが、10年前の平成16(2004)年度18.6%、17(2005)年度21.6%、18(2006)年度22.6%、19(2007)年度21.2%、20(2008)年度20.6%、21年度(2009)21.9%であったものが、平成22(2010)年度以降は、【資料3-6-6】の通り、25%前後に上昇しており、教育・研究の経費配分は増額傾向にある。本学の2学部6学科のうち、文学部では国文学科や史学科のような非実験系の学科を設置しているため、経費比率が低率になる傾向にあるが、本学では、毎年度の事業計画をスクラップ・アンド・ビルドの方針で策定し、不要な経費は削減して、教育・研究のために真に必要な経費を厳選した内容とすることを徹底していることから、教育・研究の内容は経費比率以上に充実を図っているのが実情である。

以上の通り、財務比率の状況は、【資料3-6-6】が示すように、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている系統別の全国平均値と比較しても、本学の経営状況と財政状態は共に非常に良好な状況にあり、安定した財務基盤の確立が図られている。

### (3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

今後「第2期中期財政計画(平成26(2014)～30(2018)年度)」【資料3-6-3】に基づき、収入の予測を厳格に推計し、その財源の範囲内で効果的な教育・研究に対して最大限の予算配分を行う。安定した経営と健全な財務状況を維持するためには、収入面では、主財源である学生納付金と補助金を安定的に確保することが重要である。学生納付金はひとえに学生確保に尽きるが、本学では理事長が主宰する戦略的企画会議と、学生募集に関わる入学センター職員などで構成する学生募集会議において、高校訪問や進学説明会における状況、またオープンキャンパスの参加者のデータなどの分析を通して機動的な募集戦略を策定し、今後もさらに学生の確保戦略を全学的に実践する。

補助金のうち、経常費補助金のみならず、文部科学省の施設設備関係の補助金や私立大学等改革総合支援事業など政府による政策的な補助金については、教授会や管理職連絡会議などでその内容を周知徹底することで、全学的に補助金獲得に向けて推進する。また、科学研究費補助金と受託研究についても、教育・研究における質的裏付けを担保することになることから、教授会や全教員対象の「科学研究補助金公募説明会」などの機会があるごとに、競争的外部資金獲得の意識の向上を図る。

本学の特色ある研究については、平成21(2009)年の大学創立40周年記念事業の一環として、モンゴル国科学アカデミー考古学研究所と協力して3年間の予定で、モンゴルの考古学的遺跡の調査研究を行った。その間、平成22(2010)年には本学理事長とモンゴル科学アカデミー考古学研究所長との間で、この共同研究を継続する協定が締結された。これは、本学の遺跡調査研究に対して高い評価がなされた証である。このような本学ならではの研究に対する研究支援体制を強化するため、平成24(2012)年3月に「奈良大学モンゴル遺跡調査研究後援会」【資料3-6-7】を発足させた。当該後援会員に対して、特定公益増進法人として所得控除の税制優遇制度の適用を受けることができる本法人への寄附を募った。その結果、平成26(2014)年5月現在、84件1,138万円の寄附があり、今後も募集活動を推進

する。この研究に対しては、科学研究費補助金や学術振興研究資金などの外部資金も獲得しており、今後も積極的に外部資金の導入を図る。

また、平成 27(2015)年には法人創立 90 周年を迎えることから、法人教職員を初め、在学(校・園)者の保護者、卒業生、取引業者など、周年事業に対する募金を幅広く募集する計画を策定している。

支出面については、中期財政計画に基づき、各年度収入財源の範囲内での執行を原則として、予算主義の方針を徹底することで、財政的収支バランスを安定的に確保する。また、教育・研究に対しては、内容を吟味したメリハリのある財政措置を推進する。

### 3-7 会計

#### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

本学では、「学校法人奈良大学経理規程」第 58 条【資料 3-7-1】に基づき、理事長の補佐機関として組織する予算会議において、予算編成の審議を行っている。予算会議は、理事長が召集して、理事長、学長、本部事務局長、大学事務局長及び出納責任者で構成している。

予算は、予算会議で審議・検討し、これを理事長が査定、承認の上、寄附行為の規定に基づき、評議員会から意見を聴取して、理事会で承認している【資料 3-7-2】。予算成立後は、理事長から所属長である学長に対して予算の示達を行い、これを受けて、大学内では各部門の責任者に対して、予算の決定額だけではなく、予算会議において理事長が予算査定の中で指摘した事項などを直接説明し、予算を執行するに当たり留意すべき事項について十分理解されるよう配慮している。

予算の執行に当たっては、経理規程【資料 3-7-1】と「学校法人奈良大学稟議及び合議取扱規程」【資料 3-7-3】を遵守することを徹底している。特に、物品の購入や契約事項については、競争入札又は金額に関わらず複数業者からの相見積もりの提出を原則としており、このことは経費削減に大きく寄与している。

本学は、予算主義を徹底しており、予算に未計上の案件については執行を認めないことを原則としているが、年度中にやむを得ない案件が生じた場合は、評議員会と理事会を開催して、評議員会で意見聴取後、理事会でその都度補正予算措置を行っている。【資料 3-7-4】

なお、年度中に予測不可能な突発的事象が生じた場合は、柔軟に対応している。すなわち理事長までの学内稟議による決裁手続きを経ることで、補正予算の成立までに暫定的に予算執行することを例外的に認めている。

月次決算については、経理規程【資料 3-7-1】に基づき、月次貸借対照表、資金収支月報及び現預金月報から構成した月次精算表【資料 3-7-5】を作成し、経理責任者である本

部事務局長を経て理事長に報告をしている。

年度会計終了後は、私立学校法と経理規程【資料 3-7-1】に基づき、2ヶ月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その監事による監査報告【資料 3-7-6】を付して事業報告案として理事会に提出し、理事会で審議及び承認を得た後に、評議員会に報告している【資料 3-7-7】。

以上の通り、本法人では、理事長の指示を受けた経理責任者である本部事務局長の総括のもと、予算編成から日次処理、月次処理、決算作成に至る会計処理は、学校法人会計基準と経理規程【資料 3-7-1】を遵守して適正に実施している。また、金融資産の運用についても、「学校法人奈良大学資金運用内規」【資料 3-7-8】に基づき、毎年度理事長により決裁された資金運用方針の範囲内で、「安全第一と元本確保」の原則を踏襲した運用に徹している。この運用については、毎年度の監査の中で監事と公認会計士から適正であるとの講評を得ている。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく独立監査人の監査を公認会計士より受けている。公認会計士による監査は、前述(p.73)の通り、年間約 8 日間、延べ約 40 人の公認会計士により実施されている【資料 3-7-9】。監査内容は、理事会議事録の閲覧、取引内容の確認、会計帳簿書類の確認、備品、現預金の実査及び決算書類の確認など、多岐にわたり慎重に実施されている。また、公認会計士は独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者である理事長をはじめ学内理事に対して経営方針や将来構想などを聴取する監査も行っている。

一方、2 人の監事による会計監査については、寄附行為と経理規程に基づき、年間 2 日間以上の会計監査を実施する他、理事会と評議員会に出席することで、理事会と評議員会の議事内容の確認や意見表明を行っている。その他、理事の業務執行状況を監査する立場として、理事長をはじめ理事と直接面談をして事情聴取することは、会計に係る重要な監査の一方策となっている。

監事と公認会計士との連携は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」や日本私立大学協会主催の「私立大学経営・財政基盤強化に関する協議会」において、監査をする上で大変有意義なことであると説明されている。監事は、学校法人会計について専門的には携わっていないが、理事の業務執行の監査には精通している。一方、公認会計士は、資格者として学校法人会計について専門性を有している。会計監査の有効性を増すためには、この両者の連携が有益であることから、本学では毎年度理事長同席のもと「監事・公認会計士協議会」を開催し、法人の経営状況や会計監査の状況など忌憚のない意見交換することで連携を深め、会計監査の有効性を向上させている。

財務の情報公開については、平成 20(2008)年 4 月に私立学校法に基づき「学校法人奈良大学財務情報公開規程」【資料 3-7-10】を制定し、毎年 5 月の理事会と評議員会で決算が承認された後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を利害関係者に対して閲覧に供している。また、学校法人が公共性を有する法人であるという観点から、毎年 7 月にはホームページにおいて私立学校法に規定された計算書類の他、決算の概要、過去 5 年間の資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表の経年比較、

全国の平均値と比較した過去5年間の貸借対照表・消費収支計算書の財務比率など【資料3-7-11】を公開することで、積極的に説明責任を果たしている。

### (3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準が平成27(2015)年4月に改正されることから、文部科学省からの通知や日本公認会計士協会の学校法人委員会報告及び実務指針など、会計処理に必要な不可欠な事項について、管理職連絡会議などで詳細に説明することで、学内の関係職員に遺漏のないよう周知徹底し、適切な会計処理を実践する。

会計監査の体制整備と厳正なその実施については、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査と、私立学校法に基づく監事による監査との連携を特に緊密にすることとする。この両者の連携を強化することで、これまで以上に厳密な監査による検証を実現し、コンプライアンスを重視した会計監査体制を確かなものにする事となる。また、月次精算表などの計算書類を通して理事長による検証を厳密に行うと共に、会計事務に携わる職員のみならず全教職員に対して、学内の科学研究費補助金に関する不正防止研修会などの機会を通して、コンプライアンスに対する意識の向上を図る。

また、平成18(2006)年4月に公益通報者保護法が制定されたことに伴い、本法人においても、不正行為などの早期発見と是正を図ることを目的に、平成20(2008)年に「学校法人奈良大学公益通報者保護規程」を制定した。【資料3-7-12】

このような本法人の取り組みを通して、会計処理と会計監査をより一層適正かつ厳正に実施する。

さらに、財務情報公開については、学生や保護者などの利害関係者だけではなく、広く社会一般にも理解されやすいよう、現在ホームページで公開している内容を創意工夫して、多くの図や表を活用したわかりやすい内容に年々改善することで、財務の透明化を図り、社会に対する説明責任を積極的に果たす。

### 【基準3の自己評価】

本法人の運営については、教育基本法、学校教育法、私立学校法、及び大学設置基準を初めとする大学の設置、運営に関する法令を遵守し、誠実に運営している。教職員は、こうした法令に則って制定した学内の諸規程を遵守し、適切に大学運営を行っている。なお、運営に当たっては、環境保全、人権保護、安全への配慮を十分に行っている。

理事会については、適切に構成・運営し、意思決定が速やかにできる体制となっている。また、その機能性を高めるために、常任理事会の設置、評議員会や監事からの意見聴取などを実行している。

大学の意思決定については、戦略的企画会議、教授会、学部長会、企画委員会、大学院委員会などを通して行い、それぞれの構成員や権限を明確に規定している。大学の意思決定やその執行に当たっては、確立した体制のもと、学長はリーダーシップを発揮している。法人と大学の間、及び大学の各部門間の連携や相互チェックについては、理事会、常任理事会、評議員会、戦略的企画会議、管理職連絡会議、学部長会、部館長会議などを通して行い、意思疎通の円滑化やガバナンスの機能性を確保している。学長によるリーダーシップだけでなく、教授会や各種委員会における意見表明や、各部署からの計画や提案などを

慎重に検討することで、ボトムアップを図っている。

業務執行体制については、権限の適切な分散と責任の明確化を配慮した形で組織を編成し、適切に職員を配置することで、効果的な執行体制を確保している。その管理体制については、法人の組織・職制規程に基づいて構築し、管理職連絡会議などを通して遺漏なく整備している。職員の資質・能力の向上のために、学内の新人セミナー、SD活動、学外研修などを実施している。

財政運営については、「中期財政計画」に基づき計画的に行い、金融資産を計画的に確保している。予算編成については、シーリング枠の設定により理事長主催の予算会議において厳格に行い、その結果、各種の財政指標に示す通り、極めて良好な財政状況となっている。

予算の執行に当たっては、予算主義を徹底しており、競争入札や複数業者からの見積もりにより、経費削減に努めている。会計処理については、学校法人会計基準と経理規程を遵守し、金融資産の運用についても、「安全第一と元本確保」を原則としている。会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査と、法人監事による監査を、それぞれ厳正な形で受けている。

以上の通り、本学の経営・管理及び財務については、適切な形で実行しており、基準3を満たしていると自己評価できる。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則第 1 条と大学院学則第 2 条に定める教育・研究の目的を達成するため、平成 8(1996)年 9 月に「奈良大学自己点検・自己評価規程」と、それに基づく「奈良大学自己点検・自己評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。

【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

それに先立ち、平成 4(1992)年に臨時の自己点検・自己評価委員会を組織し、翌平成 5(1993)年に、最初の『自己点検・自己評価報告書』を作成している【資料 4-1-3】。

平成 8(1996)年以降は、上記の委員会を毎年開催し、自己点検・評価に必要な資料の収集を行うと共に、『奈良大学の現状と課題 '93～'96 伝統と現代感覚の調和』（平成 10<1998>年 3 月）【資料 4-1-4】、『奈良大学の現状と課題 1997～2002 伝統と現代感覚の調和』（平成 16<2004>年 3 月）【資料 4-1-5】、『奈良大学の現状と課題 2007～2010 伝統と現代感覚の調和』（平成 24<2012>年 3 月）【資料 4-1-6】を刊行し、周期的な自己点検・評価を実施している。

さらに、平成 19(2007)年度に実施された日本高等教育評価機構による認証評価に際しては、学長諮問による「奈良大学大学評価委員会」を臨時に組織し、自己評価を行うと共に、平成 15(2003)年から平成 18(2006)年を対象とした『奈良大学自己評価報告書』（平成 19<2007>年 7 月）【資料 4-1-7】を刊行し、認証評価を受審した。

以上の通り、本学では、平成 5(1993)年以降、継続的かつ周期的に自己点検・評価を行っている。

これらの報告書は、最初のを例外として、すべてが本学の理念と目標からはじまり、本学の使命・目的の各章がその後に続く構成となっている。点検項目は「奈良大学自己点検・自己評価規程」の別表に定めている【資料 4-1-1】。また、自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、大学事務局長、各部館長、主要な委員会の委員長などで構成し、自主的・自律的な自己点検・評価を行える適切な体制となっている【資料 4-1-2】。

##### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は今後も、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を継続的かつ周期的に行い、併せて報告書を作成・公表することにより、教育・研究を着実に改善・向上させていく。

## 4-2 自己点検評価の誠実性

### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、事務局を中心に、毎年学生数、教員数、退学・休学者数、就職者数、進学者数などの各種データを収集・整理し、その共有に努めている。これらのデータは、本学の教育や運営に資する他、自己点検・自己評価報告書に収録し、透明性の高い自己点検・評価を行うための基礎としている。

また、平成 13(2001)年度からは授業改善アンケートを実施し、学生の授業に対する評価や満足度、予習・復習時間の実態などについて把握・分析し、平成 16(2004)年度以降は、毎年『FD 活動・授業改善アンケート報告書』として取りまとめている【資料 4-2-1】。さらに、平成 23(2011)年度からは、事務局各部署の窓口対応についても、学生へのアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析している【資料 4-2-2】。この他、学生自治会が取りまとめる学生からの要望、後援会(保護者会)が学生代表との懇談会を通してとりまとめる大学への要望についても、それらを受け付け、真摯に対応している。このように、本学では十分な調査とデータの収集によって、現状把握とエビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を行っている。

これまでの自己点検・自己評価報告書などはいずれも印刷し、教職員に配布すると共に、他大学など関係諸機関に送付する他、『奈良大学自己評価報告書』は、ホームページ上でも公開している。また、年度ごとの授業改善アンケート調査の集計・分析結果については学生にも公表・配布している。以上の通り、自己点検・評価の結果は、学内で共有し、社会への公表に努めている。

##### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は今後も、客観的な自己点検・評価の実現を目指して、基礎データの収集をより組織的に進め、また各種調査結果について、学内での共有とホームページなどを通じて外部への公表を推進する。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

#### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

自己点検・自己評価委員会【資料 4-3-1】では、当該年度のデータ収集方針を確認する



と共に、前年度の自己点検・評価で提言された改善策が実現したかどうかをチェックしている。平成25(2013)年度を例にとると、第1回の自己点検・自己評価委員会では、データ収集の方針・役割分担の確認を行い、第2回では、6年前の『奈良大学自己評価報告書』において提言された改善点とその時点でどれほど実現したかを項目ごとにチェックし、その過半数が実現したことを確認した【資料4-3-2】。また、第3回では、1年前刊行の『奈良大学の現状と課題 2007～2010 伝統と現代感覚の調和』に提言された改善点について同様に検討した結果、その一部が実現していることを確認すると共に、今後もなお多くの点で改善に努める必要があることも確認した【資料4-3-3】。

「授業改善アンケート」については、アンケート結果を各教員に提示し、各教員からは今後の授業の改善策についての報告を義務付けている。毎年印刷・配布している報告書には、個人名は伏せながらも、各自の改善策を公表することで、速やかな改善を促している。

また、毎月開催している学部長会では、年度始めに学長が当該年度の改善目標を列記して、学部長・事務局長などに伝え【資料4-3-4】、また年度末には、当該年度に達成できた項目と達成できなかった項目を列記して、総括している【資料4-3-5】。

さらに、年2回開催している部館長会議でも、年度始めに各部館長が当該年度の課題を報告し【資料4-3-6】、年度末には各部局での課題の達成状況を報告している【資料4-3-7】。達成できなかった課題は、自ずと次年度の課題となる。

以上の通り、本学では、自己点検・自己評価委員会、授業改善アンケート、学部長会、部館長会議という仕組みを確立し、これらを機能させることにより、PDCAサイクルを確実に稼働させている。

### **(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）**

本学では今後も、自己点検・評価を毎年実施し、PDCAサイクルを稼働させながら、前年度に提示された改善策が次年度にどれほど実現したかを毎年チェックすることで、大学全体の改善に努める。

#### **【基準4の自己評価】**

自己点検・評価については、学則と大学院学則に定める教育・研究の目的を達成するため、自己点検・自己評価規程と自己点検・自己評価委員会規程に基づいて、自主的・自律的に実施している。実施に当たっては、自己点検・自己評価委員会が中心となり、学部長会、部館長会議、FD委員会などもその一翼を担っている。定期的に報告書を刊行している他、組織内部での自己点検・評価は毎年確実に実行している。

その実施に当たっては、報告書に多くの資料を付けることで、エビデンスに基づいた透明性の高い形で行っている。データの収集は、事務局が中心となって恒常的に行っている。また、授業評価や窓口対応についてのアンケート調査とその分析も、毎年実施している。

その結果については、報告書やホームページによって、学内外に公表している。また、その結果は、自己点検・自己評価委員会における改善状況のチェックを通して、PDCAサイクルに則って活用している。PDCAサイクルの一環として、授業評価報告書における各教員の授業改善方策の表明や、学部長会や部館長会議における課題表明・達成状況総括などがあり、今後もこの確立した仕組みの中で、着実に自己点検・評価を実施する。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A 提携と連携・貢献

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 1) 図書館

奈良大学図書館は、「奈良大学における教育及び学術研究上必要とする図書及びその他図書館資料を、本学の職員、学生等の利用に供するとともに、広く地域文化の向上に寄与すること」を目的としている【資料 A-1-1】。近年、生涯学習の一環として、社会人の学習・研究の場としての大学開放、図書館開放が進展しており、平成 25(2013)年度においては全国で 93.3%の大学図書館が地域公開を行っている【資料 A-1-2】。

本学では、こうした図書館の開放について全国的に早い時期から取り組み、昭和 63(1988)年度に「奈良大学図書館地域公開に関する取扱要領」【資料 A-1-3】を制定し、本学の立地する奈良市を中心に閲覧利用に限った公開を実施している。公開当初は年間 30 人ほどの利用者であったが、徐々に広がり、ホームページで紹介してからは登録者が 100 人を超え、毎年度登録を更新するリピーターもかなり多い。ほとんどは社会人であり、そのうち奈良市内居住者が半数以上を占めているが、利用者の居住地は近畿圏内各所に広がっている【資料 A-1-4】。

地域の人々への公開の他、奈良県図書館協会と私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会に加盟し、相互協力を積極的に推進している。図書館協会では、大学・専門図書館部会に属し、昭和 48(1973)年から学生証や身分証明証の提示によって、奈良県下の大学・短期大学・高等専門学校・専門図書館間の相互利用を行っている【資料 A-1-5】。また、京都地区協議会では、共通閲覧、相互貸借、資料分担保存に関する三協定を積極的に推進している。平成 25(2013)年度を例にとると、学外の学生・研究者など 212 人が一時利用者として本学図書館を利用している【資料 A-1-6】。

館内の展示室では、特別集書での購入資料を中心に、年間 3、4 回の企画展を開催している。ホームページによる告知を行い、無料で一般公開しているため、展示見学のみを目的とした学外からの来館者も多い。展示は、定期的に内容を替えて行っており、来館者からも好評を得ている。【資料 A-1-7】

本学図書館は地域社会への開放に早い時期から取り組んだこともあり、地域住民からの支持を得て今日に至っている。特に蔵書構成上、特色の一つである考古学関係資料・奈良関係資料については、利用の問い合わせも多い。奈良という立地を活かした本学の教育・

研究をサポートするために専門分野に関する蔵書の充実を図ってきたことが、結果的に学外の利用者からも評価されていると考えている【資料 A-1-8】。前述(p. 60)の通り、日本考古学協会から受贈された資料も加わり、今後一層、本学図書館の社会的重要度が増すことは確かである。

## 2) 博物館

奈良大学博物館は、「学内共同教育研究施設等として学術資料の収集、保存、分析、収蔵、展示・公開等及び学術資料に関する教育研究の支援並びにこれらに関する研究を行うと共に、広く地域文化の向上に寄与する」ことを目的としている【資料 A-1-9】。この設立目的に基づき、博物館では展覧会の開催、講演会・ワークショップなどの教育普及活動、学術資料の保管、調査研究、貸し出し、研究者などへの特別観覧を行っている。展覧会は平成 19(2007)年の開館以来、年 2~4 回の企画展として開催し、平成 24(2012)年度からは常設展を実施している。年間開館日数は 110~262 日である【資料 A-1-10】。入館は無料で、展示パンフレットやリーフレットを発行し、来館者に無料配布している。

展覧会の他、講演会、シンポジウム、ワークショップを開催し、随時団体への解説やホームページ上での館蔵品紹介を行っている【資料 A-1-11】。また、展覧会を目的とする他館への収蔵品の貸し出し、出版社への収蔵資料の写真提供などを行い、学外の研究者などへの収蔵資料の特別観覧にも対応している【資料 A-1-12】。

小規模な博物館ではあるが、本学の特色である歴史資料、考古資料、美術資料に加え、近世の版木の膨大なコレクションも収めている。また、企画展は各学部・学科の持ち回りでっており、専門性を活かした展示を行うために担当者の個人コレクションを加えるなど、ユニークで特色のある企画展も開催している。

博物館には専任の教職員は配置していないが、兼担の館長、学芸員(教員)、事務職員が協力して業務の遂行に当たっている。さらに、学芸員資格を有する本学の院生を嘱託で配置し、円滑な博物館運営に資すると共に、実践的な教育の一環として活用している。

設備関係では、これまで展示室は害虫の侵入により被害を受けることもあったため、平成 26(2014)年 3 月に侵入防止用の換気口フィルターを設置し、また展示用としてライトや展示ケースなどを購入することで、設備を充実させた。

このように博物館は、現有の資料、人材、設備を最大限に活かしながら、広く地域文化の向上に寄与している。

## 3) 総合研究所

奈良大学総合研究所は、「学術の研究を行い、その成果を普及し、もって文化の創造と発展に広く寄与する」ことを目的としている【資料 A-1-13】。実施する事業は、『奈良大学紀要』と『奈良大学総合研究所所報』の発行、研究助成、出版助成、公開講座の開催であるが、このうち直接的に地域社会に貢献している事業は、以下に述べる「奈良を中心とする研究」への助成と公開講座の開催である。

### 【「奈良を中心とする研究」への助成】

本学が助成対象としている研究は、「奈良を中心とする研究」、「その他の研究」、及び大規模プロジェクトを支援する「特別研究」であるが、いずれも「奈良大学研究助成規程」

に明記している【資料 A-1-14】。総合研究所では、本学の所在する地域への貢献を重視する意図のもと、毎年5件を採択枠に「奈良を中心とする研究」への助成を行っているが、平成19(2007)～26(2014)年度には、15件を採択し5,654千円を助成している【資料 A-1-15】。本学の研究者の特色を反映して、歴史・文化・地理・社会的領域にわたる多彩な奈良研究が行われた。

なお、「奈良大学研究助成規程」に基づきこの研究助成を受けた者には、『奈良大学総合研究所所報』への研究成果の公表を義務付けている。それにより、当該者は地域への文化的・社会的貢献の責任を果たすことになる。【資料 A-1-16】

### 【公開講座の開催】

総合研究所は、公開講座を最も直接的かつ重要な地域社会連携・貢献活動として位置づけ、地域の人々の生涯学習に寄与し、自治体や団体のニーズに応え、教育現場との連携を図る場であるという基本的な認識のもと、これまで着実に公開講座を実施している。

平成23(2011)年度には12種類の公開講座を実施したが、これらは①基幹講座、②学科担当講座、③サテライト講座、④地方自治体・教育委員会などとの連携講座の4種類に分類できる。①は、せいぶ市民カレッジ「奈良大学文化講座」、「奈良大学世界遺産講座」の2講座から成り、毎年奈良市内外又は奈良県外から参加希望の多い講座で、抽選によって聴講者を選ぶほどの盛況である。②は、本学の文学部・社会学部の中の4学科が実施する専門分野別の講座であり、高の原カルチャーサロン「奈良大学国文学講座」、同「奈良大学地理学講座」（この2講座は隔年交代で開講）、同「奈良大学心理学講座」、「奈良大学社会学部社会調査学科公開講座・夏の夜話」の4講座を、それぞれ統一テーマのもとに複数の各学科専任教員が担当し、熱心な聴講者を獲得している。③は、関西圏の諸大学が合同で開催する、「阪神奈ネット公開講座フェスタ」と「奈良大学上方文化講座」から成るが、この2講座は平成25(2013)年度以降休止している。④は、生駒市「歴史・文学生涯学習講座」、「こおりやま市民大学」、桜井市生涯学習シリーズ「奈良大学教養講座」、都祁村生涯学習シリーズ「奈良大学教養講座」、斑鳩町「歴史講座」、「教職員のための夏の公開講座」、奈良県大学連合「なら講座」、「南都銀行平城支店ロビーセミナー」から成るが、これらのうち大和郡山市(平成10〈1998〉～22〈2010〉年度実施)、桜井市(平成4〈1992〉～24〈2012〉年度実施)及び都祁村(平成5〈1993〉～20〈2008〉年度実施)のそれぞれの講座については、先方の事情や市町村合併により現在では休・廃止している。【資料 A-1-17】【資料 A-1-18】

### 【その他の社会・地域連携事業】

上記の地方自治体・教育委員会などとの連携講座の他、「奈良大学・飛鳥保存財団共催事業」、「奈良大学・南都銀行産学連携プログラム」、奈良大学・斑鳩町官学連携協力事業「斑鳩商工祭り」、同「地域家庭教育講座」を実施している。【資料 A-1-19】

## 4) 情報処理センター

奈良大学情報処理センターは、「情報教育及び情報機器を利用した教育・研究の推進を図り、併せて学内の共同利用に供する」ことを目的としている【資料 A-1-20】。本学が持っている物的・人的資源の社会への提供として、学生の夏期休業期間や土曜日の午後を利用して、平成4(1992)年度から奈良市教育委員会の後援を受け、初心者対象の公開講座を開講している【資料 A-1-21】。当初は「ワープロ入門」であったが、平成7(1995)年度から「パ

ソコン入門講座」と改称し、現在に至るまで毎年開講している。この他、平成 10(1998)年度からは「Excel 入門講座」を 9 月から 11 月にかけて開催し、その期間中毎土曜日 5 回、平成 23(2011)年度からは内容を精査し、10 月の毎土曜日 4 回、それぞれ開催した。

他大学や自治体などでも同様の講習会・講座が開催されたこともあって、本講座の受講者数は年々減少する傾向にあった。このため、「パソコン入門講座」はサブタイトルに変化をもたせ、毎年少しずつ内容を変更しながら実施してきたが、大幅な受講者数の増加には至らなかった。そのため、平成 25(2013)年度からは、多くの人ワープロを使える状況にあると考え、ワープロ(Word)、表計算(Excel)、プレゼンテーションソフト(PowerPoint)をセットにし、さらに既存の「Excel 入門講座」を統合した、新たな「パソコン入門講座」を開講し、内容も大幅に変更して実施した。その結果、募集定員に近い参加者を得ることができ、事後アンケートでも、内容について良好な評価を受けている。次年度以降も参加したいという受講者も多い。【資料 A-1-22】

また、平成 24(2012)年度に、「パソコン入門講座」の中で行った、コンピュータグラフィックスの講座を独立させ、平成 25(2013)年度からは「コンピュータグラフィックス入門講座」として開講した。参加者は少人数ではあるが、こちらも良好な評価を受けている。

なお、公開講座開催中は、講座が午前の時は午後を、午後の時は午前を自由時間として施設を開放し、受講者のパソコン利用に供している。

これらの講座の他、平成 24(2012)年の夏期休業期間中に「奈良県職員GIS研修」のための会場として、情報処理センター所有のソフトウェア利用を含めた施設提供を行った。

## 5) 臨床心理クリニック

奈良大学臨床心理クリニックは、臨床心理学的援助を要請する地域住民への心理臨床活動をすると共に、奈良大学大学院社会学研究科臨床心理学コースの院生と修了生の研修を目的とする機関である【資料 A-1-23】。平成 19(2007)年 10 月に開所し、6 年が経過している。

クリニックの運営は、所長、相談員、専属実習指導教員(非常勤)、非常勤相談員、事務職員が担当している。所長は業務全体を統括し、併せて相談員として心理臨床業務に従事している。相談員は「臨床心理学コース」専任教員 5 人(うち臨床心理士有資格者 4 人)と、非常勤講師 1 人(精神科医・臨床心理士)で構成し、非常勤相談員として臨床心理士有資格者 3 人が、週 1 日又は 2 日の交代勤務をしている【資料 A-1-24】。相談員と非常勤相談員は、心理臨床業務に従事すると共に、クリニックの業務全体について所長を補佐している。専属実習指導教員は、週 4 日勤務して、非常勤相談員と連携して実習生の指導と相談に当たっている。クリニック事務業務全般については、クリニック事務室課長が統括責任者として執務しているが、他部署との兼務であるため、クリニックにおける日常の事務業務については、非常勤事務職員 2 人が交代で勤務している。また、「臨床心理学コース」の修了生 6 人(平成 26(2014)年度)がクリニック相談補助員として、心理臨床研修を行っている。さらに、大学院修士課程 2 年次 8 人、1 年次 6 人(平成 26(2014)年度)が実習生として、ケース担当や心理検査の実施などに従事している。クリニックの効果的な運営と研究について討議するため、クリニック運営委員会【資料 A-1-25】、クリニック紀要委員会などを開催し、年に 1 回『クリニック紀要』を刊行している【資料 A-1-26】。

クリニックは、開所以来運営の面では順調に推移し、院生と修了生を対象に定期的なケースカンファレンス、研修、教育訓練を実施し、地域住民に対する心理臨床活動も展開している。

相談員と事務職員の多くが非常勤であることから、運営を円滑に行うためにスタッフ間の報告、連絡、相談、申し送りなどの相互連携を重視している。

クリニックの具体的な活動は以下の通りである。

### 【心理臨床(相談)活動】

平成 20(2008)年度から平成 25(2013)年度までのクリニック心理臨床(相談)活動の実績は、以下の通りである。

#### 1)総ケース数、セッション数【資料 A-1-27】

平成 20(2008)年度は新規ケース 47、セッション数 528 であったが、平成 25(2013)年度は新規ケース 85、セッション数は 914 と大きく増加している。

#### 2)年代別、性別ケース数【資料 A-1-28】

年代別では、30 歳から 49 歳までが多く占め、性別では、全般的に女性の相談者が男性の 2 倍以上である。

#### 3)地域別件数、来談経緯【資料 A-1-29】【資料 A-1-30】

地域別では、奈良市が一番多く、次いで奈良県下の相談者が多い。来談経緯としては医療機関や教育機関からの紹介経路が多く、次いでパンフレットを見て来所するケースとなる。

#### 4)相談内容【資料 A-1-31】

本人の相談が多く、家族については子どもについての相談が多い。

#### 5)転帰【資料 A-1-32】

平成 25(2013)年度では、新規ケース 85 のうち、34 が継続、33 が終結(リファー)、12 が中断、6 が経過観察となっている。

#### 6)奈良市内のある高校における実習【資料 A-1-33】

青年中期である高校生は、友人関係、親子関係、精神的な適応問題、進路など様々な悩みを抱える時期にあるが、クリニックに相談に来ることが物理的に困難な場合が多い。そのため、奈良市内の一つの高校からの要望に応じる形で、検討の結果、当該高校と連携を結び、アウトリーチとして高校に出向き、カウンセリングを実施している。平成 25(2013)年度はケース数が 14 件、セッション数が 54 回となっている。相談内容は対人関係・家族関係に関するものが最も多い。

### 【地域支援活動】

クリニックでは、年 2 回様々なテーマで、地域住民を対象に講演会を開催している。毎回 20~40 人の聴講者があるが、5 周年記念として大学で開催した講演会には 86 人の聴講者があった。【資料 A-1-34】

### 【実習や研修及び教育訓練活動】

クリニックでの実習は、初回面接の陪席、心理検査の実施、継続ケースの担当などから成る。ケースを担当する実習では、学外のスーパーバイザーにつくことを必須にしている。また、毎月 1 回、修了生と院生による合同ケースカンファレンスを実施している。

以上の通り、クリニックの活動は、心理臨床(相談)活動、地域支援活動、実習や研修及び教育訓練活動が相互に関連しているのが特徴である。来談者の意向やニーズを尊重した相談活動ができる人員と施設を備えている点は評価でき、今後より多くの心理相談に対応できるよう心掛けている。

### **(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）**

#### **1) 図書館**

図書館の企画展については、本学の教育・研究の成果をより広くかつ有効に地域社会に公開するためには創意工夫が必要であり、また企画展から一歩進めた講演会・公開講座の開催の可能性などを含めて、今後学内における協力体制強化を図書館委員会において検討する。

他大学図書館や地域の公共図書館と連携し相互協力を推進することは、何よりも利用者サービスの拡大に繋がることであり、また本学が地域社会との連携を強めていることや利用者から要望が寄せられていることなどから、学外者に対する館外貸出など、図書館の更なる開放を進める。

#### **2) 博物館**

博物館は資料の収集、保管、公開、調査研究のための施設であると共に、コミュニケーションの場であり、大学における教育研究活動の成果を社会へ還元する窓口として大きな役割を果たす施設である。この特性を十分活かして大学の物的・人的資源を社会へより多く提供していくため、収蔵資料の充実、学芸員のスキルアップ、より緊密な学部・学科との連携と協力体制の強化、展覧会活動、教育の普及活動などにおける一層の充実を図る。併せて、限られた人材と収蔵スペースを最大限に活用することを目指す。

#### **3) 総合研究所**

総合研究所の役割の一つは、大学の人的・物的資源を社会や地域に提供していくことであるが、それをより明確にするため、いくつかの改善・向上策に取り組む。まず、「奈良を中心とする研究」への助成については、年度により採択件数にばらつきがあることから、今後教員への事前の周知、依頼を徹底する。また、公開講座については、限られた人的資源の中でより効果的に地域社会への貢献を高めていくという観点から、参加者の関心やニーズを軸に、休・廃止した講座の再開や、新規開拓も含め、公開講座全体のあり方を総合研究所運営委員会において継続的に検討する。

#### **4) 情報処理センター**

情報処理センターでは、平成 25(2013)年度に「パソコン入門講座」の改善を行ったが、継続して安定的な参加者を確保するため、引き続き情報処理センターにおいて内容の検討を行う。特に、事後アンケートで受講者の希望するレベルに差がみられるため、レベル差を考慮した個別の追加課題の準備や、中級・上級講座の開催を検討しはじめている。

また、本学が所有する GIS などのソフトウェアを活用した講座・研修会への会場の提供についても引き続き推進する。

## 5) 臨床心理クリニック

クリニックでは 専属実習指導教員を平成 23(2011)年度から採用し、週 4 日勤務体制で、非常勤相談員と連携して実習生の指導と相談に従事してきた。今後、業務の連続性を維持し、スタッフ間の相互連携を図るため、コアとなる時間帯を設けて相互連携ができる組織づくりを行う。非常勤相談員の勤務年数は限られているが、その限られた年数の中でもできる限り組織の一員として役目が果たせるよう組み立てる。

さらに、公開講座や無料相談などの広報活動に力を入れて、クリニックの存在を積極的にアピールするとともに、施設面での充実にも努める。

### A-2 他の組織との連携

#### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 海外の提携校、地域社会、全国の高等学校など、他の組織との連携

##### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 海外の提携校、地域社会、全国の高等学校など、他の組織との連携

##### 1) 国際交流

本学は、教学の理念の一つである、「国際的視野に立つ開かれた大学として、地域社会との連帯を深めながら、ひろく人類社会の平和と発展に貢献する」ことを念頭に、国際交流に取り組んでいる。【資料 A-2-1】

本学では、国際交流を積極的かつ円滑に推進するため、国際交流委員会を設置している【資料 A-2-2】。構成委員は、学長、学生支援センター長、各学科 1 人、教養部 3 人、事務局長、総務部長、総務課長、学生支援センター(学生担当)課長から成り、教職員一体となって委員会の運営を行っている。

国際交流委員会は中国と韓国のいくつかの大学と学術教育交流を推進してきた。

平成 9(1997)年度に中国復旦大学と学術教育交流協定を締結し、その後、平成 17(2005)年度に韓国韓瑞大学校、平成 18(2006)年度に韓国伝統文化大学校、平成 20(2008)年度に中国蘇州科技学院、平成 22(2010)年度に中国陝西師範大学とそれぞれ学術教育交流協定を締結した。また、平成 25(2013)年度には提携先としては初めての英語圏である連合王国セインズベリー日本藝術研究所とも学術交流協定を締結した。これまで協定校より延べ 56 人を受入れ、本学からは延べ 33 人の学生を派遣している【資料 A-2-3】。

以上のような国際交流委員会所管の国際交流の他、各学部・学科の主権による海外研修、海外語学研修も毎年行っており、学生の国際的見識の向上に貢献している。

本学の大学院私費外国人留学生に対しては、経済的負担を軽減し、もって学業成就を助成することを目的として、当該年度の年間授業料半額を減免している【資料 A-2-4】。また、留学生の学修・生活・進路などの各種相談については、学生支援センター(学生担当)の他、教養部クラス担任教員、演習指導教員が対応してサポートしている。

なお、留学生を含む全学生の大学生活の充実を目的として国際交流室を設置し、日本人



学生と留学生との交流の場、国際間の情報収集、日本語と外国語能力向上の場としている。また、学生支援センター(学生担当)の支援・サポートのもと、国際交流サークルを立ち上げ、国際交流室を活動の拠点として、日本人学生・留学生間での生活面・学修面のサポート、日本語学習会、研修旅行なども実施している。この他、留学生歓送迎会、歌舞伎見学、奈良・京都の寺社見学などの日本文化研修を毎年実施している。さらに、前述(p.55)の通り、平成24(2012)年度には、近隣高校における総合学習(国際理解)授業への留学生派遣など、地域への貢献活動も行っている。

一方、本学からの派遣学生については、TOEICの高得点者(750点以上又は650点以上)、中国語検定試験3級以上、韓国語検定試験3級以上を取得の学生に対しては、本学が助成金を支給する制度がある。また、留学期間中の学費については、施設設備費と実験実習費相当額を助成金として支給している。【資料A-2-5】

## 2) 地域連携教育研究センター

奈良大学地域連携教育研究センター(以下、「地域連携センター」)は、本学が立地する地域社会、自治体、NPO・市民団体、さらには企業などと多面的な事業連携を結び、本学の持つ知の拠点としての役割と社会貢献の使命を果たしながら、大学自らの教育と研究を発展させていくことを目的として、平成19(2007)年に社会学部内に設置した。【資料A-2-6】

地域連携センターは、教育と研究、地域と大学、社会と学生とを結びつけるための教育研究機関であり、平成24(2012)年の中教審答申で提示されている「大学と社会、地域の接続」を実践してきたモデル的組織である【資料A-2-7】。センター内に、地域臨床部門、地域連携部門、地域研究部門の3部門を置き、各部門を連結させながら、地域連携に関する本学の窓口として、自治体、NPO・市民団体、地域社会、企業などとの相互の人的・知的資源の交流を活発化し、産業・教育・文化・環境・まちづくりなどの分野における各種連携事業に取り組んでいる【資料A-2-8】。

具体的な教育研究事業としては、大学が担うべき地域のコミュニティセンターとしての役割を重視し、大学と地域の交流拠点として幅広い活動を推進している。中でも、地域の課題や問題に学生が主体的に取り組むことで、実践的に学ぶことができる活動に注力し、奈良市を中心に本学であるからこそできる独自の取り組みを実施している。

平成25(2013)年度は次の3部門5事業と、基盤整備1事業を実施した。

地域臨床部門	事業1	学生の地域ボランティア活動の推進
地域連携部門	事業2	学生企画・地域交流ネットワークづくりとマルチメディアによる情報発信
	事業3	金魚すくいを通じて考える大和郡山市の文化と歴史
	事業4	奈良における街的文化の探索と発信
地域研究部門	事業5	奈良市津風呂町及び吉野郡津風呂の実地調査研究
基盤整備	事業6	事務室基盤整備・図書雑誌関連経費

事業1~3及び5は、地域連携センター設立以来、6年間にわたって継続して実施しているものであり、これらの事業を通して、地域社会との信頼関係を築きあげることができたことは、学生が取り組む地域連携活動において最も重要視すべき要素である。また、これ

らの事業を通して、地域連携センターの知名度や認知度が奈良県下において次第に高まってきており、近年は、企業・NPO・自治体関連団体など各方面からの問い合わせや連携の申し出が来るようになってきている。

事業4は、平成25(2013)年度からはじめた事業であるが、民放のラジオ放送局との連携のもと、奈良についてのレポート番組を学生が制作・発信することで、学生の情報収集力・情報構成力を育成するだけでなく、本学と奈良県についての他府県向け広報的な役割も担うものとなっている。

また、基盤整備事業として、奈良、地域のまちづくり、街の情報などに関連した雑誌・図書の収集・蓄積、活用を行い、併せて地域に向けた情報発信活動強化のためのWebページ<sup>\*1</sup>開設、メーリングリスト設置、ブログ<sup>\*2</sup>やSNS<sup>\*3</sup>活用などを通して、インターネットを単なる広報ツールとしてではなく、本学と地域、さらには教員と学生との双方向的コミュニケーションの場として活用している。

\*1 <http://www.soc.nara-u.ac.jp/rcnl/>

\*2 <http://ameblo.jp/nara-walk-around/>

\*3 <https://www.facebook.com/wbsradio.NaraUniv>

### 3) 全国高校生歴史フォーラム

本学主催の「全国高校生歴史フォーラム」とは、全国の高校生に呼びかけて歴史（地理学、考古学、民俗学、美術史などを含む）に関する研究成果を本学で発表してもらうというプロジェクトである。高大連携を目指す取り組みとして、平成19(2007)年度から開催している。目的の一つは、一人でも多くの高校生に歴史への関心を深めてもらうこと、もう一つは高校生たちの持つ歴史研究へのまなざしやエネルギーを、大学における教育と研究の中に汲みあげ、学生の研究活動の活性化に繋げることである。

実施方法については、全国の高校生を対象に、クラブ活動や自由研究などで得られた歴史などに関する研究成果をレポートとして郵送してもらい、本学の審査委員がレポートの内容を審査し、優秀作品の作成者である高校生（グループの場合もある）と指導教員を本学に招いて研究発表をしてもらうという形で行っている。全国の高校へ案内状を送付し、本学のホームページ上でも特設サイトを設置し、募集を行っている。また、プレス発表を行い、各マスコミを通じた広報活動も行っている。

応募校数・応募点数は【資料 A-2-9】に示す通り、年々このフォーラムに対する認知度も上がってきており、第1回の平成19(2007)年度から第4回の平成22(2010)年度までは順調に推移してきた。第5回の平成23(2011)年度は東日本大震災の影響で、参加校が38校、応募点数60編となり、初めて両方とも減少したが、作品のレベルが下がることはなかった。第6回の平成24(2012)年度の募集では、前年度の減少を少しでも回復させるため、歴史系や地理系の雑誌にも応募の案内を掲載したことから、参加校が41校、応募点数は75編と増えた。そして、第7回の平成25(2013)年度には、参加校が北海道から九州まで全国に及ぶ46校とさらに回復し、応募点数も169編にも達した。

このフォーラムは、回を重ねるごとに応募作品のレベルが上がり、甲乙つけがたい作品が多くあるため、審査する側も苦勞するという喜ぶべき状況にある。また、高校生と指導教員から高い支持を受けており、結果として本学の魅力を高校生に直接伝える有益な場と

なっている。

### **(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）**

#### **1) 国際交流**

現在、本学と学術教育交流協定を結んでいる海外の教育研究機関は、6 機関中 5 つがアジアの大学である。平成 25(2013)年度にはじめて英語圏の研究機関と交流協定を締結したが、今後、さらに英語圏の大学、研究機関との協定を増すことにより、本学における国際交流活動の活性化を図る。

国際交流委員会では、各委員が効率的に運営し活動している。一方、委員会所管の事業とは別に、いくつかの学部、学科主催の国際交流事業も実施されていることから、それぞれの交流事業の情報を共有し、全学的に国際交流活動を統括するための新たな部署の設置をワーキンググループの中で検討している。

#### **2) 地域連携教育研究センター**

3 部門体制で担ってきた地域連携センターの活動は、これまで多くの独創的な事業を創出し現在に至っている。そのため、当面は現在の運営体制を維持しながら、地域連携センター設立の目的である地域社会、自治体、NPO・市民団体、さらには企業などとの多面的な連携をより緊密化・深化できるよう努める。

#### **3) 全国高校生歴史フォーラム**

このフォーラムでは、優秀作品の作成者と指導教員を本学に招待し、研究発表をしてもらっているが、聴講者としては一般の人々がほとんどなく、審査委員、発表する高校生、指導教員及び審査委員合わせて 30 人程度であった。そのため、「全国高校生歴史フォーラム実行委員会」において、聴講者を増やすため 1) 学部生に対しての教員からの参加呼びかけ、2) 通信教育部学生に対しての周知徹底、3) 本学が主催する公開講座の場での告知、といった方策を平成 25(2013)年度から実施し、その結果、この年度は聴講者を 100 人程度に増やすことができた。

さらに、平成 26(2014)年度からは奈良県との共催により、コンテストとしての色合いを強めることで、聴講者をさらに増やす計画を立てている。

### **A-3 国際貢献**

#### **≪A-3 の視点≫**

#### **A-3-① レバノンにおける国際貢献**

#### **A-3-② モンゴルにおける国際貢献**

##### **(1) A-3 の自己判定**

基準項目 A-3 を満たしている

##### **(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **A-3-①レバノンにおける国際貢献**

**レバノン研究 平成 16(2004)～25(2013)年度**

### 「レバノン共和国所在壁画地下墓の保存修復研究」

本学では、本学の特別研究助成費に加えて、日本学術振興会（科学研究費補助金基盤研究〈A〉〈海外〉平成 16（2004）～19（2007）年度/平成 22（2010）～25（2013）年度）と日本私立学校振興・共済事業団（平成 17（2005）～19（2007）年度）からの研究助成を受け、西山要一教授（文学部文化財学科）を研究代表者として、平成 16（2004）～25（2013）年度までの 10 年間、レバノン文化省考古総局と共同で「レバノン共和国所在壁画地下墓の保存修復研究」を実施した。

レバノン共和国南部に位置するティール市及び近郊に所在する、古代ローマ時代の壁画地下墓ラマリ TJ04 とブルジュ・アル・シャマリ T. 01-I の 2 基を対象に、墓室内の温度・湿度・カビなどの環境、壁画顔料と描写技法、築造年代、壁画クリーニングと補強・修復、今後の保存環境の確保などを含めた研究を、人文科学と自然科学の学際的研究手法により行った。

その結果、ラマリ TJ04 地下墓の墓室内温湿度は変化が少なく常に安定していること、カビの発生も微量であることなどの要因により、1900 年を経た壁画は今も鮮やかな色彩を保っていることを明らかにした。また、壁面の波型、オリーブ花綱、石柱、灯火台、天井の花形などの壁画、これらは死者の住まいを荘厳なものとし、鉛棺の浮彫のメデューサ像と共に、被葬者の死後の世界での安寧を願うものであることも明らかにした。

平成 21（2009）年度からはじめたブルジュ・アル・シャマリ T. 01-I 地下墓の調査でも、墓室内の環境測定によって墓室内温湿度は変化が少なく常に安定していること、カビの発生も微量であることなどの要因により、ラマリ TJ04 同様、1800 年を経た今日でも壁画は鮮やかな色彩を保っていることを明らかにした。また、この地下墓の壁面の孔雀は永遠の命を、鳥、魚、肉、パン、ワイン甕などは食糧を、天井の鳥の遊ぶ花園などは死後世界での被葬者の安寧をそれぞれ表していること、また壁面のギリシャ語碑文によって本地下墓が「リュース」なる人物のために築造されたものであり、その年代はモザイク床のギリシャ語碑文によってティール暦 322 年（西暦 196～197 年）であることも明らかにした。さらに、この地下墓に隣接する地上にある 5 基の掘込石棺墓の 1 基からは、Pan 神の陶製マスク、ティールのコイン、貝殻、260 個のガラス玉などを発見し、これにより葬送儀礼について知ることができた。

なお、本研究は本学発行の『文化財学報第 31 集』において「レバノン共和国ティール市郊外ローマ時代壁画地下墓の修復研究」として公表している。【資料 A-3-1】

本研究は、遺跡の保存修復をメインテーマとする環境測定や壁画顔料の化学分析などによる自然科学と、考古学や美術史などによる人文科学を合体させた学際研究であり、レバノンでは初の試みであったが、上述の通り地下墓築造の年代と被葬者を特定するなど多くの事実を明らかにすることで、レバノンの考古学と歴史学のために貢献し、また古代ローマとシリアの属州であったティールの政治、歴史、文化の一端を解明することでも大きな成果をもたらした。

### A-3-② モンゴルにおける国際貢献

#### 1. モンゴル研究 平成 21（2009）～23（2011）年度

##### 「モンゴル遼代城郭都市の構造と環境変動」

本学では、大学創立 40 周年記念国際学術研究として、本学の特別研究助成費に加えて、アジア福祉教育財団(平成 21 (2009) 年度)と日本私立学校振興・共済事業団(平成 21 (2009) ~23 (2011) 年度)の研究助成を受け、千田嘉博教授(文学部文化財学科)を研究代表者として、「モンゴル遼代城郭都市の構造と環境変動」に関する研究を実施した。研究の目的は、1)本学がわが国で先駆けて深めてきた文化財学を海外の研究者と共有すること、2)国際的・先端的な研究環境の中で学生・院生が学ぶことで、「一人ひとりの学生を大切に」教育を実践すること、3)日本の歴史を物的資料に基づいてアジア視点から捉え直すこと、であった。

本研究ではまず、モンゴルではじめて 11 世紀の遼(契丹)時代の窯跡を発掘した。この成果はモンゴル国立カラコルム考古博物館の常設展示となり、高い評価を受けた。続けて、チントルゴイ城郭都市遺跡北城の東甕城(北東出入口)の発掘を行った。この発掘では 11 世紀の城門を発見し、残っていた 11m にも及ぶ建築材の保存処理を行った。このように考古学と保存科学が密接に連携することで文化財学の有効性を発揮した。遼時代の城門の全体像が解明されたのは、中国を含めて 2 例目である。研究班は、モンゴルのみならず中国社会科学院の研究者とも密接な研究交流を行って、アジア視点での研究連携を深めた。

さらに、研究班は、発掘調査と併行して古環境分析も実施した。この分析により、遼時代に遺跡周辺はカラマツの林が広がる水辺のオアシスであり、都市の建設が可能であったことが明らかになった。また、都市建設による水の大量消費と樹木の伐採によって急激な植生変化を招き、水資源の枯渇と草原化が進んだ結果、都市としての継続が困難になり、チントルゴイ城郭都市は廃棄されたと結論できた。

なお、本研究については、『チントルゴイ城跡の研究』として平成 22(2010)年、23(2011)年、24(2012)年の 3 度にわたり、それぞれの調査報告書を公表している【資料 A-3-2】。

こうした発掘の成果は、遼時代の生産と中心地機能を考古学から解明した基準資料として評価され、モンゴル国立カラコルム考古学博物館の常設展示では、本学の成果を採り上げた展示コーナーが設置されている。この展示は、本学の調査がモンゴルにおける学術的研究の中でどのような位置づけを得ているかを証明する、客観的な証拠である。

また、本研究を通して、アジアを中心にした国際交流を大きく進展させた。とりわけモンゴルだけでなく、同じく遼時代の考古学を研究している中国社会科学院・考古学研究所との交流が深まったことは重要である。中国社会科学院の研究者と相互に、それぞれの発掘現場を訪問して議論し、情報交換を行うなど、双方向的な学術交流を実現した点は評価できる。

さらに、本研究を通して、本学の院生がモンゴル科学アカデミー考古学研究所の研究員として長期留学することとなり、またモンゴルから調査に参加していた現地の 2 人の院生を本学に留学生として迎えることで、若手研究者の育成についても大きな成果をあげている。

## 2. モンゴル研究 平成 24(2012) - 25(2013) 年度

### 「トール川流域の大型城郭都市デジタルアーカイブと構造分析・比較」

本学では、本学の特別研究助成費に加えて、日本私立学校振興・共済事業団(平成 24

(2012)・26(2014)年度)の研究助成を受け、正司哲朗准教授(社会学部社会調査学科)を研究代表者として、「トーラ川流域の大型城郭都市デジタルアーカイブと構造分析・比較」というテーマで、モンゴルにある大型城郭都市について高精細な3次元計測を行い、それをデジタルアーカイブする研究を平成24(2012)年度から3年計画で実施している。モンゴルの遺跡は、世界遺産に登録されているものも多いが、遺跡保護はあまり行われていないため、あと数十年の間に風雨や開発などにより、消滅する恐れのある遺跡も多い。本研究は、それらについて3次元データを取得しデジタルアーカイブすることで、それらを将来のためにデジタル的に保存することを目的としている。

平成24(2012)年度は、8月3日から14日の日程で調査を行い、ウイグル時代のバイバリク遺跡にある城壁のデジタル化と、ウイグル帝国の首都であったハルバルガス遺跡の仏塔のデジタル化を行った。さらに、9～11世紀に契丹の人々が築いた後に、16～17世紀初頭にモンゴルの人々が遺したハルブフ遺跡(契丹時代の大型城壁内に石造物や壁を築いて利用していた遺跡)にある仏塔をデジタル化した。なお、この年度の調査・研究については、『モンゴル国における大型城郭都市のデジタルアーカイブ 2012』としてその成果を公表している【資料A-3-3】。

平成25(2013)年度は、8月2日から13日の日程で調査を行い、前年度に引き続きハルブフ遺跡にある寺院跡をデジタル化した。また、チントルゴイ山にある契丹時代に利用されていた烽火台をデジタル化すると共に、契丹時代の北方防衛の拠点城郭と位置づけられているオランヘレム遺跡の西門跡をデジタル化した。

### (3) A-3の改善・向上方策(将来計画)

#### A-3-① レバノンにおける国際貢献

##### レバノン研究 平成16(2004)～25(2013)年度

10年間にわたる本研究は、平成25(2013)年度で一旦締めくくりとなったが、その成果は本学とレバノン双方が共に共有するものである。しかし、本学が学際的研究による壁画地下墓の保存修復と歴史研究を目指すのに対し、レバノン側は考古学、美術史など個別分野の研究の深化に重きを置いていて、両者の研究法や価値観は必ずしも一致していない。この溝を少しでも埋める努力をしながら、今後も国際共同研究を積極的に推進し、両国の歴史、文化、社会への相互理解をさらに深める。

#### A-3-② モンゴルにおける国際貢献

##### 1. モンゴル研究 平成21(2009)～23(2011)年度

近年、夏休み期間が実質1ヶ月程度となり、長期的な海外発掘調査を実施することは、時間的に年々難しくなっている。改善策として、減少した夏期休業期間をいかに有効に活用するかを研究班で議論を深め、より良い調査・研究のための環境整備に努める。

この他、以下のような改善策を講じる。

- 1) 学内でこの研究に関する講演会を開催し、参加した学生、共同研究者も含めて、研究成果を発表する場を設けることで、学内に研究内容を周知し、協力体制を構築する。

2)モンゴル語・日本語ができる院生(留学生を含む)を継続的に雇用し、事務職員と研究代表者が連携しながら現地と学内の調整を進める。

3)3年次、大学院1年次を対象に、モンゴルへの興味を抱かせるための教育を行う。

このようにして課題を克服し、今後ますますモンゴルとの連携を深めながら、さらに実りある研究を推進する。

## 2. モンゴル研究 平成 24(2012)～25(2013)年度

現地との調整は調査を始める3ヶ月前から行う必要があり、現地調査は夏期休業期間中の短期間に限られている。調査中は、悪天候、移動手段のトラブルを初めとした過酷な環境におかれるため、調査メンバーが体調不良になることも多い。このような環境のもと、2年継続して大型城郭都市の主遺跡をデジタルアーカイブ化することができ、結果的には研究計画は概ね良好に進んでいる。

課題と改善策は上記と同じである。そして、上記のように課題を克服しながら、今後、ウイグル帝国、契丹(遼)、モンゴル帝国、モンゴル・オルス時代と変遷する中で消失していく、遺跡のデジタル化とその保存をますます推進させ、遺跡構造の分析を通して仏教文化が遺跡に与えた影響について明らかにする。

### [基準 A の自己評価]

以上の通り、本学では本学の使命・目的に基づいて、本学が持っている物的・人的資源を社会に提供し、他の組織との連携を図りつつ、国際社会にも貢献している。

物的・人的資源の社会への提供については、図書館では年3～4回の展示を行い、総合研究所ではいくつもの公開講座を開くと共に地域との連携事業に参画し、情報処理センターでは工夫を凝らしながらパソコン関連の公開講座を開き、臨床心理クリニックでは院生と修了生の研修を目的として地域の住民に心理臨床活動を展開し、博物館では学術資料を外部に貸し出すと共に講演会、ワークショップ、さらに企画展、常設展を実施している。このように十分に社会への提供は行われていると自己評価できる。

他の組織との連携については、国際交流では少人数ながらも海外の提携校との交換留学を堅実にを行うと共に国際交流室を中心に受入れ留学生を適切にサポートし、地域連携教育研究センターでは臨床・連携・研究という3部門の中で5つの事業を実践することで地域社会との連携を深めている。「全国高校生歴史フォーラム」では全国の高校生に呼びかけることで歴史への関心を高め、本学に来て発表することで高大連携の意識を一層深めることに成功している。このように他の組織との連携は十分に図られていると自己評価できるが、国際交流とフォーラムについては、今後広報室を中心に、より効果的な広報活動を展開する。

国際貢献については、レバノン共和国ティール市にある古代ローマ遺跡の地下墓を修復・保存する作業を平成16(2004)年度から10年間継続して実施している。築造の年代と被葬者を特定するなど現地の考古学・歴史学にも大きく貢献している。一方、モンゴル研究は平成21(2009)年度に始まり、遼代城郭都市の構造と環境をテーマに発掘調査を行っているが、その中で11世紀の窯跡や城門の新たな発掘もあり、現地でも高い評価を受けている。平成24(2012)年度からは3年計画で、モンゴルにある大型城郭都市遺跡をデジタル

アーカイブする研究を行っている。変遷する時代の中で消滅していく遺跡のアーカイブ化は、今後の現地における考古学・歴史学ばかりでなく、アジア全体にとっても貴重な資料として役立つはずである。このように、特にアジアにおける考古学・歴史学の分野において、十分貢献していると評価でき、今後も継続して貢献できるよう努める。

以上の通り、本学は、本学が持っている物的・人的資源の社会への提供を十分に行っており、基準 A を満たしていると自己評価できる。



## V. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし

奈良大学

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 2015 入学案内（通信教育部）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則、奈良大学通信教育部規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入試ガイド	
	学生募集要項（通信教育部）	
【資料 F-5】	学生便覧(COLLEGE LIFE)、履修要項	
	ハンドブック、スクーリングガイド、サブテキスト（通信教育部）	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 I-1】	大学案内 2015 p.13	【資料 F-2】の写し
【資料 I-2】	寄附行為 第3条	【資料 F-1】の写し
【資料 I-3】	学則 第1条	【資料 F-3】の写し
【資料 I-4】	大学院学則 第2条	【資料 F-3】の写し

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	寄附行為 第3条	【資料 F-1】の写し
【資料 1-1-2】	学則 第1条	【資料 F-3】の写し

奈良大学

【資料 1-1-3】	大学院学則 第 2 条	【資料 F-3】の写し
【資料 1-1-4】	教学の理念 昭和 62 (1987) 年 4 月 23 日の『教授会議事録』	
【資料 1-1-5】	奈良大学学則 第 3 条の 4	【資料 F-3】の写し
【資料 1-1-6】	奈良大学通信教育部規程の第 2 条の 2	
【資料 1-1-7】	奈良大学大学院学則第 4 条の 2	【資料 F-3】の写し
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学則 第 1 条	【資料 F-3】の写し
【資料 1-2-2】	寄附行為 第 3 条	【資料 F-1】の写し
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	COLLEGE LIFE (学生便覧) p. 4 『ハンドブック』(通信教育部) 表紙裏	【資料 F-5】の写し
【資料 1-3-2】	大学ホームページ(建学の精神、「教学の理念」ページの印刷)	
【資料 1-3-3】	大学案内 2015 p. 13	【資料 F-2】の写し
【資料 1-3-4】	2014 年度 学生募集要項(表紙裏) COLLEGE LIFE2014 p. 6~9	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッションポリシー(2014 年度 学生募集要項(表紙裏))、 ホームページ	【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-2】	アドミッションポリシー(2014 年度 学生募集要項(通信教育部))	
【資料 2-1-3】	アドミッションポリシー(2014 年度 大学院学生募集要項(表紙裏))、 ホームページ	【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-4】	大学案内 2014・大学案内 2015	【資料 F-2】の一部
【資料 2-1-5】	入試ガイド 2015	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-6】	Nara University 2014 入学案内(通信教育部)	【資料 F-2】の一部
【資料 2-1-7】	学科別広報用資料(学科別リーフレット、学科別小冊子、 キャンパスライフ)	
【資料 2-1-8】	平成 27 (2015) 年度 試験日・出願期間・学部会・合格発表日・ 手続締切日・試験場	
【資料 2-1-9】	2014 年度 学生募集要項(A0 入試)	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-10】	A0 入試ガイド 2015	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-11】	2014 年度 学生募集要項(奈良大学附属高等学校特別推薦入学 選考)	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-12】	2014 年度 学生募集要項(指定校制推薦入学選考)	【資料 F-4】の一部

奈良大学

【資料 2-1-13】	2014 年度 学生募集要項(推薦入試、一般入試、センター試験 利用入試)	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-14】	2014 年度 学生募集要項(編入学試験、社会人入試、社会人編 入学試験)	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-15】	2014 年度 入試問題集	
【資料 2-1-16】	平成 26 年度学生募集要項 (様式 1) (通信教育部)	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-17】	2014 年度 大学院学生募集要項	【資料 F-4】の一部
【資料 2-1-18】	学部学科別 過去 5 年間 入学定員・入学者数・定員充足率の 推移 (学部)	
【資料 2-1-19】	社会調査学科広報用資料 (リーフレット 進学カプセル・ i-pod)	
【資料 2-1-20】	通信教育部学生数の推移	
【資料 2-1-21】	研究科専攻別 過去 5 年間 入学定員・入学者数・定員充足率の 推移 (大学院)	
【資料 2-1-22】	教授会議事録 (平成 26 年 2 月 27 日)	
<b>2-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 2-2-1】	奈良大学学則第 3 条の 4、奈良大学通信教育部規程第 2 条の 2、 奈良大学大学院学則第 4 条の 2	【資料 F-3】の写し
【資料 2-2-2】	2014 COLLEGE LIFE (p. 6~9)、履修要項 平成 26 (2014) 年度 入学生用 (p. 6~12)、ハンドブック 2014 (平成 26 年) (p. 98) (通信教育部)、平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p7~ 8)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-3】	講義要項 平成 26 年度 奈良大学(閲覧用)、サブテキスト 学 習指導書 2014 (平成 26 年) (通信教育部)、スクーリング ガイド 2014 (平成 26 年) (p35~65) (通信教育部)、平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p24~31、33~46、48~51、 53~65、70~84、88~105)	【資料 F-5】の一部
【資料 2-2-4】	平成 26 (2014) 年度 講義要項	
【資料 2-2-5】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 15)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-6】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 13~17)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-7】	「古典芸能実習」「近世演劇鑑賞」「本と出版・実習」「実地見 学・踏査 I・II」 シラバス	
【資料 2-2-8】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 20~22)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-9】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 20~25)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-10】	2 回生見学会 (12 月)	
【資料 2-2-11】	留学生受入れおよび派遣人数について (史学科)	
【資料 2-2-12】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 28)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-13】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 26~30)	【資料 F-5】の写し

奈良大学

【資料 2-2-14】	地理学科国内巡検資料（平成 23 年度～25 年度）	
【資料 2-2-15】	地理学科海外巡検資料（平成 23 年度～25 年度）	
【資料 2-2-16】	履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 32～33）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-17】	履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 32～36）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-18】	「美術史実習 I～IV」、「考古学演習 I（一）～IV（一）」 シラバス	
【資料 2-2-19】	文化財学科海外研修旅行資料	
【資料 2-2-20】	文化財学科への留学生受入れ状況（H19 年度～H25 年度）	
【資料 2-2-21】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 34～40）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 38～44）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-22】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 43）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 47）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-23】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 38～39）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 42～43）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-24】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 35）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 39）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-25】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 35）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 39）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-26】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 35）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 39）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-27】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 35）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 39）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-28】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 34～35）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 38～39）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-29】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 41）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 45）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-30】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 84～85）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 88～89）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-31】	講義について	
【資料 2-2-32】	講義に関するアンケート	
【資料 2-2-33】	シャトルカード	
【資料 2-2-34】	奈良大学社会学部心理学科 2013 年度社会心理学応用実習 I・II 成果報告書	
【資料 2-2-35】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 42～43）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 46～47）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-36】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 42～43）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 46～47）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-37】	履修要項 平成 25（2013）年度入学生用（p. 42～43）、履修要項 平成 26（2014）年度入学生用（p. 46～47）	【資料 F-5】の写し

奈良大学

【資料2-2-38】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.42~43)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.46~47)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-39】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.86)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.90)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-40】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.42~43)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.46~47)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-41】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.92)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.96)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-42】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.47)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.51)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-43】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.73)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.77)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-44】	履修要項 平成25(2013)年度入学生用(p.87~91)、履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.91~95)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-45】	「奈良大学社会学部社会調査学科 教育支援用端末の貸与および利用に関するガイドライン」社会調査学科教育支援委員会	
【資料2-2-46】	「教育支援用端末譲渡に関する同意書」「教育支援用端末借用書」社会調査学科教育支援委員会	
【資料2-2-47】	「iPad miniの利用に関して」社会調査学科教育支援委員会、2014年4月3日オリエンテーション時配布資料	
【資料2-2-48】	「社会統計学Ⅰ 統計と統計学：『読み方』と『使い方』」中原洪二郎准教授、2013年4月9日「社会統計学Ⅰ」授業時配布資料	
【資料2-2-49】	「情報学概論」正司哲朗准教授、2014年4月14日「情報学概論」授業時配布資料	
【資料2-2-50】	履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.12)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-51】	履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.16、23、29、34、44、50)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-52】	履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.54)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-53】	履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.56~58)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-54】	履修要項 平成26(2014)年度入学生用(p.64)	【資料F-5】の写し
【資料2-2-55】	平成26年度 新入生オリエンテーション日程表	
【資料2-2-56】	2010年度 海外語学研修報告書、2013年度 海外語学研修報告書、奈良大学教養部2014海外語学研修行程表	
【資料2-2-57】	教養部主題科目環境論分野 環境論Ⅶ&Ⅷ 身近な水辺(大和川水系&木津川水系)の自然と水質の野外調査 過去4年間(2010~2013年)の実施状況	
【資料2-2-58】	「アルコールパッチテスト」、「新体力テスト」	

奈良大学

【資料 2-2-59】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 67)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-60】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 67~70)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-61】	奈良大学教職学習会活動記録(2005 年 1 月より第 1 期生が活動開始)	
【資料 2-2-62】	博物館法施行規則第 1 条、履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 82)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-63】	博物館実習 (一) 引率見学予定表、博物館実習講演会予定、博物館実習生 (館内実習) 受入館、実技実習予定表 (平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度)	
【資料 2-2-64】	ハンドブック 2014 (平成 26) (p. 4) (通信教育部)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-65】	奈良大学通信教育部規程第 7 条、別表 1	【資料 F-3】の写し
【資料 2-2-66】	奈良大学通信教育部規程第 9 条~12 条	【資料 F-3】の写し
【資料 2-2-67】	通信教育部履修規則第 5 条	
【資料 2-2-68】	通信教育部履修規則第 4 条	
【資料 2-2-69】	通信教育部履修規則第 6 条	
【資料 2-2-70】	サブテキスト 学習指導書 2014 (平成 26 年) (通信教育部)	【資料 F-5】の一部
【資料 2-2-71】	通信教育部スクーリング学外授業実施科目	
【資料 2-2-72】	平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p5、7~8)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-73】	平成 23 年度大学院履修要項・講義要項 (p61)	
【資料 2-2-74】	平成 25 年度大学院履修要項・講義要項 (p65~66)、平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p67~69)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-75】	平成 25 年度大学院履修要項・講義要項 (p65、78)、平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p85~87)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-76】	平成 25 年度大学院履修要項・講義要項 (p65)、平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p67、85)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-2-77】	平成 24 年度大学院委員会議事録 (平成 25 年 3 月 7 日)、資料 1	
【資料 2-2-78】	奈良大学大学院社会学研究科社会文化研究コース特別講義ポスター (2012 年度、2013 年度)	
【資料 2-2-79】	一般社団法人社会調査協会「大学別認定科目の一覧」2014 年度	
【資料 2-2-80】	奈良大学臨床心理クリニック実習生としての心得 2014 年度版	
【資料 2-2-81】	クリニック実習 (院生・相談補助員) 要領 2014 年度	
【資料 2-2-82】	ケースに伴う作業 2014	
【資料 2-2-83】	2014 年度版：学外実習施設 (委託) の概要と実習目的 (大学院臨床心理学コース)	



奈良大学

<b>2-3. 学修及び授業の支援</b>		
【資料 2-3-1】	平成 26 年度 新入生オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-2】	平成 26 年度 新 2・3・4 年次生ガイダンス日程表	
【資料 2-3-3】	平成 25 年度 後期履修ガイダンスについて (連絡)	
【資料 2-3-4】	2014 年度 教員オフィスアワー (前期)	
【資料 2-3-5】	履修登録未手続者送付文書	
【資料 2-3-6】	出席状況調査について (前期・後期)	
【資料 2-3-7】	保護者宛出席不良送付文書 (前期・後期)	
【資料 2-3-8】	保護者のつどい (2013 年度)	
【資料 2-3-9】	奈良大通信 (第 33 号～36 号) (通信教育部)	
【資料 2-3-10】	質問票 (通信教育部)	
【資料 2-3-11】	奈良大学ティーチング・アシスタント取扱規程	
【資料 2-3-12】	平成 26 年度 T・A 採用候補者および補助担当科目	
【資料 2-3-13】	奈良大学大学院学生以外のティーチング・アシスタント採用に関する取扱内規	
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	試験及び成績評価に関する規則第 14 条	
【資料 2-4-2】	GPA 制度取り扱い要項	
【資料 2-4-3】	通信教育部試験及び成績評価に関する規則	
【資料 2-4-4】	奈良大学学則第 9 条～17 条、奈良大学履修規則	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-5】	履修要項 平成 26 (2014) 年度入学生用 (p. 17、24、30、35、39、42、43、47)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-4-6】	奈良大学学則第 17 条、教授会規則第 4 条第 1 項第 9 号、同第 5 条第 1 項第 4 号、学部会規則第 3 条第 1 項第 1 号	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-7】	奈良大学学則第 15 条の 4、奈良大学通信教育部規程第 23 条	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-8】	奈良大学大学院文学研究科履修規則第 8 条の 2、奈良大学大学院社会学研究科履修規則第 8 条の 2	
【資料 2-4-9】	奈良大学大学院学則第 12 条、同第 13 条、奈良大学大学院文学研究科履修規則第 4 条、同第 9 条、奈良大学大学院社会学研究科履修規則第 4 条、同第 9 条、奈良大学学位規程第 3 条	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-10】	奈良大学大学院学則別表 1	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-11】	奈良大学大学院文学研究科履修規則第 4 条第 2 項	
【資料 2-4-12】	奈良大学学位規程第 4 条第 1 項、同第 2 項	
【資料 2-4-13】	平成 26 年度大学院履修要項・講義要項 (p12～15)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-4-14】	奈良大学大学院文学研究科における論文博士の取扱内規	
【資料 2-4-15】	奈良大学大学院研究年報第 19 号	
【資料 2-4-16】	奈良大学大学院研究年報に関する規程	

奈良大学

【資料 2-4-17】	奈良大学大学院学則第 34 条、奈良大学大学院研究生規則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	「キャリア支援科目」年度別受講者数一覧（平成 23～25 年度）	
【資料 2-5-2】	平成 25 年度奈良大学インターンシップ・プログラム参画企業・団体一覧、平成 25 年度奈良県大学連合インターンシップ制度参画企業・団体一覧	
【資料 2-5-3】	キャリア UP セルフチェックシート、キャリア UP セルフチェック実施結果一覧（平成 23～25 年度）	
【資料 2-5-4】	CAREER GUIDE 2013（3 年次生版）、CAREER GUIDE 2014（2 年次生版）	
【資料 2-5-5】	平成 26 年度進路ガイダンス・支援行事实施予定一覧	
【資料 2-5-6】	個人面談実施状況（平成 23～25 年度）	
【資料 2-5-7】	CAREER SUPPORT 2014	
【資料 2-5-8】	就職試験対策講座受講者数一覧（平成 23～25 年度）	
【資料 2-5-9】	学生活動団体一覧（平成 25 年度現在）	
【資料 2-5-10】	平成 25 年度 奈良大学 卒業生の教育効果に関する調査、卒業生（2012.3 卒業）評価調査集計結果一覧	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	奈良大学史学会会則	
【資料 2-6-2】	心理学科における卒業研究の副査制度に関する覚書（平成25年度版）	
【資料 2-6-3】	奈良大学社会学部社会調査学科2012年度社会調査実習（一）調査成果報告書、奈良大学社会学部社会調査学科2013年度社会調査実習（一）調査成果報告書	
【資料 2-6-4】	教職課程ハンドブック 平成 26（2014）年度入学生用（p.28）	
【資料 2-6-5】	奈良大学教職課程報告（第 3 号）	
【資料 2-6-6】	大学院修了後進路調査（文学研究科 文化財史科学専攻 博士前期・後期）	
【資料 2-6-7】	文学研究科 FD 懇談会開催結果報告	
【資料 2-6-8】	社会学研究科 FD 懇談会開催結果報告	
【資料 2-6-9】	FD 委員会規則	
【資料 2-6-10】	授業改善アンケート回答用紙	
【資料 2-6-11】	2012（平成 24）年度 FD 活動・授業改善アンケート報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生指導委員会規則	
【資料 2-7-2】	2014 奈良大学発行下宿案内	

奈良大学

【資料 2-7-3】	2014 COLLEGE LIFE (p. 84)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-7-4】	奈良大学学外活動補助金取扱い内規	
【資料 2-7-5】	奈良大学表彰規程	
【資料 2-7-6】	奈良大学奨学金規則、奈良大学奨学金細則	
【資料 2-7-7】	2014 COLLEGE LIFE (p. 28～30)	【資料 F-5】の写し
【資料 2-7-8】	奈良大学学則第 40 条、学費延分納内規	【資料 F-3】の写し
【資料 2-7-9】	奈良大学特別奨学金規程、奈良大学特別奨学金規程施行細則	
【資料 2-7-10】	奈良大学特別待遇奨学生規程、奈良大学特別待遇奨学生規程細則	
【資料 2-7-11】	学校法人奈良大学学園内進学奨学金規程	
【資料 2-7-12】	奈良大学大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	
【資料 2-7-13】	奈良大学緊急支援貸与金規程	
【資料 2-7-14】	学生に対する災害見舞金支給内規	
【資料 2-7-15】	奈良大学学費減免取扱規則	
【資料 2-7-16】	奈良大学短期貸付金規程	
【資料 2-7-17】	学生相談室の利用案内	
【資料 2-7-18】	学生相談室規則	
【資料 2-7-19】	奈良大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程、セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する規則	
【資料 2-7-20】	2014 年度 STOP！セクシュアル・ハラスメント相談の手引き	
【資料 2-7-21】	医務室からのお知らせ	
【資料 2-7-22】	感染症対策会議録（平成 21 年 9 月 11 日）、感染症対策緊急連絡網	
【資料 2-7-23】	国際交流委員会規程	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教員名簿（平成 26 年度）	
【資料 2-8-2】	教員の人事にかかる選考並びに審査に関する規則第 4 条	
【資料 2-8-3】	教員の人事にかかる選考並びに審査に関する文学部施行細則	
【資料 2-8-4】	教員の人事にかかる選考並びに審査に関する社会学部施行細則	
【資料 2-8-5】	教員の人事にかかる選考並びに審査に関する教養部施行細則	
【資料 2-8-6】	奈良大学大学院文学研究科を担当する教員の審査に関する規則	
【資料 2-8-7】	奈良大学大学院社会学研究科を担当する教員の審査に関する規則	
【資料 2-8-8】	FD 委員会規則	

奈良大学

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	受講者数一覧表（平成 23～25 年度）	
【資料 2-9-2】	平成 26 年度事業計画書（抜粋）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人奈良大学報 No. 57	
【資料 3-1-2】	奈良大学報 vol. 162	
【資料 3-1-3】	学校法人奈良大学就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人奈良大学公益通報者保護規程	
【資料 3-1-5】	奈良大学における公的研究費の取扱いに関する規則	
【資料 3-1-6】	公的研究費に係る事務処理手続に関する細則	
【資料 3-1-7】	奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則	
【資料 3-1-8】	学校法人奈良大学個人情報取扱規程	
【資料 3-1-9】	学校法人奈良大学情報倫理規程	
【資料 3-1-10】	学校法人奈良大学公益通報者保護規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-11】	人権委員会規則	
【資料 3-1-12】	奈良大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-13】	セクシャル・ハラスメント相談窓口に関する規則	
【資料 3-1-14】	セクシャル・ハラスメント相談窓口における相談の指針	
【資料 3-1-15】	奈良大学防火管理規則	
【資料 3-1-16】	学校法人奈良大学地震災害応急対策要領	
【資料 3-1-17】	奈良大学ホームページ「教育情報の公開」	
【資料 3-1-18】	学校法人奈良大学財務情報公開規程	
【資料 3-1-19】	奈良大学ホームページ「財務情報公開」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人奈良大学 役員（理事・監事）名簿	
【資料 3-2-2】	平成 25 年度第 6 回理事会議事録（第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案及び予算案について）	
【資料 3-2-3】	平成 25 年度第 6 回評議員会議事録（第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案及び予算案について）	

奈良大学

【資料 3-2-4】	平成 25 年度第 6 回理事会議事録（第 2 号議案 平成 25 年度第 1 回補正予算案について） 平成 25 年度第 6 回評議員会議事録（第 2 号議案 平成 25 年度第 1 回補正予算案について）	
【資料 3-2-5】	平成 25 年度第 1 回理事会議事録（第 1 号報告 平成 24 年度事業報告及び決算について）	
【資料 3-2-6】	監事監査報告書（平成 26 年 5 月 14 日）	
【資料 3-2-7】	文部科学省 学校法人実態調査「監事の職務執行状況」	
【資料 3-2-8】	平成 25 年度第 1 回評議員会議事録（第 1 号報告 平成 24 年度事業報告及び決算について）	
【資料 3-2-9】	学校法人奈良大学理事会会議規則	
【資料 3-2-10】	戦略的企画会議設置について	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	教授会規則	
【資料 3-3-2】	学部会規則	
【資料 3-3-3】	通信教育部委員会規則	
【資料 3-3-4】	奈良大学大学院委員会規程	
【資料 3-3-5】	奈良大学大学院文学研究科委員会規程、奈良大学大学院社会学研究科委員会規程	
【資料 3-3-6】	学部長会議資料	
【資料 3-3-7】	部館長会議資料	
【資料 3-3-8】	企画委員会規則	
【資料 3-3-9】	ホームページ企画委員会答申	
【資料 3-3-10】	情報教育検討委員会答申	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人奈良大学 役員（理事・監事）名簿	【資料 3-2-1】と同じ
【資料 3-4-2】	戦略的企画会議設置について	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 3-4-3】	公認会計士 監査計画日程表	
【資料 3-4-4】	学校法人奈良大学 評議員 名簿	
【資料 3-4-5】	平成 25 年度第 6 回評議員会議事録（第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案及び予算案について）	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-4-6】	監事監査報告書（平成 26 年 5 月 14 日）	【資料 3-2-6】と同じ
【資料 3-4-7】	平成 25 年度第 1 回評議員会議事録（第 1 号報告 平成 24 年度事業報告及び決算について）	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-4-8】	学校法人奈良大学報 v o 1.60	
【資料 3-4-9】	奈良大学報 v o 1.165	

奈良大学

【資料 3-4-10】	学校法人奈良大学理事会業務委任規則	
【資料 3-4-11】	学校法人奈良大学稟議及び合議取扱規程	
【資料 3-4-12】	奈良大学学長候補者選考規程	
【資料 3-4-13】	奈良大学学長候補者選考規程	
【資料 3-4-14】	奈良大学学長選考規則	
<b>3-5. 業務執行体制の機能性</b>		
【資料 3-5-1】	学校法人奈良大学事務組織図	
【資料 3-5-2】	学校法人奈良大学定年退職者再雇用規程	
【資料 3-5-3】	学校法人奈良大学組織・職制規程	
【資料 3-5-4】	職員の年間業務分担表及び業務スケジュール表	
<b>3-6. 財務基盤と収支</b>		
【資料 3-6-1】	第 1 期中期財政計画（平成 21 年度～平成 25 年度）	
【資料 3-6-2】	奈良大学報 vol. 152	
【資料 3-6-3】	第 2 期中期財政計画（平成 26 年度～平成 30 年度）	
【資料 3-6-4】	平成 25 年度 予算編成方針	
【資料 3-6-5】	平成 25 年度 財務分析書	
【資料 3-6-6】	奈良大学 消費収支関係財務比率 学校法人奈良大学 貸借対照表関係財務比率	
【資料 3-6-7】	奈良大学モンゴル遺跡調査研究後援会	
<b>3-7. 会計</b>		
【資料 3-7-1】	学校法人奈良大学経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 25 年度第 6 回理事会議事録（第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案及び予算案について） 平成 25 年度第 6 回評議員会議事録（第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案及び予算案について）	【資料 3-2-2】 と同じ 【資料 3-2-3】 と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人奈良大学稟議及び合議取扱規程	【資料 3-4-11】 と同じ
【資料 3-7-4】	平成 25 年度第 6 回理事会議事録（第 2 号議案 平成 25 年度第 1 回補正予算案について） 平成 25 年度第 6 回評議員会議事録（第 2 号議案 平成 25 年度第 1 回補正予算案について）	【資料 3-2-4】 と同じ
【資料 3-7-5】	平成 26 年 3 月 月次試算表	
【資料 3-7-6】	監事監査報告書（平成 26 年 5 月 14 日）	【資料 3-2-6】 と同じ
【資料 3-7-7】	平成 25 年度第 1 回理事会議事録（第 1 号報告 平成 24 年度事業報告及び決算について） 平成 25 年度第 1 回評議員会議事録（第 1 号報告 平成 24 年度	【資料 3-2-5】 と同じ 【資料 3-2-8】 と同じ

奈良大学

	事業報告及び決算について	
【資料 3-7-8】	学校法人奈良大学資金運用内規	
【資料 3-7-9】	公認会計士 監査計画日程表	【資料 3-4-3】と同じ
【資料 3-7-10】	学校法人奈良大学財務情報公開規程	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-7-11】	奈良大学ホームページ「財務情報公開」	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-7-12】	学校法人奈良大学公益通報者保護規程	【資料 3-1-4】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	奈良大学自己点検・自己評価規程	
【資料 4-1-2】	奈良大学自己点検・自己評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	『自己点検・自己評価報告書』平成 5(1993)年発行	
【資料 4-1-4】	『奈良大学の現状と課題' 93～'96 伝統と現代感覚の調和』平成 10(1998)年 3 月 1 日発行	
【資料 4-1-5】	『奈良大学の現状と課題 1997～2002 伝統と現代感覚の調和』平成 16(2004)年 3 月 1 日発行	
【資料 4-1-6】	『奈良大学の現状と課題 2007～2010 伝統と現代感覚の調和』平成 24(2012)年 3 月 20 日発行	
【資料 4-1-7】	『奈良大学自己評価報告書』平成 19(2007)年 7 月発行	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	『FD 活動・授業改善アンケート報告書』	
【資料 4-2-2】	窓口対応に関するアンケート	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	奈良大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 25 年度第 2 回自己点検・自己評価委員会資料	
【資料 4-3-3】	平成 25 年度第 3 回自己点検・自己評価委員会資料	
【資料 4-3-4】	平成 25 年 4 月 学部長会議資料	
【資料 4-3-5】	平成 26 年 3 月 学部長会議資料	
【資料 4-3-6】	平成 25 年 6 月 部館長会議資料	
【資料 4-3-7】	平成 26 年 3 月 部館長会議資料	

基準 A. 提携と連携・貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		

奈良大学

【資料 A-1-1】	奈良大学図書館規則	
【資料 A-1-2】	「図書館の公開について」（『平成 25 年度学術情報基盤実態調査報告』平成 26 年 3 月文部科学省研究振興局参事官〈情報担当〉付・発行）の抜粋	
【資料 A-1-3】	奈良大学図書館地域公開に関する取扱要領	
【資料 A-1-4】	地域公開登録者の推移	
【資料 A-1-5】	相互利用に関する統計	
【資料 A-1-6】	一時利用者の推移	
【資料 A-1-7】	近年の企画展テーマ	
【資料 A-1-8】	本学蔵書における考古学関係資料・奈良関係資料データ	
【資料 A-1-9】	奈良大学博物館利用規則	
【資料 A-1-10】	平成 19（2007）年度～25（2013）年度開催の展覧会	
【資料 A-1-11】	これまでに実施した講演会・シンポジウム・ワークショップ	
【資料 A-1-12】	博物館資料貸出履歴	
【資料 A-1-13】	奈良大学総合研究所規則	
【資料 A-1-14】	奈良大学研究助成規程	
【資料 A-1-15】	奈良を中心とする研究	
【資料 A-1-16】	『総合研究所所報』	
【資料 A-1-17】	公開講座申込者数	
【資料 A-1-18】	せいぶ市民カレッジ「奈良大学文化講座」	
【資料 A-1-19】	その他の社会地域連携事業	
【資料 A-1-20】	奈良大学情報処理センター規則	
【資料 A-1-21】	情報処理センター主催公開講座	
【資料 A-1-22】	情報処理センター公開講座アンケート 平成 19(2007)年度～平成 25(2013)年度	
【資料 A-1-23】	奈良大学臨床心理クリニック規則	H26. 4. 1 施行
【資料 A-1-24】	平成 26 年度 臨床心理クリニック スタッフ一覧	
【資料 A-1-25】	臨床心理クリニック運営委員会規則	H26. 4. 1 施行
【資料 A-1-26】	『臨床クリニック紀要 No.5』	
【資料 A-1-27】	総ケース数およびセッション数	
【資料 A-1-28】	年代別、性別ケース数（新規ケース）	
【資料 A-1-29】	地域別数（新規ケース）	
【資料 A-1-30】	来談経緯（新規ケース）	
【資料 A-1-31】	相談内容分類（新規ケース）	
【資料 A-1-32】	転帰	
【資料 A-1-33】	奈良市内のある高校における実習統計	
【資料 A-1-34】	奈良大学臨床心理クリニックあゆみ（公開講演会等）	
A-2. 他の組織との連携		



奈良大学

【資料 A-2-1】	教学の理念 昭和 62(1987)年 4 月 23 日の『教授会議事録』	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 A-2-2】	国際交流委員会規程	
【資料 A-2-3】	交換留学制度による留学生の受入れ・派遣の推移	
【資料 A-2-4】	奈良大学大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	
【資料 A-2-5】	奈良大学学部生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程	
【資料 A-2-6】	奈良大学地域連携教育センター規程	
【資料 A-2-7】	『奈良大学地域連携教育研究センター平成 24 年度報告書』P.32 組織図	【資料 A-2-8】の一部
【資料 A-2-8】	奈良大学地域連携教育研究センター平成 24 年度事業報告書』	
【資料 A-2-9】	全国高校生歴フォーラム 応募校数・応募点数一覧表	
A-3. 国際貢献		
【資料 A-3-1】	『文化財學報第 30 集』2012 年 3 月 31 日発行	
【資料 A-3-2】	『チントルゴイ城跡の研究』2009 年調査報告書(2010 年 3 月 10 日発行)、2010 年調査報告書(2011 年 3 月 11 日発行)、2009-2011(2011 年 3 月 31 日発行)	
【資料 A-3-3】	『モンゴル国における大型城郭都市のデジタルアーカイブ 2012』(2013 年 3 月 1 日発行) 『モンゴル国における大型城郭都市のデジタルアーカイブ 2013』(2014 年 3 月 1 日発行)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

